

島根総合発展計画 第2次実施計画答申案

平成24年3月

島根県総合開発審議会

目 次

第2次実施計画の基本的考え方	1
1. 島根総合発展計画「第2次実施計画」策定の趣旨	
2. 計画の性格	
3. 「第1次実施計画」の総括的評価	
4. 「第2次実施計画」の期間と成果参考指標	
5. 「第2次実施計画」の推進にあたっての重点分野	
参 考 基 本 構 想 の 概 要	5
1. 島根を取り巻く情勢	
2. 島根の将来像と基本目標	
3. 計画の推進に向けた県の基本姿勢	
政策施策体系	19
第2次実施計画	
政 策	25
I・活力あるしまね	27
1. ものづくり・IT産業の振興	28
2. 自然が育む資源を活かした産業の振興	30
3. 観光の振興	32
4. 中小企業の振興	34
5. 雇用・定住の促進	36
6. 産業基盤の維持・整備	38
II・安心して暮らせるしまね	41
1. 安全対策の推進	42
2. 健康づくりと福祉の充実	44
3. 医療の確保	46
4. 子育て支援の充実	48
5. 生活基盤の維持・確保	50
III・心豊かなしまね	53
1. 教育の充実	54
2. 多彩な県民活動の推進	56
3. 人権の尊重と相互理解の推進	58
4. 自然環境、文化・歴史の保全と活用	60

施 策	63
I・活力あるしまね	65
I-1-1 県内企業の経営・技術革新の支援	66
2 ソフト系IT産業の振興	68
3 新産業・新事業の創出	70
4 企業誘致の推進	72
I-2-1 売れる農林水産品・加工品づくり	74
2 県産品の販路開拓・拡大の支援	78
3 農林水産業の担い手の確保・育成	80
I-3-1 地域資源を活用した観光地づくりの推進	82
2 情報発信等誘客宣伝活動の強化	84
I-4-1 特色ある技術・材料を活かした取組みの促進	86
2 経営安定化の支援	88
3 商業の振興	90
I-5-1 産業人材の育成	92
2 雇用・就業の促進	94
3 就業環境の整備	96
4 U・Iターンの促進	98
I-6-1 高速道路網の整備	100
2 航空路線の維持・充実	102
3 空港・港湾の維持・整備	104
II・安心して暮らせるしまね	107
II-1-1 危機管理体制の充実・強化	108
2 消防防災対策の推進	110
3 原子力安全・防災対策の充実・強化	114
4 治安対策の推進	118
5 交通安全対策の推進	122
6 消費者対策の推進	124
7 災害に強い県土づくり	126
8 食の安全の確保	130
II-2-1 健康づくりの推進	132
2 地域福祉の推進	134
3 高齢者福祉の推進	136
4 障害者の自立支援	138
5 生活衛生の充実	140
6 生活援護の確保	142

II - 3 - 1	医療機能の確保	144
2	県立病院における良質な医療提供	146
3	医療従事者の養成・確保	148
II - 4 - 1	子育て環境の充実	150
2	子育て福祉の充実	152
3	母子保健の推進	154
II - 5 - 1	道路網の整備と維持管理	156
2	地域生活交通の確保	158
3	地域情報化の推進	160
4	都市・農山漁村空間の保全・整備	162
5	居住環境づくり	164
6	地域コミュニティの維持・再生	166
III・心豊かなしまね	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	169
III - 1 - 1	学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	170
2	発達段階に応じた教育の振興	172
3	青少年の健全な育成の推進	176
4	高等教育の充実	178
III - 2 - 1	生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	180
2	スポーツの振興	182
3	文化芸術の振興	184
III - 3 - 1	人権施策の推進	186
2	男女共同参画の推進	188
3	国際化と多文化共生の推進	190
III - 4 - 1	多様な自然の保全	192
2	自然とのふれあいの推進	194
3	景観の保全と創造	196
4	文化財の保存・継承と活用	198
5	環境保全の推進	200
6	再生可能エネルギーの利活用の推進	204
計画の推進に向けた県の基本姿勢	・・・・・・・・・・・・・・・・	207
1	県民の総力を結集できる行政の推進	208
2	市町村との更なる連携による行政の推進	209
3	財政健全化に向けた改革の推進	210
4	迅速に活動できる組織の運営	212
5	政策推進システムの充実	213

第2次実施計画の基本的考え方

1. 島根総合発展計画「第2次実施計画」策定の趣旨

- 本県では、島根が目指すべき将来像として「豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根」を掲げた「島根総合発展計画」を平成20年3月に策定しました。この計画は、概ね10年後の将来像を示した「基本構想」と、平成23年度末を目標年次とした「実施計画」で構成しています。この4年間、実施計画に示した目標の達成に向けて、財政健全化との整合性を図りながら、国の経済対策なども活用しつつ総力を挙げて取り組んできました。
- その結果、当初の目標達成が見込まれる政策・施策がある一方で、計画策定後に発生したリーマンショックや急激な円高の進行、東日本大震災などにより社会・経済情勢が大きく変化し、産業や雇用の分野など目標の達成が難しいものや、安全・安心な県民生活の確保の分野などにおいて、新たに取り組むべき課題が出てきています。また、今後の国の原子力発電をはじめとするエネルギー政策や、地方分権改革、社会保障と税の一体改革、今般のTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加の問題などにも注視していく必要があります。
- 「島根総合発展計画」の実施計画については、平成23年度末に計画期間が終了することから、こうした現下の本県をとりまく社会・経済情勢の変化や、新たな課題、中長期的な問題等にも対応し、所要の見直しを行なった「第2次実施計画」を策定します。

2. 計画の性格

- 平成20年3月に策定した「島根総合発展計画」は、概ね10年後の島根の将来像を想定し、中長期的な展望を示した総合的な戦略プランと位置づけられるものです。政策の目的や取組の方向、目的を明らかにするとともに、県の行政運営の方針だけではなく、広く県民が目標を共有することができるものとしています。
- 第2次実施計画は、これまでの4年間の取組を踏まえ、「島根総合発展計画」の基本構想に掲げた3つの基本目標を達成するための具体的な政策・施策を体系的に示すとともに、施策においては、取組の成果をより分かり易くするための参考的な目標数値等を設定します。

- 計画は、依然として厳しい島根県財政の健全化と島根の総合的な発展の両立を実現するため、引き続き、財政健全化基本方針と整合性を確保するものとし、
- 県の各部局等において策定する分野別計画・プラン等は、この計画と整合性を確保するものとし、一貫性のある県政運営となるよう留意します。

3. 「第1次実施計画」(H20~H23年度末)の総括的評価

- 政策はいずれも着実に実施されており、政策を構成する各施策の目標については、概ね達成できる見込みです。
- 一方で、厳しい経済情勢の中、「ものづくり・IT産業」については、着実に取組を行っていますが、目標達成が困難な状況です。
- それ以外の施策についても、目標そのものは達成できる見込みとはなっていますが、経済・雇用、農林水産、交通、医療などは厳しい状況です。
- また、県民生活の安全・安心の確保や、定住、中山間地問題等については、引き続き適切に取り組んでいくことが必要です。

4. 「第2次実施計画」の期間と成果参考指標

- 平成24年度から27年度末までの4年間とします。
また、この4年間の取組目標をより分かり易いものとし、この計画と一体となった行政評価を行うため、施策別に、平成27年度の目標値等を示した参考的な指標を設定します。

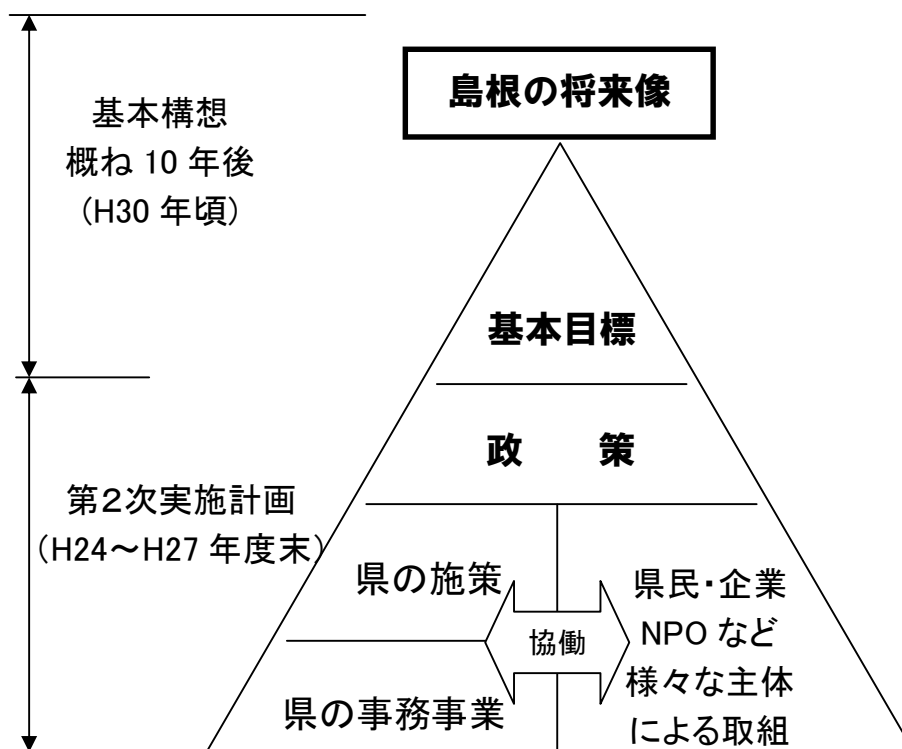
5. 「第2次実施計画」の推進にあたっての重点分野

- 「第2次実施計画」の推進にあたっては、「第1次実施計画」の評価や、現下の厳しい経済・雇用情勢を踏まえたものとし、
- 震災・原子力防災等の安全・安心な県民生活の確保、今後の島根を支える若者の定住や農林水産業の担い手の確保、また、新たな課題への対応等も念頭に、島根の「強み」を活かしながら、県の将来的な発展などのために必要な以下の分野について、重点的に取り組んでいくこととします。

- 産業の振興、雇用の確保
- 安全・安心な県民生活の確保
- 医療・福祉の確保・充実
- 中山間地域の振興
- 教育の充実、文化・歴史の保存と活用

【島根総合発展計画のイメージ図】

市町村との緊密な協調・連携のもと、島根の総力を結集して、将来像の実現を目指します。



上記イメージ図の三角形の上部にある「基本目標」と「政策」は、「島根の将来像」の実現を目指して、県民すべてが共有するものと位置づけています。

次に、その実現に向けて、県行政が取り組む具体的な方策（「県の施策」及び「県の事務事業」）を掲げるとともに、県民、企業、NPO¹ など様々な主体による協働²の取組や、地域の活性化に向けた活動などについて紹介します。

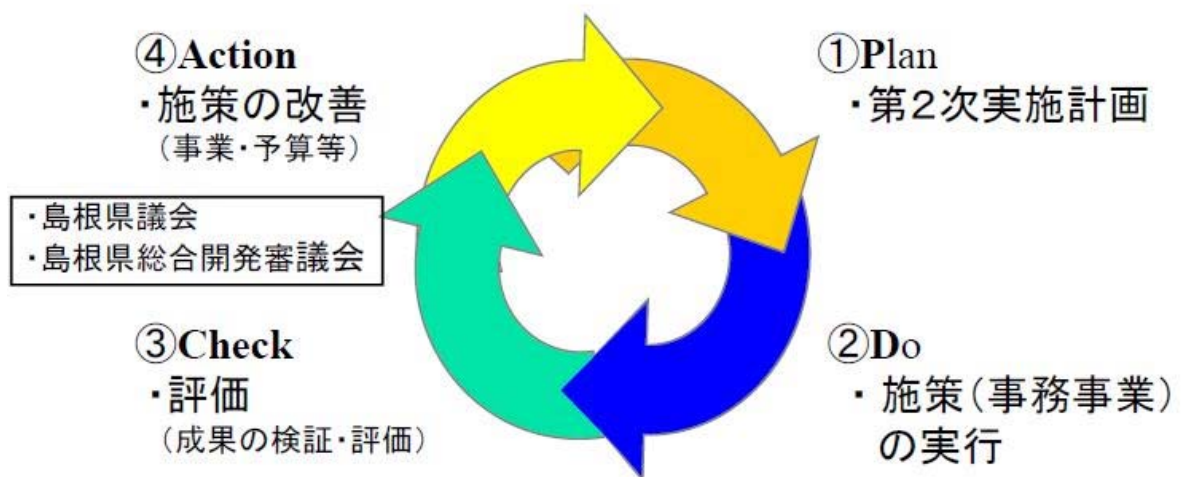
¹ NPO：Non-Profit Organization「非営利組織」。利益の獲得・分配を目的とせず、社会の様々な課題に対する社会的使命の実現を目指し、不特定多数のもの利益の増進のために活動する組織・団体。NPOの中で「特定非営利活動促進法」により法人格を取得したものがNPO法人（特定非営利活動法人）

² 協働：県民、企業、NPOなどと行政が、共通の目的を達成するために、自立した対等な関係で、相互の立場や特性を認識・尊重しながら、協力して活動すること。協働により、きめ細やかな公共サービスの提供が可能となったり、県政への県民参加が進んだり、行政サービスの効率化が図られることなども期待されている。

【島根総合発展計画「第2次実施計画」の進行管理】

島根総合発展計画に掲げる将来像と基本目標の達成に向けて、第2次実施計画に掲げた施策の成果の検証と評価を毎年実施し、以後の施策の改善に結びつけるマネジメント（行政評価システム）の取組を徹底し、その状況を広く公表します。

なお、計画の実施については、毎年の評価結果を踏まえ、社会・経済情勢等の変化も見極めながら、予算等に反映するなど、機動的に対応していきます。



「マネジメントサイクル（行政評価システム）のイメージ」

参 考 基本構想の概要

1. 島根を取り巻く情勢

(1) 時代の潮流

・全国的な人口減少・少子高齢社会の到来

我が国の人口は減少に向かいつつあります。高齢者の割合が今後さらに高まる中で、地域の活力を維持していくための取組がますます重要となっています。

・地方分権社会の進展と国・地方を通じた厳しい経済情勢

住民に身近な行政サービスは、できるだけ住民に身近な行政主体が担うという視点から、「国と地方の協議の場」が法制化され、第二期地方分権改革に向けた検討が進められています。

・経済のグローバル化

世界的な規模でグローバル化が進展し、我が国では特に東アジア地域との結びつきが深まっています。リーマンショックや、急激な円高の進行など、我が国経済は、大きな影響を受けています。

・情報化・科学技術の進展

IT、ナノテクノロジー、バイオテクノロジーなど、多様な技術革新を幅広い分野に浸透させる取組が経済の成長力強化につながっています。

・社会保障制度の一体的な見直し

国においては、増え続ける社会保障費と財政健全化を両立するため、社会保障と税の一体改革の議論が進められています。

・環境問題や安全・安心への関心の高まり

東日本大震災や福島原子力発電所の事故等に伴う、防災・減災対策、地球規模で深刻化する環境問題への対応、また、治安対策などの安全・安心の確保に向けた取組が重要となっています。

・多様な価値観が共存する成熟社会

一人ひとりの価値観や個性を尊重する中にも、連携や調和を大切にする社会の実現が求められています。

(2) 島根の現状と課題

● 県土・人口・経済等

〔県土〕

島根は、県土の約8割が森林に覆われるとともに、日本海に浮かぶ隠岐諸島や長い海岸線を有するなど豊かな自然に恵まれている一方、課題も有しています。

島根県の面積は6,707 km²で、全国第19位、国土の約2%を占めています。また、東西に約230kmと細長く、隠岐諸島を有していることから、地理的にも歴史的にも異なる特性がそれぞれの地域に存在しています。県土の約8割を占める森林と大小の河川・湖沼、沖合に広がる日本海など、豊かな自然に恵まれています。脆弱な土質や気象条件等から、多くの自然災害にも見舞われてきました。

また、山々が海岸線にせまっていることなどから、県土のおよそ87%は中山間地域³となっており、生活や経済活動の条件などが厳しく、過疎化・高齢化の進行が極めて深刻な状況となっている集落も増えつつあります。このため、地域の内外から多様な知恵と力を結集して、耕地、森林等がもつ公益的機能や、住民生活を支える地域機能を維持していく必要があります。

一方、暖流と寒流が交わる隠岐諸島周辺や出雲・石見地域の沿岸・沖合は、魚介藻類が豊富な漁場となっています。しかし、竹島とその周辺海域は、韓国の警備隊員の常駐などにより約60年にわたって不法に占拠され、漁業権などの我が国の主権が行使できない状況となっています。島根県では、平成17年3月に条例を制定し、竹島問題について啓発活動等を実施しています。政府の外交努力によって問題の平和的な解決と領土権の早期確立が図られるべきです。



³ 中山間地域：「島根県中山間地域活性化基本条例」において島根県独自に定めた地域（過疎地域、特定農山村地域、辺地など）

〔人口〕

島根県の人口減少と高齢化は、これからも進みます。中山間地域では、特にその傾向が顕著となっています。働く場を増やすなど、人口の県外流出を食い止めるための取組が必要です。

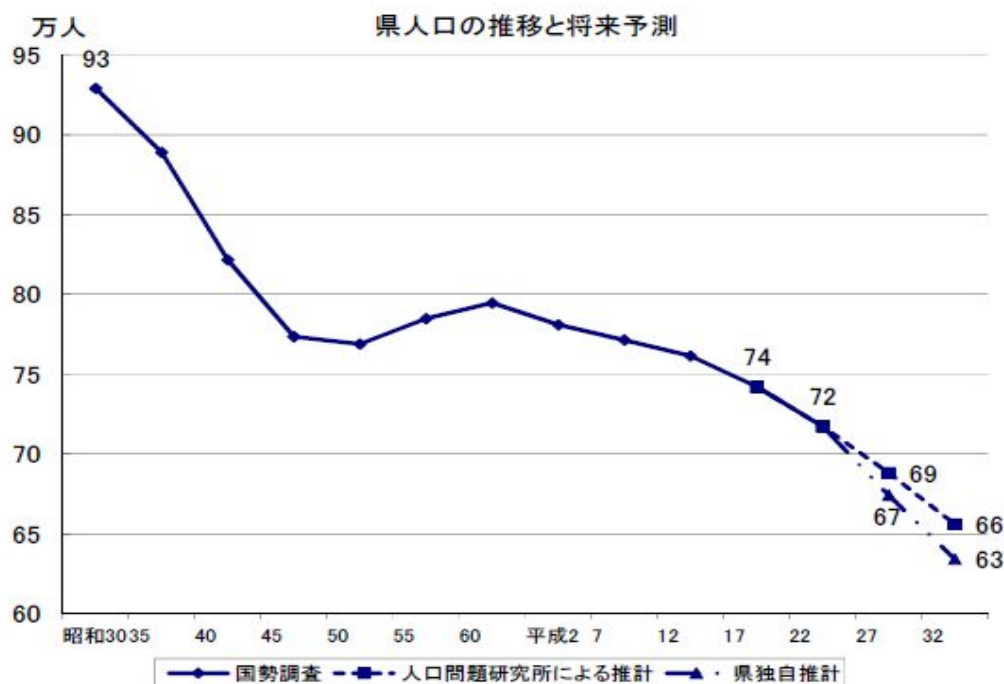
島根県の人口は、昭和30（1955）年の92万9千人をピークとして、その後は、一時的に増加する時期はあったものの減少傾向が続いており、平成22（2010）年の国勢調査では71万7千人となっています。

社会動態についてみると、県外への転出者が県内への転入者を上回る社会減が続いています。この社会減は近年拡大傾向にあり、特に、高校生の県内就職数が低下傾向にあるなど、若年者の県外流出が増加しています。

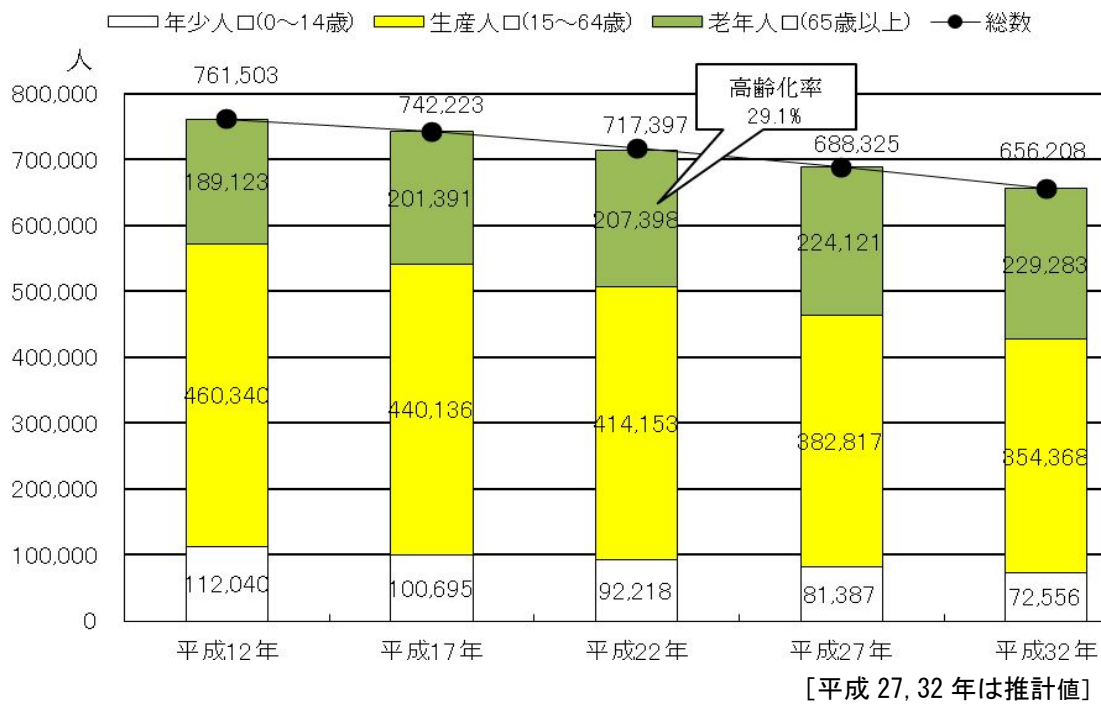
自然動態についてみると、平成4（1992）年から死亡数が出生数を上回る自然減が続いていますが、この自然減も近年拡大傾向にあります。

将来の人口については、人口問題研究所が平成19年5月に公表した人口推計によると、平成32（2020）年には県人口は65万6千人、65歳以上人口の割合は35%になると予測されており、人口減少と少子高齢化がさらに進行すると見込まれます。また、近年の社会減が拡大している傾向を踏まえ、県独自に行った推計では県人口は同年には63万4千人となり、さらなる人口減少も予測されます。

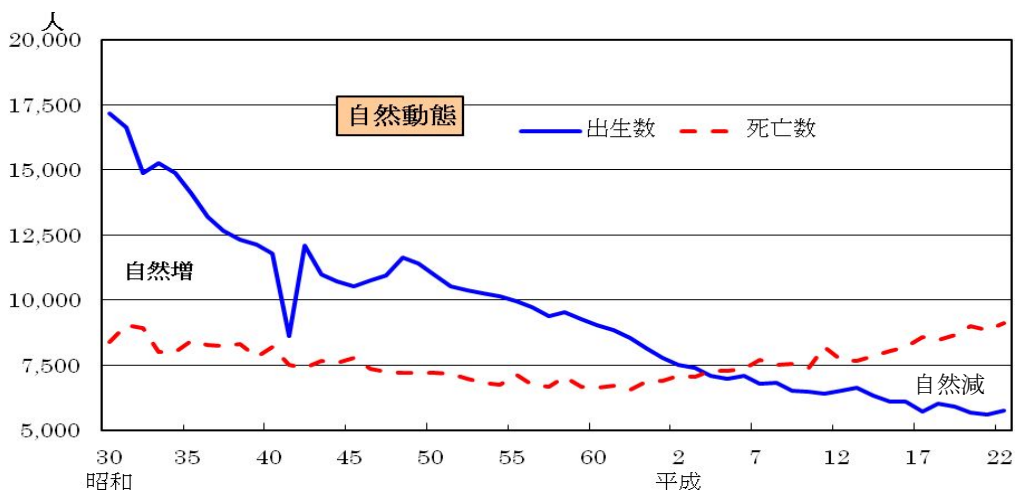
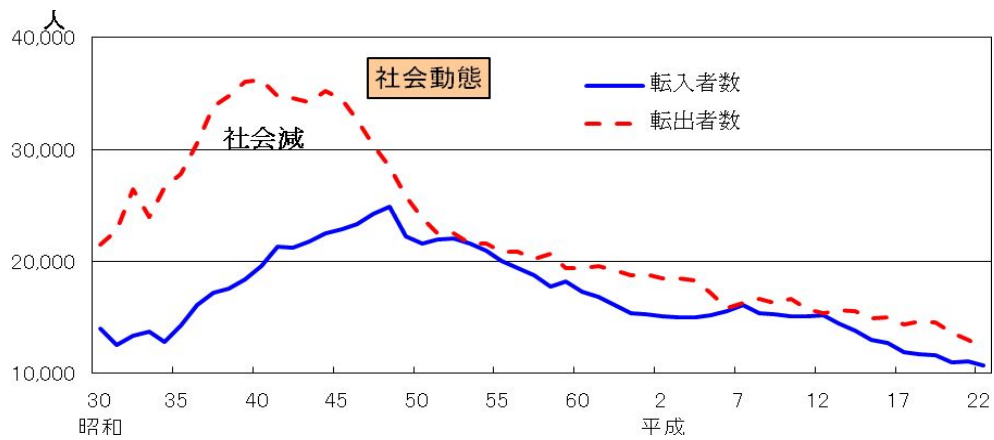
こうした人口減少と少子高齢化が一段と進行すると、地域の活力が著しく低下していくことが懸念されます。このため、子どもを産み育てやすい環境づくりや、特に、社会減に対しては、若年層を中心とした雇用の場を創出していくなどの取組が引き続き必要となっています。



総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」（H19.5公表）より作成



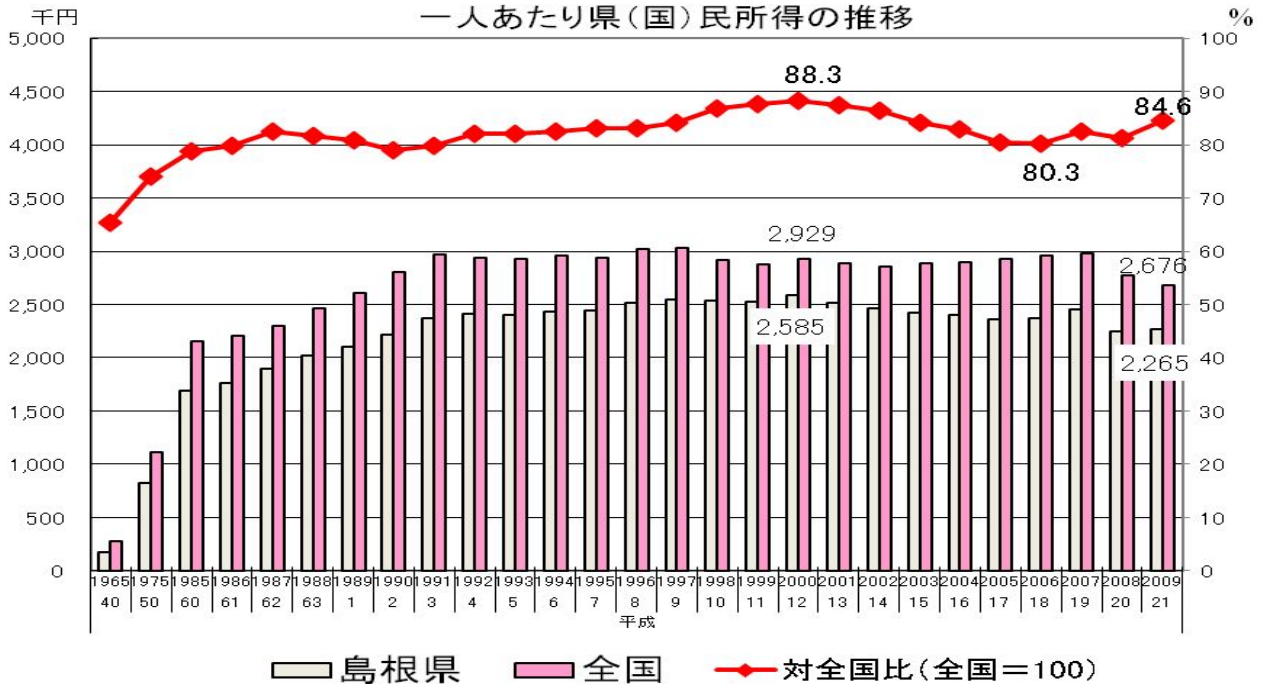
総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口」(H19.5公表)より作成



総務省「住民基本台帳人口移動報告」、厚生労働省「人口動態統計」より作成

〔経済〕

島根県の経済は、公的部門への依存度が高い構造となっています。地域経済の活性化のためには、拡大する国内外の市場に向けて戦略的な経営展開を図り、民間需要が中心となる産業構造へ転換していく必要があります。



島根県「県民経済計算」、内閣府「国民経済計算」より作成

〔市町村合併〕

市町村合併の進展により、19市町村となりました。機能の強化された市町村との連携強化が重要となっています。

〔財政〕

島根県の財政は、計画にそって健全化が進んでいますが、引き続き厳しい状況にあります。今後とも、健全な財政運営ができるよう、取組を推進する必要があります。

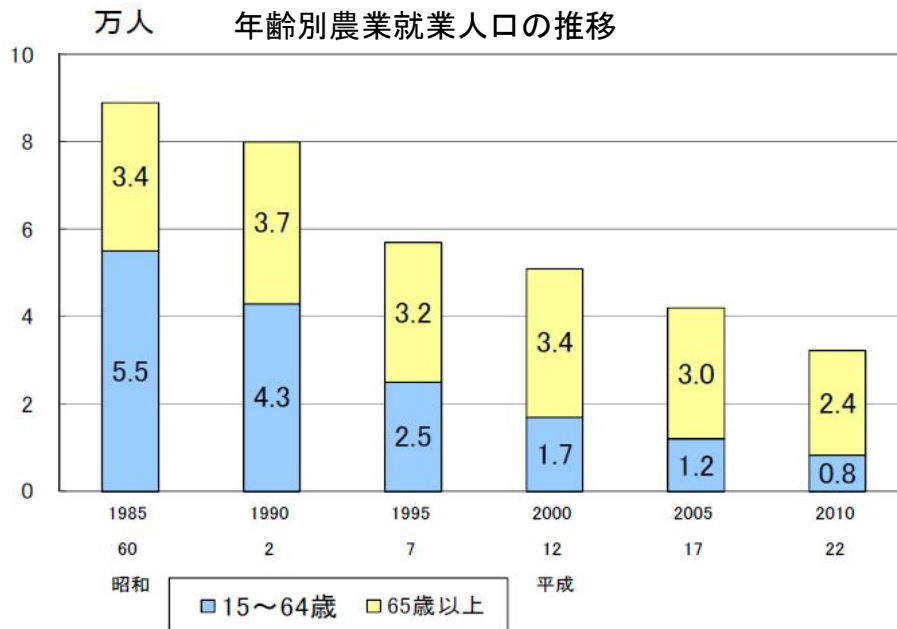
●産業活動

〔商工業等〕

製造業や情報産業などの分野を中心として、企業の競争力の強化、人材育成、関連企業の誘致などに取り組む必要があります。

〔農林水産業等〕

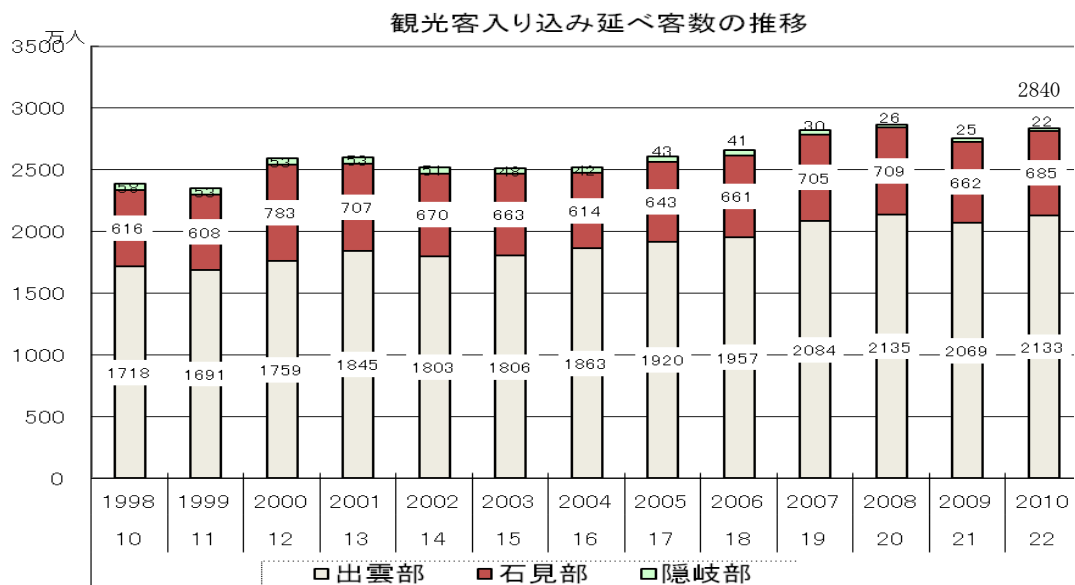
消費者に好まれる、安全で安心な食品を安定的に供給できる収益性の高い農林水産品づくりに向けた取組が必要です。



農林水産省「農業構造動態調査報告書」より作成

〔観光〕

島根には、優れた観光資源がたくさんあります。国内外から多くの人に訪れてもらうため、地域資源を活用した魅力ある観光地づくりと情報発信が求められています。



「島根県観光動態調査結果」より作成

〔雇用〕

リーマンショック以降の雇用を取り巻く状況は、依然厳しい状況にあります。多くの若い人が県内で就職できるための取組が必要です。

〔基盤〕

大都市から離れ、東西に細長いといった地理的条件にある中で、産業や地域の活性化のためには、高速交通等の基盤の整備が重要です。

●安全・安心な生活

〔健康・介護・福祉〕

生活習慣病予防や介護予防の取組のほか、高齢者の地域における生活の支援体制の構築や障害者の自立に向けた取組を進める必要があります。



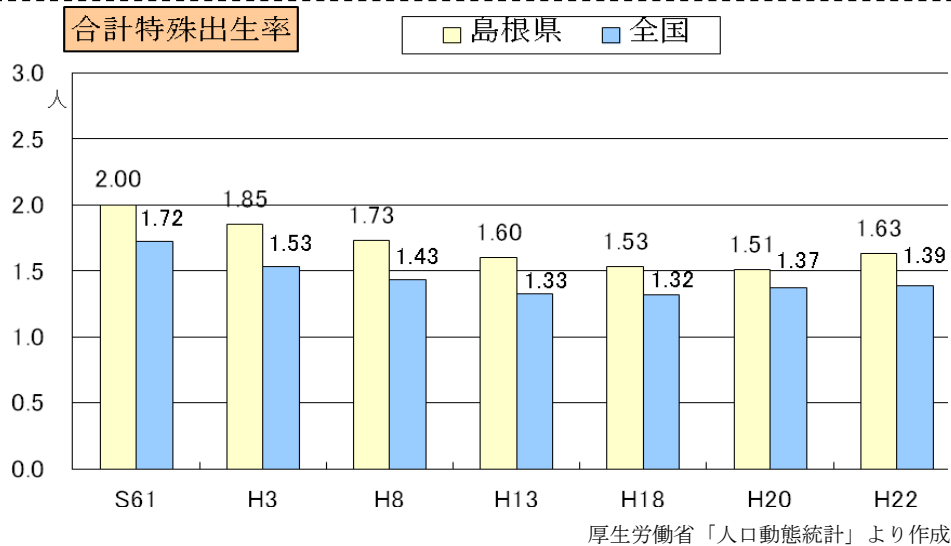
厚生労働省「介護保険事業状況報告年報」より作成

〔医療〕

地域医療の充実を図るため、医師や看護職員の不足を解消するとともに、医療機能の分担・連携を図る必要があります。

〔子育て〕

仕事と家庭生活の両立支援の取組や周産期医療体制の充実により子育てしやすい環境づくりを進めるとともに、家庭の大切さについての理解を深めることが必要です。



〔暮らし〕

人口減少・少子高齢化が進む中で、地域コミュニティを維持・再生し、基本的な社会機能を確保することが必要です。

〔災害・治安〕

東日本大震災や福島原子力発電所の事故等を受け、災害の防止、災害が起こったときの被害の軽減を図る取組や事故・事件から県民の生命と財産を守る取組がますます重要になっています。

●人づくり・環境・文化

〔教育〕

島根の将来を担う子どもたちを、学校・家庭・地域社会が互いの信頼関係を築きながら、一体となって育てていくことが重要です。

〔人権〕

一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、解決に向けて取り組むことが必要です。

〔男女共同参画〕

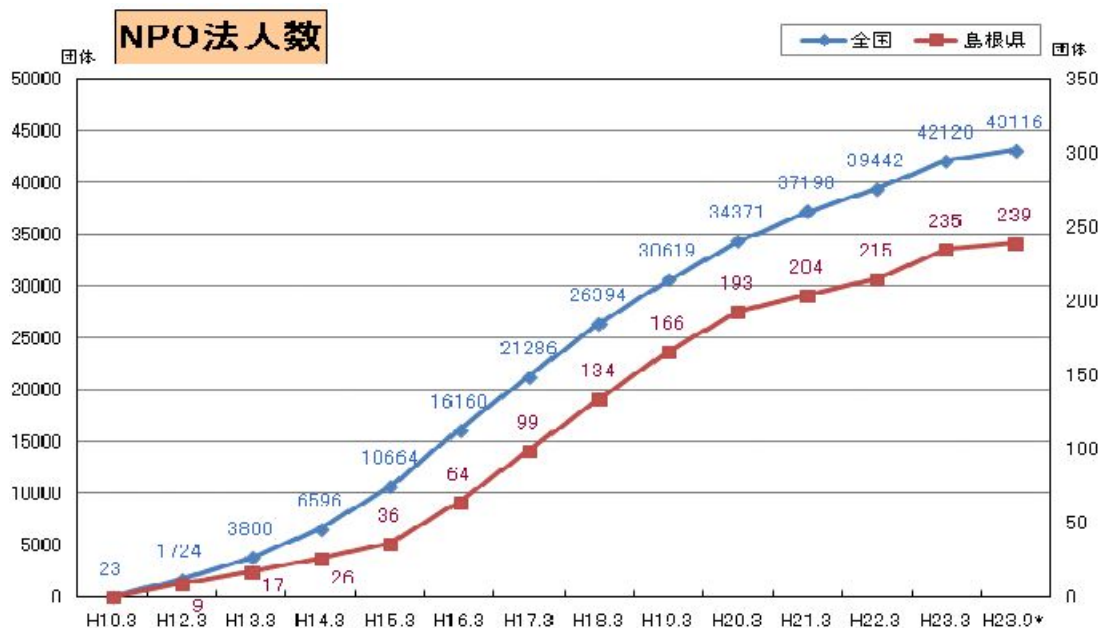
県民誰もが生き活きと輝いて暮らすためには、性別に関わりなく個性と能力を發揮できる男女共同参画社会に向けた取組が必要です。

〔国際化〕

経済、環境、文化、学術など多様な分野において、国際的な視野に立った取組を進めていくことが求められています。

〔社会活動〕

NPOをはじめとする多くの県民による社会貢献活動が、福祉・環境・まちづくりなど幅広い分野で活発に展開されるための環境づくりが求められています。



島根県 NPO 活動推進室調べ

〔自然環境〕

島根には、水と緑に包まれた豊かで多様な自然があります。このかけがえのない財産をよりよい姿で将来の世代へ引き継いでいくことが必要です。

〔文化歴史〕

全国に誇れる固有の歴史と文化を、魅力ある地域づくりに活かしていくとともに、愛着と誇りを持って次の世代に継承することが必要です。

2. 島根の将来像と基本目標

私たちの住む島根が、大きな時代の転換点にあっても、しっかりとした足取りでこれからの時代を切り拓いていくためには、県民の皆様が広く共有することのできる将来像を掲げ、その実現に向けて総力を結集していくことが重要です。

島根が目指すべき将来像を次のとおりとします。

島根が目指すべき将来像

『豊かな自然、文化、歴史の中で、
県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根』

(1) 島根の強みを活かす新しい発展を目指して

島根が目指す発展は、県民の福祉と地域の魅力の向上を図り、新しい時代を切り拓くことのできる地域社会を実現するものです。そのためには、まず、産業を振興し、生き活きと働くことのできる雇用の場を拡大する必要があります。このような経済的発展の力は、社会的・文化的側面など、島根の様々な分野において新しい時代を築いていく上でも大きな原動力となります。

また、島根が目指す方向性は、経済性や効率性の追求に留まらず、様々な価値観が共存・調和する重層的・総合的な進歩を伴うものです。地域ごとに異なる特性を活かす視点や、地域間で互いの足らざる部分を補完しあう観点から島根の強みを見つめ直し、活かしていくことが重要です。

私たちは、今こそ、美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の文化、歴史、さらには、こうした環境の中で培われてきた誠実で粘り強い県民性や温もりのある人間関係、ゆとりのある生活環境など、島根が有する様々な特長に、新たな意義と可能性を見だし、多面的に活用することによって、新しい発展を図っていく必要があります。

(2) 県民総力の結集

県民一人ひとりの「住む地域をよりよくしたい」と願う思いを結集して、島根の将来像の実現を目指します。勤労や生産、様々な社会活動などを通じて、経済の発展や地域社会の安定、人づくりや地域文化の創造に参加し、自分の住む地域に貢献できる環境を整えるとともに、自主的な活動の成果をともに分かち合える社会が実現できるよう、果敢に行動を起こすことが求められています。

近年、県内では、行政だけでは解決できない課題への対応や、身近で深い信頼関係に基づく、きめ細やかなサービスの提供など、幅広い分野において、自主的・自発的に活動を展開する様々な団体等の活躍の場が広がりつつあります。様々な

主体が、互いの長所や強みを活かし、相乗効果を高めることで、単独ではなしえない力を発揮することができます。相互の関係を深めながら、『県民・企業・NPOなどとの幅広い協働による総力の結集』を図ることにより、島根の将来像の実現を目指します。

このような基本認識の下、目指すべき将来像の実現に向けて、総力を結集して取り組む上での「基本目標」を以下の3点とします。

基本目標Ⅰ 『活力あるしまね』

～ 活発な産業活動が展開され、若者が生き活きと働き、
国内外から多くの人を訪れる、活力ある社会を目指します ～

島根が今後、健全でバランスのとれた総合的な発展を遂げるためには、まず、力強い産業活動が支える地域経済の活性化を実現することが不可欠です。

近年、県内の各地域においては、優れた技術の蓄積に加え、様々な産業分野において、新しい動きが生まれつつあります。また、小さくてもキラリと光る価値が再評価される時代の到来を見据えると、大量で安価な生産を追求するのではなく、多様化するニーズに的確に対応した少量多品種で付加価値の高い生産が可能となる体制を築くなど、従来とは異なる戦略を展開する好機でもあります。

こうした産業活動の息吹きや市場の変化を大切に活かしながら、島根らしい経済的発展を追求します。『特色ある地域資源の活用による島根独自の強みの増進』を図ることは、経済的な発展のみならず、島根の存在感を高めることにもつながります。

力強い産業活動を背景に、創造性あふれる活動が県内各地において活発に展開され、ふるさと島根に帰りたいと願う若者、島根で暮らしてみたいと願う若者が、一人でも多く定着し、地域で活躍できるよう、『若者を惹きつけ、若者が牽引する地域づくり』を目指します。

基本目標Ⅱ 『安心して暮らせるしまね』

～ 県民誰もが、生涯にわたり安心して
生活を送ることができる社会を目指します ～

どこに住んでいても、いつでも、またいくつになっても安心して生活できる地域社会を形成することは、島根が発展していく上での大前提となります。災害や事件、事故から生命や財産を守り、また安心して医療を受けることのできる体制を確保するとともに、様々な障害を持つ人々にとっても健康で安心できる地域社会を構築していく

必要があります。

また、私たちが迎える未来は成熟した社会であるとともに、我が国が経験したことのない超高齢社会でもあります。島根は、全国に先駆けて高齢化が進んでいるからこそ、『生涯を通じ、健やかに暮らせる高齢社会づくり』を、全国に先駆けて実現すべき役割を担っています。世代を越えて共鳴しあい、互いに高めあえる高齢社会の実現を先導します。とりわけ、団塊の世代と言われる年齢層は、人口の1割近くを占め10年後には高齢者の仲間入りをします。この世代は、多様な経験や価値観を持つ世代であり、幅広い分野での貢献が期待されます。

さらには、人と人とのつながりを大切にする温もりのある島根において、社会全体で子育てを支援する環境づくりを先導的に進めていくことも、大きな意義を持つものです。

基本目標Ⅲ 『心豊かなしまね』

～ 地域を愛し、次代を担う心豊かな人材を育成するとともに、
県民が心豊かで生きがいのある人生を実感できる社会を目指します ～

現代社会は、単に物質的な豊かさを追い求める時代から脱却し、心の豊かさや環境への配慮など、これまで島根が大切に守り育んできた価値観を再評価しようとする時代への過渡期でもあります。島根の恵まれた自然環境や、連綿と受け継がれてきた歴史と文化の保全・活用に向けた各地域の真摯な取組や、地域に密着した大学等の高度な知的基盤は、これからの島根の発展にとって大きな力となるものです。島根の優位性と可能性を十二分に活かすとともに、ふるさとへの誇りや、思いやりを育む人づくりにより、「島根に生まれてよかった」「島根に住んでよかった」と、心の豊かさを実感できる地域づくりを目指します。

また、島根の将来を担う子どもたちの知・徳・体の調和の取れた成長を推進していくためには、学校・家庭・地域社会が連携して教育の充実に取り組む必要があります。

真の心の豊かさを実感できるためには、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自由に意思表示し、能力や資質を発揮できる環境の中で、それぞれが対等な立場で社会参加できる開かれた地域社会を創造することが求められます。

3. 計画の推進に向けた県の基本姿勢

「島根総合発展計画」は、県財政の健全化との両立を図る視点からは、財政健全化の中でも島根全体の活力が失われることがないように、総力を結集して取り組むべき指針としての使命を有しています。厳しい社会情勢を乗り越えて進んでいくためには、引き続き県行政が自己改革を行い、広く県民の理解を得ながら、「県民中心の県民に信頼される県政」の実現に努めることが不可欠です。このため、これからの県政を推進していく上での、基本的な取組方針を次のとおりとします。

(1) 総力を結集し、新しい発展を促す県政運営

- 効果的でわかりやすい広聴・広報活動により、県民の声がよく県政に反映できる体制を整えるとともに、県民・企業・NPOなどと幅広い協働を推進することにより、県民が主体的に地域づくりに参画する動きを促進する総力結集型の行政を推進します。
- 市町村が、自主性・自立性を確保し、総合的な住民サービスを提供できるよう支援するとともに、分権時代にふさわしい県と市町村の連携・協力関係を進めます。また、県と市町村が責任ある判断により、地方の実情に即した柔軟な行政運営ができるよう、国に対して提案・提言を積極的に行います。

(2) 財政の健全性の確保と、公正で効率的な行政の推進

- 「財政健全化基本方針」(平成19年10月)に基づき、この4年間で「集中改革期間」と位置づけ、財政の健全化を進めてきました。この間、計画方針に沿って財政収支の改善が進んできています。平成29年度において一定の基金を確保した上で、収支均衡の状態にすることを目指して、取組を引き続き着実に進めます。
- 時代の変化に早く反応し、機敏に行動できる活動的な組織体制を維持するための不断の見直しを行うとともに、簡素で効率的な体制になるよう柔軟に見直します。また、一人ひとりが持てる能力を最大限に開発・向上させながら、新しい発想や工夫により、諸課題に積極的に取り組む職員を養成します。
- 県民の視点に立った成果重視の県政運営により、効率的で質の高い行政サービスを実現するとともに、十分な説明を行うことにより、県民の理解や県政への参画を促進することが重要です。このため、この計画と一体となった行政評価システムの改善に努めるなど、マネジメントの強化を図ります。

政策・施策体系

島根総合発展計画 第2次実施計画「政策・施策体系」

基本 目標	政 策	施 策
I・活 力 あ る し ま ね	産 業 振 興	1. 県内企業の経営・技術革新の支援 2. ソフト系 IT 産業の振興 3. 新産業・新事業の創出 4. 企業誘致の推進
	業	1. 売れる農林水産品・加工品づくり 2. 県産品の販路開拓・拡大の支援 3. 農林水産業の担い手の育成・確保
	振	1. 地域資源を活用した観光地づくりの推進 2. 情報発信等誘客宣伝活動の強化
	興	1. 特色ある技術・材料を活かした取組みの促進 2. 経営安定化の支援 3. 商業の振興
	5. 雇用・定住の促進	1. 産業人材の育成 2. 雇用・就業の促進 3. 就業環境の整備 4. U・I ターンの促進
	6. 産業基盤の維持・整備	1. 高速道路網の整備 2. 航空路線の維持・充実 3. 空港・港湾の維持・整備
II・安 心 し て	1. 安全対策の推進	1. 危機管理体制の充実・強化 2. 消防防災対策の推進 3. 原子力安全・防災対策の充実・強化 4. 治安対策の推進 5. 交通安全対策の推進 6. 消費者対策の推進 7. 災害に強い県土づくり 8. 食の安全の確保
	2. 健康づくりと福祉の充実	1. 健康づくりの推進 2. 地域福祉の推進 3. 高齢者福祉の推進 4. 障がい者の自立支援 5. 生活衛生の充実 6. 生活援護の確保

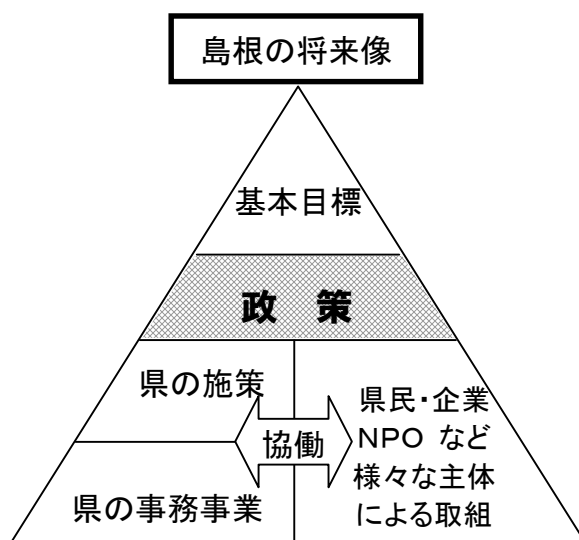
暮らせるしまね	3. 医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> 1.医療機能の確保 2.県立病院における良質な医療提供 3.医療従事者の養成・確保
	4. 子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1.子育て環境の充実 2.子育て福祉の充実 3.母子保健の推進
	5. 生活基盤の維持・確保	<ul style="list-style-type: none"> 1.道路網の整備と維持管理 2.地域生活交通の確保 3.地域情報化の推進 4.都市・農山漁村空間の保全・整備 5.居住環境づくり 6.地域コミュニティの維持・再生
Ⅲ・心豊かなしまね	1. 教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 1.学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実 2.発達段階に応じた教育の振興 3.青少年の健全な育成の推進 4.高等教育の充実
	2. 多彩な県民活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1.生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進 2.スポーツの振興 3.文化芸術の振興
	3. 人権の尊重と相互理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> 1.人権施策の推進 2.男女共同参画の推進 3.国際化と多文化共生の推進
	4. 自然環境、文化・歴史の保全と活用	<ul style="list-style-type: none"> 1.多様な自然の保全 2.自然とのふれあいの推進 3.景観の保全と創造 4.文化財の保存・継承と活用 5.環境保全の推進 6.再生可能エネルギーの利活用の推進
計画の推進に向けた県の基本姿勢		<ul style="list-style-type: none"> 1.県民の総力を結集できる行政の推進 2.市町村との更なる連携による行政の推進 3.財政健全化に向けた改革の推進 4.迅速に活動できる組織の運営 5.政策推進システムの充実

第2次実施計画

(平成24年度～平成27年度)

- 1) 各施策に掲げた「成果参考指標」の平成 23 年度の欄は、計画策定時点で把握できる数値です。見込み値も含まれます。
- 2) 「施策」の「目的を達成するための主な事務事業」の担当課は、平成 24 年度の組織体制によるものです。

政 策



「基本目標」の達成を目指して、県民すべてが取り組む内容について記述するとともに、「県民の皆さま」へのメッセージ、様々な主体による協働の取組や地域の活性化に向けた活動などを紹介しています。

I・活力あるしまね

政策 I — 1 産業振興(1)

ものづくり・IT産業の振興

目 的

- 国際的な競争力のある裾野の広い、ものづくり産業を創出するとともに、IT産業の育成・誘致を戦略的に推進し、生き生きと働くことのできる雇用の場を拡げ地域産業を振興します。

現 状 と 課 題

- 国内の製造業は、急激な円高による空洞化や、新興国の技術力の向上などによる厳しいグローバル競争といった課題に直面しており、県内ものづくり産業は、特殊鋼産業や機械製造業など集積等のある産業などを活かしながら、国際的な視点に立った経営戦略の構築や技術力等の向上に努め、一層競争力を高める必要があります。
- IT産業も、新興国の台頭や円高の進行により、国内において地方企業が対応してきた下請け業務は縮小する傾向にあり、この状況に対応するため、各社は自社固有のサービス・製品開発が必要になっています。

取 組 の 方 向

- 県内企業の国際的な競争力を高めるための経営力・技術力・販売力の強化を図るとともに、新技術、新材料、新製品の開発による新産業や新事業の創出を目指します。
- IT産業においては、県内各企業の得意業務分野でのシステム開発や Ruby を始めとするオープンソースソフトウェア（OSS）を活かした開発手法の習得を支援するなかで、自社固有の商品・サービスの構築を促進します。
- 県内産業の高度化や活性化などに波及効果の高い企業の誘致や、県内工場の生産拠点化を推進します。

県が実施する施策

- ① 県内企業の経営・技術革新の支援
- ② ソフト系 IT産業の振興
- ③ 新産業・新事業の創出
- ④ 企業誘致の推進

県民の皆さまへ

- 経済環境の変化や市場のニーズを的確に捉えて自社の経営戦略を構築し、成長分野への進出や新事業の展開に積極的に取り組んでください。県では新分野への進出や新技術の習得など新たな挑戦をする企業に対して積極的に支援します。
- 地域の産業や雇用を牽引する集積産業の更なる発展を目指し、関連する企業が連携して様々な課題の解決に取り組んでください。県では集積産業に対して競争力の強化に向けた取組などを支援します。
- 地域全体で、新たなものへ挑戦する企業や人を支え、応援しましょう。

〔取組事例〕

【「金型」の研究開発】

「しまね金型研究会」は、「金型（製品を作るための金属の型で、その製品の品質・性能や生産性を左右する重要な道具）」をキーワードに県内の関連企業が集まり、金型に関する各種要素技術の研究や会員相互の技術連携等を行っているグループです。新規市場開拓に向けた新技術の確立や技術的課題の克服を目指しています。

【Ruby の普及・発展】

県内の IT 産業界が中心となり、国際的に活動する「財団法人 Ruby アソシエーション」が平成 23 年 7 月に設立されました。プログラミング言語「Ruby」の普及、発展及びビジネス利用拡大を目指し、Ruby の資格認定試験、研究開発支援、情報を収集・発信する事業などに取り組んでいます。

県内企業がこの財団の事業を積極的に活用し、最新技術の習得や大手企業との協業など、新たなビジネス機会を創出することが期待されます。

【ものづくりネットワーク】

地域の関連企業がネットワークをつくって、様々な課題の解決に連携して取り組んでいます。松江市東出雲町内の中小製造業を中心としたものづくり企業グループ「Go-YEN.net しまね」は、受注の獲得や技術の高度化に共同で取り組んでいます。また、益田市内の中小製造業によるものづくり企業グループ「MCP-21」は、試作品開発などに共同で取り組んでいます。

政策 I — 2 産業振興(2)

自然が育む資源を活かした産業の振興

目 的

- 高品質で付加価値が高い売れる農林水産品・加工品づくりや、県産品の販路拡大を戦略的に展開するとともに、意欲のある担い手を育成・確保し、地域産業を振興します。

現 状 と 課 題

- 農林水産業は、島根の基幹産業として地域に密着した重要な産業であり、安全で安心な食料や木材の供給などを通して国民生活を支えています。
- 県内の大半を占める農山漁村地域では、農林水産業の従事者の減少や高齢化、国際競争や産地間競争の激化などにより、産業活動の停滞や活力の低下が続いています。
- また、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加に向けた方針が表明されたことにより、農林水産業への影響が懸念されており、このことに対する国の対応が明確に示されていないなど大きな課題があります。国は、こうした国民への説明や情報提供が不足しているという指摘を受けて、政府を挙げて一層の説明や情報提供に取り組むこととしていますが、引き続き状況を注視する必要があります。
- 地域の特色を活かしたブランド産品づくりや多様な流通・販売の促進などにより、競争力のある農林水産業経営を持続的に展開していく必要があります。
- 近年、新規就業者や企業の農業参入が増加しつつあり、農林水産業の持続的発展のためには、今後とも新規就業者支援など担い手の育成・確保を図っていく必要があります。

取 組 の 方 向

- 島根の自然が育む安全で安心な農林水産品の生産から加工・販売に至る一貫した取組を、農林水産業と商工業の連携を強化し戦略的に推進します。
- 消費者や市場のニーズを的確に捉え、地域の特色を活かすことにより、品質と付加価値の向上を目指します。
- 安定供給に向けた生産・流通の仕組みづくりと、必要な基盤整備を推進します。
- 農林水産品・加工品をはじめとする県産品の県内外における販路拡大に取り組むとともに、輸出を促進します。
- 意欲のある担い手の育成・確保に向けて、新規就業者支援など必要な担い手対策を行なうとともに、地域の実情に即した取組を進めます。

県が実施する施策

- ① 売れる農林水産品・加工品づくり
- ② 県産品の販路開拓・拡大の支援
- ③ 農林水産業の担い手の育成・確保

県民の皆さまへ

- 島根の自然が育む農林水産資源などにより、地域を活性化し、豊かにするためには、どのような取組が必要か、地域の皆さんが一体となって考え、実践する取組を広げましょう。

〔取組事例〕

【集落営農組織による経営の安定的・多角的展開】

津和野町の農事組合法人「つつみだファーム」では、米やそばの作付けのほか、地場の食材を利用したパンの製造・販売等を行ない、地元小学校の学校給食向けのパンも製造するなど、6次産業化や地産地消にも積極的に取り組んでいます。

【木材の安定供給体制の構築による需要開拓】

石見圏域を中心に木材の安定供給を担う島根県素材流通協同組合は、県内の木材生産業者等により平成21年に設立され、従来、個々の事業者では不可能だった合板用の原木や火力発電用の木材チップといった大口需要に対して、県産木材の計画的・安定的な供給を行っています。

【消費地ニーズにマッチした商品づくり】

松江市美保関町の「福浦さわらの会」は、近年漁獲量が増加傾向にあるサワラの鮮度保持技術等の開発とその実践などに取り組んでいます。漁業協同組合JFしまね等と連携し、常に消費地ニーズにマッチした商品づくりに努めた結果、全国有数のサワラ取扱量を誇る岡山市場で品質の高さが認められ、価格が約50%増加しました。この取組は、平成22年度第49回農林水産祭の天皇杯を受賞するなど、全国的にも高く評価されています。

【新たに商品化された県産品の定番化を伴う販路拡大】

消費者の要望・要求に適った商品開発が活発化しており、例えば、「出雲そばおやき」（出雲市）、「ケールふりかけ」（奥出雲町）、「おおち鍋ねぎ」（邑南町）、「真っ赤な益田SUNトマト」（益田市）などが、新たに商品化されています。

隠岐地域では、農林水産品や食品加工関係の事業者で組織された「隠岐スモールビジネス協議会」において、「あごだし醤油」や「サザエ炊き込みご飯」等の新たな商品開発が進められています。

これらを含んだ県産品について、大消費地の小売店を中心に取扱いを依頼している「しまね県産品販売パートナー店」を通じた「島根フェア」や、首都圏等で開催される専門展示商談会への出展などにより、安定した売上げを確保できる商品となることを目指した販路拡大が進んでいます。

政策 I—3 産業振興(3)

観光の振興

目 的

- 島根の魅力を最大限に活かした観光地づくりと積極的な情報発信により、国内外からの誘客を促し、観光を振興します。

現 状 と 課 題

- 島根県の平成 22 年の観光入込客延べ数は 2,840 万人、観光消費額は 1,211 億円で、10 年前の平成 12 年と比較すると、約 11%、約 18%それぞれ上昇しています。
- 平成 24 年に「古事記編さん 1300 年」、平成 25 年に出雲大社「平成の大遷宮」など歴史的な節目の年を迎え、本県において観光は主要な産業のひとつとして今後も大きな成長が期待できます。
- 旅行スタイルが多様化し、個人旅行中心に変化した昨今、本県独自の資源を活かしたテーマ性のある観光商品の創出と、訪れた観光客に「本物の価値」を体感していただくための地域の魅力づくりが必要です。
- 豊かな自然と神々の時代から連綿と受け継がれてきた営みは、「出雲」「石見」「隠岐」の各地域に今もいきづいています。この本県独自の魅力をブランディング¹し、観光客に島根県を旅行先として選択していただくための動機づくりが必要です。

1：【ブランディング】：顧客や消費者にとって価値のあるブランドを構築するための活動。

取 組 の 方 向

- 島根県独自の魅力ある資源を活かし、地域や民間事業者が主体となって行う旅行商品の創出と、それらが商品として定着していくような様々な支援を行うとともに、県民との協働により、訪れる人々を温かくおもてなしする取組を推進します。
- 島根県独自の魅力を、新聞・雑誌、テレビ・ラジオ、インターネットなどの様々なメディアを活用し、国内外に向け積極的に情報発信していきます。

県が実施する施策

- ① 地域資源を活用した観光地づくりの推進
- ② 情報発信等誘客宣伝活動の強化

県民の皆さまへ

- 観光は、一次産業・二次産業から三次産業まで広く関わっています。また、産業振興であると同時に地域振興にもつながっており、島根の発展に向け、波及効果が非常に大きな分野です。島根には、豊かな自然、古き良き文化・歴史、また来訪者にも親切な人々の暮らしなど、良いものがたくさんあります。こうした優れた観光資源を大いに活用するとともに、広く観光交流活動に参画しましょう。

[取組事例]

【地域主体の観光地づくり】

隠岐地域では、隠岐観光協会を中心に既存の地域資源を活用しながら、個人・団体客に向けたイベントや旅行プランの企画など、地域ぐるみで観光誘客に取り組んでいます。

また出雲地域では、縁結び観光協会を中心に官民が一体となって『縁結び』の地としてブランド化を図り、現在では、全国的に知名度が向上し、集客力のある観光ブランドに成長し、更なるブランド確立に向け取組が進められています。

【積極的な情報発信による観光振興】

平成 24 年「古事記編さん 1300 年」、平成 25 年出雲大社「平成の大遷宮」という歴史的な節目の年を迎えるに当たり、平成 22 年度より「神々の国しまね」プロジェクトを展開しています。

自然、景観、伝統文化、歴史遺産など、県内各地域の資源を活用し、県、市町村、民間団体、経済界等が一体となって『しまね』の存在感を全国に向け情報発信し、国内外からの誘客につなげる取組が進められています。

政策 I—4 産業振興(4)

中小企業の振興

目 的

- 独自の技術や特色のある商品を持つ中小企業の新たな取組を支援するとともに、経営改善や事業の安定化を図ることにより、力強い産業活動を推進します。

現 状 と 課 題

- 県内企業の9割以上が中小企業であり、その8割強が従業員20人（商業又はサービス業については5人）以下の小規模な企業です。
- 島根県の経済構造は、公共事業など公的分野への依存度が高く、民間需要が好転した際の効果を受けにくい構造になっています。
- リーマンショック、東日本大震災、円高、世界的な経済不安等の影響は、県内中小企業にも及んでおり、厳しい経済環境が続いていますが、経営悪化による事業閉鎖・倒産する企業が増えることが懸念される一方で、収益を伸ばす企業があるなど二極化の様相を呈しています。
- 中心市街地では郊外立地の大型商業施設の増加による商店街の空洞化が、また中山間地域においては過疎化・高齢化による商店の廃業が進んでいます。

取 組 の 方 向

- 地域固有の資源や中小企業が持つ独自の技術・特色ある商品を活用した事業への新たな取組を促進します。
- 「中小企業支援計画」を策定し、地域の中核を担う意欲と能力のある企業を育成するとともに、中小企業の経営改善や自立化、事業の安定化に向けて、県と商工団体が連携して、きめ細やかな経営支援を実施します。また、起業・創業を促進するとともに円滑な事業承継を図っていきます。さらに経済変動等に適切に対応した資金を創設し、資金調達の円滑化を支援します。
- 中心市街地における商店街の再生や中山間地域における商業機能の確保など、商業の活性化に向け、市町村や商工団体など地域が中心となった取組を推進します。

県が実施する施策

- ① 特色ある技術・材料を活かした取組の促進
- ② 経営安定化の支援
- ③ 商業の振興

県民の皆さまへ

- 自社の独自技術・特色ある商品や、身近に存在する資源を活用して、既存事業の拡大や新たな事業化などに取り組んでください。また、自社の経営実態を客観的に把握した上で、市場ニーズに沿った企業活動を進め、経営の効率化や経営力の強化に努めてください。県では、県内各商工会議所・商工会などの企業支援団体とともに、中小企業の皆さまに対し支援を行います。

[取組事例]

【地域資源活用の取組】

松江市の旅館では、のどぐろ、鮎、海苔等、島根の特産品を活用し、真空調理法で味、鮮度を保ったまま全国の食通にお届けする「料亭の味お取り寄せグルメ」事業を行っています。

川本町の食品加工会社では、町をあげてブランド化に取り組んでいる「エゴマ」を活用し、低周波で栄養を残したまま乾燥させる技術を使いながら、たれ、ふりかけ、ヨーグルト等の商品化に取り組んでいます。

【商店街の取組】

松江市中心部の商店街振興組合では、「市民や観光客が訪れて元気になれる町」を目指して、アーケードの屋根の緑化や省エネ型照明・まちかどビジョン（電光掲示板）の設置などにより安全で環境にやさしく歩いて楽しいアーケードへの建て替えを行っています。また、「パワースポットづくり」や周辺の地域資源を活かした「元気プロジェクト」により、まち歩きマップの作成、占いイベント、神事と関連づけたスズキ祭りなど、賑わいづくりのための様々な事業を展開しています。

政策 I—5 雇用・定住の促進

目 的

- 若年層や離転職による求職者、U・I ターン希望者等の県内産業への就業支援や県内産業が必要とする人材の育成、就業環境の改善を促すことにより、県内企業への就業と定着率の向上を図り、定住人口の拡大を目指します。

現 状 と 課 題

- 県内の雇用を取り巻く状況は、有効求人倍率が1倍を下回って推移する中、景気の先行き不透明感もあり、厳しい状況が続いています。
- 東日本大震災の発生、急激な円高など企業経営を取り巻く状況が厳しいことから、今後、更に雇用情勢の悪化も懸念されます。
- 一方、高校における新規学卒者の県内就職率は上昇傾向にあります。技術の高度化等に対応できる企業ニーズにかなった人材の確保が必要です。
- そのため、産業構造や経営環境の変化に的確に対応した人材育成の取組が一層重要となっています。
- 就業形態の多様化や雇用の流動化が進み、労使関係がより複雑化している中で、労働相談の内容も複雑多様化しています。
- 平成22年国勢調査結果によると、人口の減少と少子高齢化が引き続き進んでおり、地域を支える担い手の確保、とりわけ若者の定住が課題とされています。
- 県外で活躍している島根出身者や学生の中には、ふるさとで就職を希望する人も多くいます。また、都市住民の中でも田舎暮らしへの関心が高まっています。

取 組 の 方 向

- 産学官連携の取組強化を図り、企業が求める人材の育成や雇用のマッチング支援などによる県内就職を促進します。
- 先行き不透明な経済情勢を踏まえ、雇用のセーフティネットを構築します。
- 多様化する雇用形態や就業形態において、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した働きやすい就業環境に向けた取組を推進します。
- U・I ターン希望者が求めている雇用や住居など、総合的な定住情報の提供を行うとともに、市町村や関係団体・企業、地域住民等と連携・協働し、最初の相談から定住後の支援まで、きめ細かく一貫した受入れを行い、一人でも多くの方が定着し、長く住み続けてもらえるよう取り組みます。

県が実施する施策

- ① 産業人材の育成
- ② 雇用・就業の促進
- ③ 就業環境の整備
- ④ U・I ターンの促進

県民の皆さまへ

- 県内企業への関心を高め、関係機関が行う県内企業の採用情報の提供、就職相談、企業見学会、インターンシップ、職業訓練等を積極的に活用してください。
- U・I ターンを希望する方や、その御家族・知人などの方々は、「(公財) ふるさと島根定住財団」が提供する総合的な定住情報や産業体験、無料職業紹介などを活用してください。
- 事業主の皆様は、新規学校卒業者向けの求人情報の早期提供や、業務内容などの情報発信を積極的に行ってください。

〔取組事例〕

【U・I ターン者の交流・定住促進】

「鵜鷺げんきな会」は、過疎少子高齢化が進んだ現状を憂い、なんとかしたいという熱い思いを持つ出雲市大社町鵜峠・鷺浦地区の住民 12 名により設立された団体です。地域に再び“げんき”な姿を取り戻すことを目標に、田舎暮らしに関心を持つ都市住民を対象とした「田舎暮らしツアー」や、空き家を活用した移住者受入などを積極的に展開し、U・I ターン者の定住促進など地域の活性化に取り組んでいます。

【若年者への就職支援の取組】

「ジョブカフェしまね」では、合同就職面接会や企業見学会・説明会のほか、就職活動中の学生が県内企業に自己PRし交流する場の開催や、就職活動前の学生が企業の経営者・採用担当者等と交流し県内企業への理解を深めるイベントの開催など、学生と県内企業との効果的な出会いの場の設定に取り組んでいます。

こうした出会いの場への参加を案内し、若者に企業の魅力・雰囲気などの情報発信を強力に進めるため、「しまね学生登録」を進めています。

【地域で活躍する技術人材の輩出】

これからのものづくり産業に必要とされる、発注元や新規開拓先からの高レベルな要望に対応できる技術者や、有望分野あるいは新たな社会的課題に対応できる技術者を育成するため、松江工業高等専門学校やしまね産業振興財団等と連携し、機械加工技術や設計技術など様々な研修事業を実施しています。

政策 I — 6 産業基盤の維持・整備

目 的

- 産業活動や地域間交流を支える高速道路の整備を推進するとともに、航空路線の維持・充実を図ることにより、県外や県内各地との時間距離の短縮など、利便性の向上を図り、人や物の交流拡大を目指します。

現 状 と 課 題

- 大都市圏から離れている島根にとって、高速交通は、産業の振興を図る上で極めて重要です。
- 県内の高速道路の供用率は59%です。全国（76%）と比べて大きく遅れており、早期の整備が求められています。
- 航空路線については、全国的な景気後退の影響等により、路線運休や減便等、厳しい状況にありますが、大都市圏や国外と短時間で結ぶ路線の維持・充実を図っていく必要があります。
- 日本海側拠点港に選定された浜田港について、拠点港としての機能実現のため、ハード、ソフト面での対応の強化が課題となっています。

取 組 の 方 向

- 山陰道及び中国横断道尾道松江線の早期整備を図るとともに、航空路線や港湾の維持・充実に努めます。
- 日本海側拠点港に選定された浜田港については、海外貿易航路の拡充等のため、高速道路ネットワークと直結する臨港道路等の整備や、ポートセールス等を強化します。

県が実施する施策

- ① 高速道路網の整備
- ② 航空路線の維持・充実
- ③ 空港・港湾の維持・整備

県民の皆さまへ

- 高速道路は、災害や事故発生時の代替路線や、高度医療施設への搬送時間短縮のためにも必要です。暮らしの安全・安心や、産業、観光の振興を願う立場から、多くの方々に高速道路が早くつながるよう、応援していただいています。
- 島根県では、沿線自治体や西日本高速道路株式会社などの関係団体と協力して、高速道路の利用促進に取り組んでいます。
- 大都市圏等と短時間で直結する空港（航空路線）は、現代の多様な経済活動や暮らしにおいて欠かせないものであり、また災害時の輸送や高度医療施設への搬送のためにも必要です。
島根県では、圏域自治体や関係団体で構成する各空港の利用促進協議会と協力して、空港の利用促進に取り組んでいます。各空港の利用促進協議会では、県民の皆様が利用しやすいよう、利用情報の提供、各種のイベントやキャンペーンを行っていきますので、県内空港をご利用いただきますようお願いいたします。

〔取組事例〕

【高速道路の早期整備に向けた取組】

山陰道の整備を早期に実現させるため、生活者の視点に立った女性の声を届けようと島根県内で3つの女性団体が活動しています。（ゆうひライン女性の会、山陰道（温泉津・江津間）の早期建設を促進する女性の会、山陰道（出雲―江津間）早期実現推進協議会女性会）。これら、女性の会は、高速道路に関する勉強会や、高速道路の現場見学などにより知識を高め、早期整備を願う地元の声を県内外に発信しています。

【空港の利用促進に向けた取組】

萩・石見空港の利用促進に向けて、「益田商工会議所青年部」による首都圏や関西圏の子供を対象とした体験型夏休みツアーの企画実施、「美都町ゆず生産者組合」によるゆず商品の搭乗者プレゼント、「鎌手地区ふるさとおこし推進協議会」及び「JA西いわみ水仙部会」による水仙の搭乗者プレゼントなど、各地域の団体が積極的に活動を展開しています。

Ⅱ・安心して暮らせるしまね

政策Ⅱ—1 安全対策の推進

目 的

- 様々な災害や事件・事故等に即座に対応できるよう危機管理体制の強化を図るとともに、防災・防犯等に関する意識の啓発、地域を守る自主的な取組や交通安全対策等の推進、安全な県土づくりを進めます。

現 状 と 課 題

- 多様化・大規模化する災害・事故、予測できない突発的な重大事案に対応するため、危機管理の充実等、的確に対処できる体制を強化する必要があります。
- 東日本大震災を踏まえ、広域的大規模災害や津波災害に備えた県の防災体制の見直しが課題となっています。
- 東日本大震災に伴い発生した福島第一原子力発電所事故により、島根原子力発電所が立地する本県においても、県民の間に原子力発電の安全性に対する不安や不信感が広がっています。原子力発電は、国においてエネルギー政策の一環として推進されてきましたが、原子力発電所の安全基準や防災指針等の見直しはまだ中途であり、国として、安全・防災対策の方向性について、早急に示す必要があります。また、長期的には、国は原子力発電を含めたエネルギー政策についての考え方をとりまとめ、国民の理解を得た上で、国民全体のこととして対処していく必要があります。
- 県内の犯罪認知件数は減少傾向にあるものの、犯罪は悪質・巧妙・グローバル化しています。
- 交通事故件数は減少傾向にありますが、依然として交通事故で尊い生命が失われており、また死者数に占める高齢者の割合も高いものとなっています。
- 消費者トラブルは複雑、多様化し、消費者被害は依然として後を絶ちません。
- まだ整備されていない災害危険箇所が多く残っています。
- ユッケによる集団食中毒事件、食品の産地や品質、賞味期限などの偽装表示の発生など、食の安全・安心を脅かす問題が生じています。

取 組 の 方 向

- 風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実します。
- 広域的大規模災害や津波災害に対応できるよう県地域防災計画（震災編）を見直します。
- 本県には、現に島根原子力発電所が存在していることから、県民生活の安全安心を確保するため、放射線等の監視や情報提供及び防災対策の充実・強化を図っていきます。
- 各種犯罪対策の強化、県民との協働による地域防犯活動、交通安全対策などに取り組むとともに、不測の緊急事態に対応できる危機管理体制を強化します。
- トラブルや被害に遭わないよう適切な判断ができる自立した消費者の育成と消費者被害の防止に努めます。
- 生産から消費に至る一貫した食の安全の確保を図ります。

県が実施する施策

- ① 危機管理体制の充実・強化
- ② 消防防災対策の推進
- ③ 原子力安全・防災対策の充実・強化
- ④ 治安対策の推進
- ⑤ 交通安全対策の推進
- ⑥ 消費者対策の推進
- ⑦ 災害に強い県土づくり
- ⑧ 食の安全の確保

県民の皆さまへ

- 普段から、災害が起きた場合の避難場所や行動の仕方などについて、家族や地域で話し合っておきましょう。
- 一人ひとりが交通ルール・マナーを遵守し、地域ぐるみで交通弱者である子どもや高齢者等を交通事故から守りましょう。
- 犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するため、一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持ち、地域の連帯感と絆を深める活動に取り組みましょう。
- 消費者被害に遭わないよう、商品やサービスを申し込む時には慎重に考えて行動しましょう。また高齢者など身近な人たちが被害に遭わないよう、お互いに声を掛け合いましょう。

〔取組事例〕

【地域における災害時要援護者の避難支援】

島根県内では、300を超える自主防災組織が設立され、各地域で日頃から避難訓練や地区内の防災見回りなどの防災活動が行われています。

この中でも、松江市法吉地区では、事前に登録した「おねがい会員（災害時要援護者）」に、近所の「まかせて会員（支援者）」が、災害時の安否確認や避難誘導、日常的な声かけや見守り活動をする仕組みをつくるなど、災害時要援護者を地域ぐるみで支える仕組みをつくり災害に備えています。

【子どもや女性を守る防犯活動】

島根県内では、約2万2千人の方が防犯ボランティア活動に取り組み、そのうち約3,400人の方が青色防犯パトロール隊として日夜、登下校時や夜間のパトロール活動に取り組んでいます。

平成23年10月からは、事業者の方々による「『子ども・女性』みまもり運動」を展開しており、県内で100店舗を超える事業所が子どもや女性を守るための環境整備や見守り活動などに取り組んでいます。

また、県内の各地域では、自治会や事業所が主体となり、道路や公園などの公共空間に街頭防犯カメラの設置が行われており、犯罪の抑止に大きな効果が期待されています。

政策Ⅱ—2 健康づくりと福祉の充実

目 的

- 全ての県民が生涯にわたって健康で、必要とする医療や保健・福祉サービスを適切に受けることができ、地域で安心して暮らせる社会を目指します。

現 状 と 課 題

- 子どもの食生活・生活習慣の乱れや、壮年期における運動不足、過労、ストレス等による生活習慣病が問題になっています。また、島根県の自殺者数は、年間およそ200人と高い水準で推移しています。
- 高齢化の進展に伴い、介護保険制度や医療保険制度の安定した運営や、認知症等のように様々な分野からの支援が必要な高齢者を支える仕組みづくりが課題となっています。
- 人口減少・少子高齢社会の進展により、地域社会のマンパワーが今後一層不足し、従来、地域社会が発揮していた日常生活を支える相互補完機能が低下しつつあります。

取 組 の 方 向

- 県民誰もが生涯にわたって健康づくりに取り組み、地域に関わりを持ち続けることができる仕組み・環境づくりを進めるとともに、総合的な自殺対策を推進します。
- 高齢者が元気で生活できるよう介護予防の取組を進めるとともに、支援が必要になったときには、適切な介護・福祉サービスが受けられるような仕組み・環境づくりを進めます。
- 障がいや障がい者に対する正しい理解を進めるとともに、障がい者の自立に向けて、地域生活への移行や就労のために必要な支援を行います。
- 県民が必要なときに、必要な福祉サービスや支援を受けることができる体制づくりや地域でお互いに支え合う地域福祉を推進します。

県が実施する施策

- ① 健康づくりの推進
- ② 地域福祉の推進
- ③ 高齢者福祉の推進
- ④ 障がい者の自立支援
- ⑤ 生活衛生の充実
- ⑥ 生活援護の確保

県民の皆さまへ

- 生涯にわたって健康でいきいきと生活するため、日頃から栄養、運動、休養など、バランスのとれた生活を積極的に心がけましょう。
- 年1回は健康診断を受けて健康状態を確認し、生活習慣を改善していきましょう。
- 高齢者の方々が、日々、元気で健やかに過ごされることは、地域社会を支える力になります。元気な高齢者の方々が、地域社会の担い手として、活躍していただけることを期待しています。
- それぞれのお住まいの地域で、日頃から、あいさつを交わし、声を掛け合い、必要なときは助け合うようなつながりを築き、地域で暮らしていく上での問題やその解決を話し合っていくなど、住民の皆さんが自ら住みよい地域づくりに取り組むことが大切です。
- 障がいのある人もない人も、みんなが暮らしやすい共生社会を築いていくため、様々な障がいの特性への理解に努めるとともに、障がいのある人に温かく接し、困っているときには手助けをしていくことが大切です。
- 島根県の自殺者数は、年間およそ 200 人。悩みを抱えている人のサインを感じ、共に支え合い、かけがえのない命を守りましょう。

〔取組事例〕

【がん検診啓発サポーターの取組】

がん検診の啓発に協力していただける個人や団体をがん検診啓発サポーターとして登録し、地域での集まりや職場等でのがんの体験話や経験を生かした情報提供、また、街頭キャンペーン等の啓発活動を行っています。現在 44 名（4 団体含む）が登録されています。

【地域の支え合い活動】

奥出雲町「佐白町自治会」は、過疎・少子高齢化の影響を強く受けている地域ですが、自らでは除雪が困難な世帯への除雪サポート隊による助け合い活動や地域のふれあいセンターを拠点とした小地域サロン、配食サービスの実施など、自治会として住民相互の支え合いや助け合いの活動に積極的に取り組んでいます。

【認知症サポーターの養成】

認知症になっても、誰もが暮らしやすい地域づくりを目指す運動のキャンペーンとして、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を学んだ人を養成しており、県内には、平成 23 年度末現在約 2 万人となる見込みであり、これを平成 27 年度までに 4 万人とすることを目標としています。

【障がい者の自立支援】

NPO 法人「プロジェクトゆうあい」は、主に松江市において、ユニバーサルデザイン啓発のためのビデオ作成、視覚障がい者のための音声案内システム「てくてくラジオ」や「触覚ディスプレイ」の普及活動のほか、障がいのある方に対して、観光施設、交通機関、宿泊施設等のバリアフリー情報の提供などを行っています。

政策Ⅱ—3 医療の確保

目 的

- すべての県民が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、適切な医療を提供できる体制を整備します。

現 状 と 課 題

- 医療の高度化・専門分化、国立大学の法人化や医師の初期臨床研修の必修化、診療報酬改定に伴う看護職員配置基準の見直しなどを契機として、医師をはじめとした医療従事者の不足や地域偏在により、全国的に適切な医療を提供する体制の維持が難しくなっています。
- 島根県においても、離島や中山間地域、特にここ数年は県西部における医師不足の顕在化や、産科、外科など特定の診療科の医師不足の深刻化など、医師の地域偏在や診療科偏在が著しくなっています。
そして、地域医療の拠点となっている中核的な病院において、医師不足が深刻化しています。
- 看護職員についても、県内の供給は増加するものの、それを上回る需要があり、今後とも、不足が見込まれています。
- これらの問題は、国の医療行政とも深く関わっています。県においては、引き続き、医療提供体制の確保に繋がる様々な取組を行う必要がありますが、国においても、医療従事者不足や偏在の解消に向けた抜本的な対策をとる必要があります。
- 死亡原因の第一位となっているがん対策については、「島根県がん対策推進計画」に基づき、予防、治療、患者支援を3つの柱とした総合的な対策を実施しています。

取 組 の 方 向

- 二次医療圏での医療機関の連携強化はもとより、ドクターヘリの運航やITを活用した医療情報ネットワーク整備などにより、圏域を越えた、必要に応じて県境を越えた広域の医療機関連携を一層推進し、適切な医療提供体制の確保に取り組みます。
- 「現役の医師の確保」、「将来の医師の養成」、「地域で勤務する医師の支援」対策により、医師の確保に取り組みます。
- 看護学生の県内就業促進や、看護職員の勤務環境の改善・充実などにより、看護職員の確保に取り組みます。
- 県立病院では、県内全域を対象とした救急医療や高度・特殊医療、地域医療支援等を充実し、安全・安心で良質な医療を提供します。
- がん医療水準の向上や緩和ケアの推進、患者・家族への支援等、がん対策を総合的に推進します。

県が実施する施策

- ① 医療機能の確保
- ② 県立病院における良質な医療提供
- ③ 医療従事者の養成・確保

県民の皆さまへ

- 健康や病気のことについて気軽に相談でき、必要があれば病院を紹介してもらえるような「かかりつけ医」を持ちましょう。
- 県外から医師を招へいするためには、県に縁のある医師の情報が必要です。県内勤務の可能性のある医師をご紹介ください。〔情報提供先：医療政策課〕
- 地域医療を守るための取組に県民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。
- 財団法人島根難病研究所では、がん患者等の活動支援やがん検診をはじめとした各種啓発活動の支援等を目的とした「がん対策募金」活動を行っています。県民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

〔取組事例〕

【地域医療を守るための取組】

県では、地域医療再生計画（H21 年度～25 年度）に基づき、地域医療を守るための市町村や住民団体等の取組に対して支援するとともに、県内の地域医療を守る住民団体、病院、行政を対象に、活動状況や課題を話し合うワークショップを平成 22 年度から開催しています。

【地域医療を担う医師の養成】

島根大学医学部では、将来の地域医療を担う医師を養成するため、地域枠推薦入学制度や地域医療実習など様々な取組が行われており、また、鳥取大学医学部においても平成 22 年度から島根県地域枠が設けられています。県としても奨学金制度などで支援をしています。

【地域医療を志す医師の県内定着促進】

島根大学医学部地域枠出身医師や県の奨学金貸与を受けた医師などの県内定着促進を図るため、県では平成 23 年 8 月に「しまね地域医療支援センター」を設置し、島根大学、医療機関、医師会、行政などが一体となり、医学生が卒業後、県内医療機関に勤務しながら専門医の資格を取得するなど、医師として安心してキャリアアップができるよう支援しています。

【がん患者サロンの取組み】

島根には、現在 27 カ所のがん患者サロンがあります。がん患者やその家族の人たちが中心となり、患者同士の交流のほか、学習会を開催するなど活動の範囲を広げています。

政策Ⅱ—4 子育て支援の充実

目 的

- 子育てを地域全体で応援する気運が各地に根付き、安心と喜びをもって子どもを生き育てることができる社会を目指します。
- 家族や家庭を大切にしたい働き方が広がるとともに、保育等の子育てに必要な社会環境が整い、子どもの人権を守るための体制が整備された社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

- 平成 22 年の合計特殊出生率は、1.63 で全国 2 位でしたが、親となる年齢層の減少や未婚・晩婚化等により、今後も、出生数の一層の減少が見込まれます。
- 独身男女の 9 割近くが結婚を考えていますが、適当な相手にめぐり合わないことなどから、婚姻数は低い水準となっています。
- 子育て中の親の多くが依然として子育てに負担感、不安感を感じています。
- 従業員の子育てに配慮した職場環境づくりに積極的に取り組む企業は、まだまだ少なく、仕事と家庭の両立支援の取組は十分ではありません。
- 虐待などの相談件数は依然高止まり傾向にあり、虐待を受けるなど保護を要する子どもや家庭への相談・支援体制の充実が求められています。また、離婚件数の増加により、ひとり親家庭も増加傾向にあり、自立を支援することが課題となっています。
- 低出生体重児の出生割合が増加傾向です。また、産後うつや育児不安などに対する支援が必要ですが、妊娠中からの妊産婦への支援の取組は十分ではありません。

取 組 の 方 向

- 子育てに対する様々な不安や負担の軽減を図るため、地域社会全体が子育て世代を支えていく環境づくりを推進します。
- 結婚して子どもを生き育てたいと願う人が、その希望を実現できるよう、応援する環境づくりを進めます。
- 仕事と家庭の両立支援のため、働きながら安心して子育てできる職場環境を整えるとともに、保育所、子育て支援センター、放課後児童クラブ等の運営を支援します。
- 保護が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実するとともに、母子家庭等への自立支援を推進します。
- 医療機関と市町村、保健所が連携して、妊娠期からの相談支援を充実します。

県が実施する施策

- ① 子育て環境の充実
- ② 子育て福祉の充実
- ③ 母子保健の推進

県民の皆さまへ

- 妊娠中の方は、妊婦健診等行政の支援サービスの利用により健康管理に努めるとともに、それぞれの医療機関の役割を理解して安心安全なお産を迎えてください。
- 日頃から健康や病気のことを相談できる、子どもの「かかりつけ医」を持ちましょう。
- 子育て家庭を社会全体で支えるとともに、結婚や家族を持つ希望が実現できるよう応援する地域づくりを進めましょう。
- 行政や民間団体が提供する子育て支援サービスを利用し、子育ての負担感・不安感を軽減するとともに、子育て家庭同士の交流を拓きましょう。
- 育児休業の取得や子育てに対応した勤務の配慮など、働きながら安心して子育てができる就業環境づくりを進めましょう。
- 児童虐待防止への関心と理解を深め、地域の子どもたちが健やかに育つようみんなで守り、援助が必要な子どもたちの自立に向けた支援の輪に加わりましょう。

〔取組事例〕

【子育て子育て支援】

県内では、赤ちゃんとその親が小学校に登校し児童とともに授業に参加する「赤ちゃん登校日授業」の取り組みが広がっています。この授業により、児童は、コミュニケーション力を学び、クラスの仲間との信頼関係を育んだり、子育ての喜びや不安、苦労などを学び、子育てをより身近に感じたりするようになります。また、参加した赤ちゃんの親は、わが子と児童との関わりを見て、わが子への愛着を深め、親としての喜びを実感したり、子育ての自信につながったりしています。

【縁結び応援】

県内では、結婚を望む独身男女に対して、縁結びボランティア「島根はっぴいこーでいねーたー（愛称：はぴこ）」が、相談者の相手を見つけて紹介するなど、出会いのきっかけづくりを行っています。また、市町村では、独身男女を対象とした出会いイベントの開催など、結婚したいと願う人を応援する取り組みが広がっています。

政策Ⅱ—5 生活基盤の維持・確保

目 的

- 医療、福祉、買い物等日常生活を支える機能が、地域の実情に即した様々な仕組みやサービス提供形態によって維持・確保できる社会を目指します。
- 道路網や下水道等が整備され、子育て家族や高齢者にも住みやすい生活環境の確保を図ります。
- 県内ほぼ全域において整った超高速インターネット環境等を利活用し、県民生活や産業活動における利便性の向上や、過疎化・高齢化が進んだ地域の医療、買い物等日常生活を支える機能の維持・確保を図ります。

現 状 と 課 題

- 中山間地域においては、人口減少と高齢化により地域の担い手が不足するなど、地域社会の機能が低下し、維持が困難となっている集落や消滅のおそれがある集落も出現しています。
- 中心市街地の空洞化等により自家用車を利用できない高齢者の生活に支障が生じるなど、都市部においても問題が生じています。
- 通学、通院、買い物等を支えるとともに、高齢者の自動車運転の負担を軽減し、交通事故の減少にもつながる地域生活交通を確保する必要があります。特に、地理的条件が不利な離島においては、島の生活や産業活動を支えるため、主要な交通手段である離島航路の維持や利便性の向上が必要です。
- 快適な居住環境に不可欠な污水处理施設の整備は、全国に比べ大きく遅れています。
- 情報通信基盤の整備の進捗状況に比べて、利活用の向上への取組が立ち遅れています。

取 組 の 方 向

- 中山間地域を中心として、地域社会の機能の維持・回復を図るために、多様な主体による地域コミュニティの維持・再生に向けた取組を進めます。
- 都市機能の集約化や安全で円滑な交通の確保を図り、多くの人々が安心して暮らせるコンパクトなまちづくりを目指します。
- 鉄道、バス、離島航路等の公共交通機関の運行維持を図るとともに、地域が担う多様な輸送サービスにより、通学、通院、買い物等の日常生活を支える地域生活交通を、地域と一体となって確保します。
- 日常生活を支える道路や、污水处理施設、良質な居住環境などの整備を進めます。
- 医療、福祉・生活、行政、教育、産業等の各分野におけるICT（情報通信技術）の利活用向上を図るとともに、情報セキュリティや情報モラルの普及に努めます。

県が実施する施策

- ① 道路網の整備と維持管理
- ② 地域生活交通の確保
- ③ 地域情報化の推進
- ④ 都市・農山漁村空間の保全・整備
- ⑤ 居住環境づくり
- ⑥ 地域コミュニティの維持・再生

県民の皆さまへ

- 地域社会の機能を維持・確保するため、農林地の保全や独居高齢者の安否確認等の地域が抱える課題の解決や、地域活性化に向けた都市住民との交流事業や特産品の開発などの取り組みましょう。
- 県内の公共交通は、利用者の減少等により、ほとんどが赤字であり、行政の補助により運行を支えているのが現状です。厳しい財政状況の中で、行政の力だけでは十分なサービスを提供するのは難しくなっています。こうした中で、地域の交通をどのように確保し、維持していくかについて、行政や地域の皆さんと一緒に考えていくことが必要です。
- バスや鉄道など公共交通機関の維持のためには、住民の皆様が自ら利用することが何より大切です。みんなで利用しましょう。

〔取組事例〕

【一畑電車と沿線の活性化運動】

出雲市平田町の栄町商店街では、一畑電車の利用促進と商店街の活性化を目的として、一畑電車雲州平田駅前「駅サイトまつり」を開催しています。

【自治会等による輸送サービスの提供】

飯南町谷地区では、地域の助け合いとして、県と町の支援により自治振興会が町から無償で車両の貸与を受け、地域住民が主体となって、ボランティアにより、住民の通院や買い物などの送り迎えをしています。このほか、県内のいくつかの自治会等でも同様の取組みが行われています。

【ボランティアによる道路の清掃・美化活動】

県内各地において500を超える団体が、「ハートフルしまね（島根県公共土木施設愛護ボランティア支援制度）」を利用して、県が管理する道路の清掃や緑化、草刈りなどのボランティア活動に取り組んでいます。邑南町の道路愛護団体「馬野原夢街道」は、道路沿いにサルビアやマリーゴールドなど四季折々の花を植え、道行く人たちの目を楽しませています。

Ⅲ・心豊かなしまね

政策Ⅲ—1 教育の充実

目 的

- 乳幼児期からの発育・発達段階に応じた人づくりの大切さを学校・家庭・地域が共有する中で、一人ひとりの可能性を開花させ、ふるさとに愛着と誇りをもち、社会の一員として自立して生きていくことができる子どもたちを育みます。

現 状 と 課 題

- 子どもたちの基本的生活習慣の乱れや規範意識・社会性の低下などが指摘されています。
- 学力・体力の低下、いじめ・不登校児童生徒の増加など、懸念される状況にある子どもたちがいます。
- 子どもたちが、確かな学力を身につけるとともに、生命の尊さや家族の大切さを理解することが大切です。学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの成長を支援する必要があります。
- 特別支援教育の対象となる児童生徒数が増加しており、発達障がいを含めた障がいの多様化への対応や校内支援体制の整備等への対応が継続した課題となっています。
- 大学等の高等教育機関は、県内で高等教育を受ける機会を提供し、優れた人材を輩出しています。また、様々な分野での連携により、その成果を広く県民に還元しています。引き続き、地域で必要とされる人材の育成や、様々な分野での連携を強化する必要があります。

取 組 の 方 向

- 本県の子どもたちが、ふるさとを愛し未来を切り拓いていくことができる「知・徳・体」のバランスのとれた人格形成を目指します。
- 学力の向上対策、キャリア教育、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、発達段階に応じたきめ細かな教育の充実に取り組みます。
- 基本的生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもを育てるために、学校・家庭・地域が連携協力し一体となった取組を推進します。
- 読書活動や「ふるまい向上」に取り組むことで、心の教育を推進します。
- 学校において、体育授業をはじめ様々な場面で、子どもたちの体力向上の取組が進むよう努めます。
- 家庭・地域・職場を含めた社会全体で青少年が健全に成長できる環境づくりを推進します。
- 大学等の高等教育機関については、地域や時代の要請に応え、地域と密着した研究・教育活動が充実されるよう企業、自治体、教育・研究機関等と連携を深めるとともに、国際的な視野を持ち多様な価値観を認める人材育成を目指します。

県が実施する施策

- ① 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実
- ② 発達段階に応じた教育の振興
- ③ 青少年の健全な育成の推進
- ④ 高等教育の充実

県民の皆さまへ

- ふるさとに愛着をもち、知性と感性の豊かな思いやりのある子どもたちを育むために、大人が多様な価値観を大切にし、発達段階に応じた育て方を考えながら、子どもを見守り、支えましょう。
- 家庭や地域の支えの中で子どもたちは、様々な体験により達成感、充実感を得るとともに、失敗を乗り越えることによって自信や意欲が培われます。家庭は日常生活の中での体験の機会を子どもたちに作りましょう。また、地域は、子どもを地域全体で育むという考え方に立って、家庭の教育を支えましょう。
- 青少年は大人社会を写す「鏡」です。青少年の健全育成を自らの問題として捉え、地域社会全体で青少年への影響が懸念される社会環境を改善しましょう。

〔取組事例〕

【地域における学校支援】

浜田市三隅町の岡見小学校区では、三隅公民館が連絡調整役となり、学校支援地域本部事業を活用し、地域住民が学校へ入り子どもたちの活動を支援する取組を進めています。中でも、毎週水曜日だけ解放される学校の空き教室に、地域住民、特に「オヤ爺」達が集まり、集まったメンバーでその時にできることを学校側と相談しながら活動する「水曜学校」の活動によって、子どもとの交流も深まり、学校と地域が一層深くつながる機会となっています。

【子ども読書の推進】

「おはなしの部屋（隠岐の島町）」は、昭和59年秋、新しい公民館図書室の開設にあわせ、公民館からの呼びかけにより、子どもたちが本好きになってほしいと願う主婦3名で発足しました。以来、毎週土曜日の午後、図書室で幼児・小学校低学年の児童を対象とした絵本の読み聞かせ活動を中心に、七夕まつり、クリスマス会等四季の行事における読み聞かせ、ブックトーク、紙芝居などを行ってきました。平成11年、町立図書館開館後は、活動の拠点を図書館に移し、同様に、図書館の子ども読書活動を支えています。また、町内の全小学校11校の朝読書の時間に読み聞かせやブックトークに出かけています。同グループの積極的な活動が町の図書館建設につながるなど、離島である隠岐地域の子ども読書関係ボランティアグループの核として活動を続けています。

政策Ⅲ—2 多彩な県民活動の推進

目 的

- ボランティアや NPO 活動など、多様な主体による幅広い分野の自主的・主体的な活動を促進するとともに、県民一人ひとりが、学習活動や、スポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

現 状 と 課 題

- 県では、平成 17 年に県民一人一人が生き生きと心豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的として、「島根県県民いきいき活動促進条例」を制定し、県民・企業・NPO など多様な主体による地域社会貢献活動を『県民いきいき活動』と位置づけ、これらの活動を促進するとともに、協働を推進しています。
- 県内の NPO 法人数は年々増加し、行政だけでは解決できない課題への対応やきめ細かなサービスの提供など、幅広い分野で活躍の場が広がっています。地域づくりの新たな担い手として期待が高まってきており、NPO 法人をはじめとする市民活動団体を積極的に育成するとともに、活動を支援していくことが必要です。
- 学習意欲や各種活動への参加意欲の高まりと同時に、人づくりや地域づくりの視点からも、より多くの県民がライフスタイルに応じて、自主的、積極的に取り組むことができる環境整備が必要です。また、これらの活動の成果を社会に還元するとともに、社会の要請に応じた学習・実践活動を促進することが重要です。
- 平成 23 年 11 月に「島根県文化芸術振興条例」が制定されました。文化芸術は、人々に感動や喜び、安らぎをもたらすものであり、暮らしの中でゆとりや潤いを実感できる心豊かな社会を形成していく上で必要なものです。このため、県民が様々な文化芸術に親しみ、主体的に参加し、創造していくことが求められています。

取 組 の 方 向

- 「島根県県民いきいき活動促進条例」に基づく「県民いきいき活動促進基本方針」に従い、県民・企業・NPO など多様な主体が取り組む『県民いきいき活動』の一層の促進を図ります。
- ボランティアや NPO 活動などが、様々な分野で活発に展開されるための環境づくりを進めます。
- 個人のニーズや社会の要請に応じて、自主的に生涯学習に取り組み、その成果が社会生活に生かされる環境づくりを進めます。
- 体力や興味等に応じたスポーツ活動ができる環境づくりの推進と、競技力の向上に努めます。
- 島根の文化芸術が発展し、継承され、県民の自主的かつ創造的な文化芸術活動が促進されるよう環境の整備を進めます。

県が実施する施策

- ① 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進
- ② スポーツの振興
- ③ 文化芸術の振興

県民の皆さまへ

- 自らの経験や知識を生かした、地域活動や社会活動である「県民いきいき活動」への積極的なご参加をお願いします。
- 自分に適した様々な学習活動やスポーツ・レクリエーション活動などに積極的に取り組みましょう。
- 一人ひとりが文化芸術活動の担い手であることを意識し、自主的かつ主体的な文化芸術活動に取り組みましょう。

〔取組事例〕

【災害ボランティアによる東日本大震災支援活動】

県民、NPO、ボランティア、企業等多様な担い手の協働・連携により、地域課題の解決を図る仕組みづくりを進める「新しい公共支援事業」を活用して、東日本大震災支援が行われています。

その取り組みのひとつとして、「東日本大震災いずも支援チーム」や「東日本大震災 松江市民から支援する会」により、市民を中心に様々な関係者が協力して、被災地でのボランティア活動や県内に居住する避難者への生活支援等が行われています。

【地域住民によるスポーツ振興】

「しんじ湖スポーツクラブ」は、自分たちの地域のスポーツ環境は自分たちで整えようと松江市宍道町で結成されたNPO法人です。「子どもから高齢者まで誰もが気軽にスポーツを楽しめる場」、「健康づくりや生きがいつくり・仲間づくりの場」を提供することを目的に、スポーツ教室や健康教室、イベントや講習会の開催、チーム育成支援事業などの活動を行っています。

【県民文化祭】

「県民文化祭」は、広く県民によって企画・運営され、多くの県民が参加し創り上げる文化芸術の祭典です。舞台公演や総合美術展(県展)、文芸作品公募の外、分野別の文化芸術団体や市町村の文化協会が行う文学・美術・音楽・舞踊・演劇・伝統芸能など多彩な文化芸術活動がほぼ一年を通して県内各地で展開され、毎年5万人を超える県民が参加しています。

【県民参加のオリジナルミュージカル】

ミュージカル「あいと地球と競売人」は、地球環境保護を訴える漫画「地球の秘密」を描いた後、急逝された出雲市の小学6年生、坪田愛華さんの遺志をモチーフに、平成6年から上演が続けられている県民手づくりミュージカルです。キャストは全てオーディションや公募で選ばれ、スタッフのほとんどを地元で賄うなど、1回の公演で約250名もの県民が参加し制作する県民手作りのオリジナルミュージカルです。

政策Ⅲ—3 人権の尊重と相互理解の推進

目 的

- 県民誰もが、学校・家庭・職場・地域などの様々な場面において個性と能力を十分に発揮できるよう、一人ひとりの人権や多様な価値観を尊重する社会づくりを目指します。

現 状 と 課 題

- 様々な人権問題において未だ差別や偏見が解消されるには至っておらず、インターネット上での人権侵害など新たな課題も生じており、人権が尊重される社会とはいえない状況です。
- 男女共同参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、依然として固定的な性別役割分担意識はなくなっておらず、男女共同参画社会の実現には至っていません。県や市町村、県民、企業・団体等が男女共同参画を自らの問題としてとらえ、主体的に取り組むことが必要です。
- 経済、環境、文化など多様な分野において、国際的な交流が深まりつつあるとともに、多様な価値観や異文化とふれあう機会が増加しています。

取 組 の 方 向

- 人権尊重意識を高め、人権問題への理解を深めるため、人権教育や人権啓発に取り組み、一人ひとりの人権や多様な価値観を尊重する社会づくりを推進します。
- 男女共同参画に関する意識を高め、性別に関わりなく個性と能力を発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会づくりを推進します。
- 多様な分野の国際交流・協力活動などを通じて、言葉や文化、生活習慣など様々な価値観の違いを認め、外国人住民と共に暮らしていく地域づくりを推進します。

県が実施する施策

- ① 人権施策の推進
- ② 男女共同参画の推進
- ③ 国際化と多文化共生の推進

県民の皆さまへ

- 同和問題などの人権問題の早期解決が望まれているなか、インターネットを悪用した人権侵害、児童・高齢者の虐待、ドメスティックバイオレンス（DV：配偶者などからの暴力）などが顕在化し、人権問題はより多様化・複雑化しています。一人ひとりが日常生活のなかで、相手の立場や気持ちを考えて行動しましょう。
- 男女共同参画についての理解を深め、家庭、職場、地域などに残っている慣習、しきたりなどを見直しましょう。
- 諸外国に対する相互理解を深め、外国人にも暮らしやすい地域づくりを行っていくために、地域や海外で積極的に活動しましょう。

〔取組事例〕

【企業等における人権啓発の取組】

松江市、雲南地域（雲南市、奥出雲町、飯南町）、石西地域（益田市、吉賀町、津和野町）においては、企業や団体等が連携して人権・同和問題企業等連絡協議会等を設置し人権啓発の様々な取組みを自主的に進めています。

これらの協議会では、企業のトップや職員を対象とした講演会・研修会の開催、人権意識向上のための資料の作成、啓発ビデオの貸出などの啓発事業、街頭における啓発資料の配布などの地域社会へのアピール活動などを展開しています。

【あすてらすフェスティバル】

男女共同参画についての理解を深めるため、毎年6月の男女共同参画推進月間にあわせて県立男女共同参画センター「あすてらす」で開催される「あすてらすフェスティバル」は、男女共同参画サポーターや女性団体などの協力により運営されています。地域で様々な活動を展開しているグループが日頃の成果を発表する自主企画イベントやセミナー等に、県内各地から多くの方が参加し、互いに交流を深めています。

【外国人住民への支援】

しまね国際センターにおいて、外国人住民が地域で安心して暮らせるよう、多言語（英語・タガロク語・中国語）による相談員の配置や、通訳・翻訳ボランティアの育成、及び日本語学習や生活情報収集の場となる日本語教室の支援に努めています。

またこれらに加え、災害時に外国人をサポートするボランティアの育成や、医療・福祉・学校等の生活の様々な場面で、外国人からの幅広い相談内容に応じられる体制づくりを進めています。

政策Ⅲ—4 自然環境、文化・歴史の保全と活用

目 的

- 豊かな自然や文化・歴史に親しみ、理解を深めながら、次の世代へ継承するとともに、魅力ある地域づくりのために持続可能な活用を進めます。
- 先人が築き上げた豊かな景観を保全するとともに、地域の特性に調和した新しい景観を創造します。
- 県民誰もが、地球市民としての認識をもち、環境の保全に努め、環境への影響が少ない社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

- 豊かな自然環境を守り、将来へ引き継いでいくため、自然保護への理解を促進すると共に環境への負荷の少ない社会に向けての県民一人ひとりの取組が必要です。
- 宍道湖・中海がラムサール条約湿地に登録されたことを契機に、自然から恩恵を受けつつ、自然環境を保全していく意識が高まり、湖沼環境の保全に対する様々な取組がひろがってきています。
- 美しい景観は、潤いや心の豊かさをもたらします。地域の発展と調和を図りながら保全し、創造していくことが必要です。
- 平成19年の「古代出雲歴史博物館」開館や石見銀山の世界遺産登録により、島根の歴史と文化に対する関心が高まっています。
- 地域資源を利活用して得られる再生可能エネルギーは、それぞれの地域の特性に応じて導入していくことが必要です。

取 組 の 方 向

- 県民参加による森づくりなど自然環境保全の取組を推進します。
- 自然公園や自然学習施設を活用した自然とのふれあいを推進します。
- 隠岐ジオパークの世界ジオパーク認定に向けた取組を推進するとともに、保全と活用に努めます。
- 地域の優れた景観を守り、魅力ある景観づくりを推進します。
- 自然と文化・歴史が県民共有の財産であるという意識を高め、地域資源として活用を図りながら良好に保存します。
- 県民、事業者、NPO等の団体、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策、廃棄物の発生抑制などの取組を推進します。
- 県民、事業者、NPO等の団体、行政が連携・協働して、県内に豊富に存在する森林等の地域資源を再生可能エネルギーとして有効に利活用します。

県が実施する施策

- ① 多様な自然の保全
- ② 自然とのふれあいの推進
- ③ 景観の保全と創造
- ④ 文化財の保存・継承と活用
- ⑤ 環境保全の推進
- ⑥ 再生可能エネルギーの利活用の推進

県民の皆さまへ

- 自然学習施設や自然公園などを利用したり、身近な自然とふれあうことで、潤いややすらぎを感じる生活を楽しみましょう。また、地域の自然を守る活動に積極的に関わっていきましょう。
- 花と緑にあふれるまち並みを増やし、美しい景観づくりに努めましょう。郷土の歴史・文化遺産への関心を深め、貴重な地域資源として保存・継承する活動に積極的に関わっていきましょう。
- 私たちの生活が環境に様々な影響を与えていることを理解し、ライフスタイルや経済活動を見直すことにより、環境にやさしい行動に取り組みましょう。また、地域での環境保全活動に積極的に参加しましょう。

〔取組事例〕

【森づくりと環境負荷の軽減に向けた実践活動】

「しまね森林活動サポートセンター」は、森づくりに参加したい方に専門家（サポーター）を紹介し、実践活動参加を容易にすることで、県民の森づくりに向けた取組みを支援しています。「もりふれ倶楽部」や「緑と水の連絡会議」などのNPO法人が、間伐材の作業をはじめとした地域に根ざした森林活動を精力的に実践していきます。また、「島根CO2吸収・固定認証制度」（地球温暖化防止のために行う企業・個人等の森づくり活動に対してその貢献度を県が認証する制度）等により企業等による森林保全活動も進められています。

【隠岐諸島のジオパーク活動】

国立公園である隠岐諸島は、ダイナミックな景観や特異な生態系を有しています。この貴重な財産とも言える自然環境の保全とともに観光面等での持続的活用を目指し、「隠岐ジオパーク推進協議会」が立ち上がりました。H21年には日本ジオパークに認定され、H24の世界ジオパーク認定を目指しています。世界に誇れる隠岐のすばらしさを小中学生等に伝えたり、国内外から訪れる人々への対応準備やジオツアー等の展開を図っています。

【蓮華会舞の保存活動】

隠岐の島町の隠岐国分寺に伝わる蓮華会舞は、舞楽の流れをくむ芸能で、国の重要無形民俗文化財に指定されています。奈良・平安時代に日本に伝えられた舞楽の多くは既に廃れていますが、この蓮華会舞は、宮廷舞楽の流れを汲むものが何らかの形で伝わったものであり、貴重な芸能です。平成19年の本堂焼失の際には面・衣装・楽器などすべての用具を失いましたが、「隠岐国分寺蓮華会舞保存会」を中心とした地元の熱意と努力により、わずか半年あまりですべての用具を復元し、保存・伝承活動を続けています。

【景観の保全創造活動】

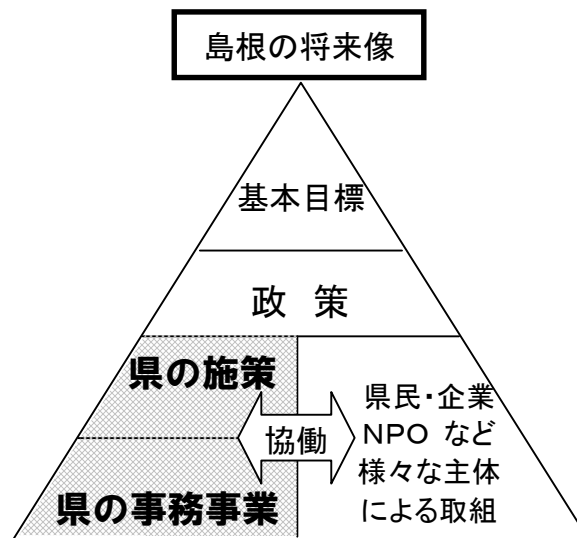
「築地松景観保全対策推進協議会」では、出雲市の157地区で住民協定を締結し、行政ともタイアップして築地松の剪定などの維持管理や町並み保全に取り組むとともに、剪定職人の後継者育成、観光客へのPRなど、幅広い景観活動を行っています。

また、益田市の「鎌手ふるさとおこし推進協議会」は、美しい海岸沿いに水仙を植える「水仙の花咲く里づくり」活動を平成元年から続けています。100万本もの花が咲く全国有数の水仙園は、地域の高齢者や小・中学生など多くの人によって広がりつつあり、訪れる人々の心を惹きつけています。

【リサイクルの実践活動】

循環型社会を目指して3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進を広くわかりやすく啓発し、実践する活動が進められています。県内のNPO法人では、リサイクル商品の販売や子ども服をリユース（再使用）する店の運営、環境イベントでの体験教室の開催などを通して情報発信を行い、環境保全活動を実践しています。また、松江しんじ湖温泉を中心とする旅館やホテルは、食品ごみで肥料を作り、その肥料で育てた農作物を使った料理を利用客に提供する共同のリサイクル事業を展開しています。

施 策



「政策」の目標達成を目指して、県行政が取り組む具体的な方策（「県の施策」及び「県の主な事務事業」）について記述しています。

I・活力あるしまね

施策 I - 1 - 1	県内企業の経営・技術革新の支援
-----------------	-----------------

目 的

- 経営力・技術力・販売力の強化や、独自の商品開発等による起業や新規事業への進出を促すことにより、県内企業の競争力を高め、収益力の向上を目指します。

現 状 と 課 題

- 県内製造業は、世界的な景気後退により平成 20 年、21 年は出荷額、付加価値額が大きく落ち込みましたが、平成 22 年に増加に転じています。
- ただし、急速な円高の進行等から国内企業の海外移転が拡大しており、国内製造業の空洞化が懸念されます。また、中国などのアジア諸国の技術力の向上によりグローバルな国際競争も激化しており、ものづくり産業は今後も厳しい経営環境の継続が予想されます。
- こうした中で、県内製造業の発展を図っていくためには、海外展開も視野に入れた経営戦略を構築し、その戦略に基づいた経営力の強化や技術開発や商品開発などにより、国内外の市場獲得に向けた販路開拓に努めることが必要です。
- また、製造業以外の県内産業では、建設業においては、公共事業削減の影響から非常に厳しい経営環境にあり、経営の合理化や多角化、新分野への進出などによる経営の革新が求められます。
- さらに、少子高齢化の進展や様々な地域課題の出現などにより、サービス業を中心として新たなニーズが生まれており、こうしたニーズに対応して起業や新規事業への進出を促進していく必要があります。

取 組 の 方 向

- 県内企業の収益力の向上を図るためには、国内外の市場の状況を的確に踏まえた上で、経営力の強化、技術力の向上、販路の拡大を行う必要があります。良質な情報や助言の提供、生産管理等の専門家の派遣、新たな取引先の確保などの支援を行います。
- 地域経済を支えるものづくり産業の集積に対して、海外の動向や成長が期待されている産業分野などを見据えた経営戦略の構築や技術力・販売力等の強化に向けた取り組みを支援します。
- 海外取引に関する知識の習得、自立化を図るための支援や海外取引の創出への支援を行うとともに、県内唯一の国際貿易港の浜田港を活用した県内企業の海外展開を支援します。
- 建設産業が行う新分野に進出するための調査研究・初期投資・事業拡張や地域課題に対応した新たな事業化の取組を支援します。
- 起業意欲を喚起するとともに、事業を立ち上げた後のフォローアップ体制を充実します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成 23 年度		平成 27 年度
① 県内製造業の年間付加価値額	3,359 億円 (H22)		4,060 億円
② 製造業の従業員 1 人当たり年間付加価値額	786 万円 (H22)		943 万円

- ① 付加価値額は、生産活動において新たに付け加えられた価値のことであり、生産額から原材料費等を差し引いた額で、営業利益や人件費等の総額です。近年の最高水準(平成19年)への回復を目指します。
- ② 製造業の従業員1人当たり付加価値額は、県内製造業の生産活動の生産性を表す指標です。4年間で20%程度の増加を目標とします。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ しまねのものづくり高度化支援事業 〔担当課〕 産業振興課	○ 県内製造業の競争力強化に向けて、技術力と経営管理面の向上を図るため、アドバイザー派遣やセミナーの開催等を行います。
◇ ものづくり産業戦略的強化事業 〔担当課〕 産業振興課	○ 県内集積産業の強化に向けて、国内外の市場を見据えた経営戦略の構築や戦略に基づいた技術力の向上、更には販路の拡大を図るため、業界の主体的な取り組みを支援します。
◇ 輸出促進支援プロジェクト 〔担当課〕 しまねブランド推進課	○ アジアを中心した成長する海外市場に向けた県内企業の販路拡大、海外市場での競争力の強化等の取組を支援します。
◇ 浜田港ロシア貿易拡大プロジェクト 〔担当課〕 しまねブランド推進課	○ 浜田港を起点としたロシア貿易を促進するため、官民一体となってロシア市場の開拓を推進します。
◇ 建設産業経営革新促進事業 〔担当課〕 土木総務課	○ 建設産業の経営の多角化・新分野進出などの経営革新に向けた取組を支援します。
◇ 起業家育成事業 〔担当課〕 産業振興課	○ ビジネスプランの策定や起業のための知識の習得に向けて、主に若者を対象とした起業家スクールや小・中学生を対象としたベンチャーキッズスクールを開催します。

施策 I-1-2	ソフト系 IT 産業の振興
-------------	---------------

目 的

- 多様化、高度化する顧客ニーズに対応できる情報産業群の形成に向け、ソフト系 IT 技術者を育成するとともに、大都市からの業務の獲得を支援し、ソフト系 IT 企業の事業拡大を目指します。

現 状 と 課 題

- 県内のソフト系 IT 産業は、平成 19 年以降、県内雇用人数・売上ともに着実に増加している成長分野です。
- 県内のソフト系 IT 産業の差別化要素として、プログラミング言語「Ruby」の普及・活用に注力したことにより、Ruby エンジニアや Ruby によるシステム開発件数はこの数年間で着実に増加しており、島根県 IT 産業の「強み」となりつつあります。
- 一方、県内のソフト系 IT 産業の売上の構成は依然、同業者からの下請けや官公需が中心となっています。今後、更に発展する産業になるためには、収益性の高い事業構造への転換を図っていく必要があります。
- 近年、クラウドコンピューティングの普及に伴い、ソフト系 IT 産業のサービス提供方法も多様化が求められています。また、新興国の台頭や円高の進行により、国内において地方のソフト系 IT 企業が対応してきた下請け業務が縮小する傾向にあり、この状況に対応するため各社は自社固有の製品・サービスの開発・展開が従来にも増して必要になっています。

取 組 の 方 向

- 島根大学や松江高専等と連携しながら、ソフト系 IT 産業の成長を支える専門性の高い人材の育成・確保を行うなどして、県内のソフト系 IT 企業の事業拡大を支援します。
- 県内各企業の得意業務分野でのシステム開発や Ruby を始めとするオープンソースソフトウェア(OSS)を活かした開発手法の習得を支援するなかで、自社固有の商品・サービスの構築を促進します。
- 県内 IT 企業と異業種企業との連携を支援することで、他地域にない IT を利活用した新たなサービスの創出を図ります。
首都圏等からの業務獲得に向けて、ビジネスマッチングや取引先確保のための販路開拓等の支援をします。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
①ソフト系 IT 産業の従業者数	1,086 人 (H22)		1,260 人
②ソフト系 IT 産業の年間売上高	165 億円 (H22)	190 億円	

- ① 過去3年間（H20～H22）の成長と同様に、年平均3%の県内従業員の増加を目指します。
- ② 「従業者数」に「直近における1人あたりの年間売上高（ソフト系 IT 業界の実態調査、H22年：1,520万円）」を乗じて売上高を算出します。年平均3%の売上高の増加を目指します。
※ソフト系 IT 産業は主に「ソフトウェア業」及び「情報処理・提供サービス業」とします。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概 要
<p>◇ しまね IT 産業振興事業 〔担当課〕 産業振興課 情報産業振興室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IT 人材育成支援事業 ・ 新技術・サービスモデル開発支援事業 ・ パートナー型ビジネス創出支援事業 ・ 開発ソフトウェア・サービス販路拡大支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内企業等の IT 技術者を対象に、スキルの習得、能力向上を図るため人材育成講座を開催します。また、業界団体等による自主的な講座開催を促し、業界全体としてのレベルアップを図ります。 ○ 県内 IT 企業の競争力強化を目指して、固有技術の開発や自社が得意とする分野での特徴的なサービスモデルの開発などを支援します。 ○ 県内 IT 企業がより付加価値の高い IT サービスを提供することを目指し、従来の IT サービスの提供先である顧客企業（例：医療機関、小売業などのサービス事業者）と一体となって、新しいサービスを創出する取組を支援します。 ○ 県内 IT 企業が開発した独自ブランドのソフトウェアや、新たなサービス等の販路開拓活動（例：展示会への出展等）を支援します。

施策 I-1-3	新産業・新事業の創出
-------------	------------

目 的

- 県内企業の新事業展開を促進するため、県や大学等で取り組む新技術・新材料の開発成果を県内企業へ技術移転し事業化を進めます。また、企業が行う新製品や新技術、新たなサービス等の研究開発を支援します。

現 状 と 課 題

- 企業独自の競争力のある技術や製品を構築するためには、技術開発や研究開発に多額の資金を投入していく必要がありますが、県内の企業は総じて資金に乏しく、県内企業の自助努力を促すだけでは、新たな技術の開発や製品の開発が進みにくい状況となっています。
- こうした中で、企業だけでなく、産学官が一体となって新しい技術開発や製品開発等に取り組み、学が開発した成果を県内企業に移転し事業化につなげるほか、事業進出に意欲的に取り組む企業を積極的に支援していく必要があります。
- これまで、県では5つの研究開発プロジェクトに取り組み、熱制御システムを活用したLED照明機器の開発、機能性食品として28品目(平成22年度末現在)の商品化、プラズマ熱処理技術を活用した企業誘致、3Dカメラセンサシステム技術を活用したITの事業化などにつなげています。

取 組 の 方 向

- 新産業の創出にあたっては、県内外の有識者の知見を活かすとともに、事業化に意欲のある企業等と一体となって研究開発を進め、その開発成果を県内企業へ技術移転し、新たな事業化を目指します。
- 新しい技術や製品等を開発しようとする企業に対し、市場ニーズの把握や見通しに基づいた開発が行われるようアドバイスを行うとともに、それを踏まえた研究開発・試作開発・製品開発への支援や開発後のフォローアップ、事業化に向けた支援等を行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	➡	平成27年度
県内企業が新技術や新素材を活かした商品化や事業化を展開した件数(累計)	55件		100件

- 県の新産業創出プロジェクトや研究開発・試作開発等助成により、県内企業が新技術・新素材を活かした商品化や事業化を行った件数です。目標値は、現在の取組状況を踏まえ、45件の新たな商品化や事業化を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 新産業創出プロジェクト 〔担当課〕 産業振興課	○ 県産業技術センター等で研究開発を行った新技術や新素材に関する成果を県内企業に技術移転します。具体的には、熱制御の材料及びシステムの開発、色素増感太陽電池の開発、プラズマ熱処理技術の開発、情報機器・システム・コンテンツの開発、機能性食品群の開発と販売促進を行います。
◇ 技術革新支援総合助成事業 〔担当課〕 産業振興課	○ 新たな分野への挑戦や新規受注開拓を目指す企業の研究開発から試作開発までの取り組みについて、経費の一部を助成します。

施策 I-1-4	企業誘致の推進
-------------	---------

目 的

- 県内産業の高度化や活性化などに波及効果の高い企業の誘致や、県内工場の生産拠点化を進め、産業クラスター形成の促進と産業活動の足腰の強化を目指します。


現 状 と 課 題

- 東日本大震災を契機に、リスク分散を検討する企業が増えており、この動きに対する迅速な対応が必要になっています。また、円高の進展等により国内での生産コストの低減を図るため、製造業においては、国内工場を集約化する動きが活発化しています。こうした動きに対して、国内各地域で企業誘致活動が活発化しており、他県との競争が激化しています。
- 県内産業の高度化や活性化を図る上では、中小企業の競争力強化に合わせて、地域の産業特性に合った、波及効果の高い企業を誘致し、中小企業の取引拡大につなげる必要があります。
- ソフト系 IT 産業が集積する首都圏等では、ソーシャルネットワークサービスの市場が急速に拡大していますが、今後より広い範囲でクラウドサービス関連市場の拡大が予想されており、新たに発生する業務に対応できる技術者の確保が課題となっています。こうした状況から地方で開発業務を行いたいとするニーズが生まれてきています。

取 組 の 方 向

- 生産技術力、製品分野の成長性、県の産業振興施策との関連性等に優れた企業の誘致や生産拠点化を推進します。そのために必要となる支援策の創設や制度見直しについて弾力的に対応します。
- ソフト系 IT 企業に対する優遇制度や県内 IT 産業振興支援策、また、豊かな自然と住みよい生活・就労環境をアピールし、首都圏等からの企業誘致を戦略的に推進していきます。
- 企業が求めている人材が確保できるよう、市町村・教育機関・関係団体と一体となって対応します。
- 支援制度やインフラ整備の充実等により、工業団地の魅力アップを図ります。
- 誘致企業へのきめ細かい訪問等を通じて、企業ニーズや投資情報等を積極的に把握し、適宜対応していきます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
誘致企業の新規雇用者計画数 (4年間の累計)	1,573人 (H20~23)		

- 企業立地促進条例に基づき認定した企業の新規雇用計画人数です。年間500人程度を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 企業誘致のための各種助成事業 [担当課] 企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県条例に基づく立地計画の認定を受けた県内外の企業に対して、一定規模の設備投資や雇用を行った場合に助成金を支給し、立地計画の達成を支援します。 ○ 企業誘致による産業クラスター形成の促進やソフト系 IT 企業の誘致等を戦略的に推進するため、企業ニーズに的確に対応する優遇制度を構築し、企業への立地インセンティブを高めます。
◇ 企業誘致のための PR 活動事業 [担当課] 企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 企業側からのアプローチによる交渉機会の拡大を図るには、島根県内の立地環境や優遇制度等の情報を効果的に提供するため、IT を活用した PR 活動や首都圏等での企業立地セミナーの開催を行います。
◇ 県営工業団地等の分譲促進事業 [担当課] 企業立地課 企業局経営課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県営工業団地の立地環境整備、分譲条件の緩和及び企業の初期投資の低減等を図り、県内外の企業への工業団地の分譲を促進します。
◇ 企業誘致活動と情報収集事務 [担当課] 企業立地課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な誘致活動を展開するため、重点誘致対象企業の設定、外部人材を活用した情報収集、情報管理・共有のシステム化及び市町村や民間企業との連携などに取り組みます。
◇ 企業立地促進資金等融資事務 [担当課] 中小企業課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県条例に基づく立地計画の認定を受けた県内外の企業や、一定の雇用増を伴う設備投資を計画している県内企業に対して、土地・建物・機械設備等の所要経費を長期・低利で融資します。

施策 I-2-1	売れる農林水産品・加工品づくり
-------------	-----------------

目 的

- 農林水産物の生産や加工、流通について、消費者ニーズを踏まえつつ、高品質化と安定生産に向けた支援を行うとともに、消費者が安心して農林水産物を購入できるよう、生産段階での安全管理を推進することで、島根の特色を活かした売れる農林水産品・加工品づくりを促進します。

現 状 と 課 題

- 島根の農林水産業は、国内外の産地間競争の激化や価格の低迷、生産者の減少や高齢化による担い手不足など様々な課題を抱えており、地域の特色を活かした付加価値の高い農林水産品・加工品づくりを進めていく必要があります。
- 農林水産物の生産段階での安全管理に取り組むGAP（生産工程管理）をさらに推進するとともに、その取り組みを広く消費者に周知する必要があります。
- 農業においては、多様な消費者ニーズに応えるため、有機農産物やエコロジー農産物など、島根の地域資源を活用した特色ある農産物の生産が必要です。米については、地球温暖化に伴う品質低迷に対応するため、優良品種の導入を推進する必要があります。肉用繁殖牛については、飼養戸数、頭数の減少が続いていることから、増頭を進めるとともに、自給飼料の生産・確保を推進します。また、畜産物の安定供給を図るため、衛生的な飼養管理と鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生予防対策が求められます。
- 林業については、森林資源が成熟して利用期を迎えつつあることから、循環型林業の実現に向けて、県産原木の生産と質の高い木材製品の加工・販売を拡大するとともに、着実な更新のための植林などを行う必要があります。
- 水産業では、水産資源の減少や漁獲コストの増大に加え、魚価の低迷が続くなど、厳しい経営を強いられており、魚価の改善や漁業経営の安定化が求められます。

取 組 の 方 向

- 農業については、地域の特色を活かしつつ、多様な消費者ニーズに対応した農畜産物、加工品の生産を推進するとともに、必要な基盤の整備を進め、競争力のある産地の育成を目指します。また、環境に配慮した生産を促進し、特に、島根の豊かな自然を活かし、本県の農業・農村のクリーンなイメージを浸透させることとなる有機農業の拡大を図り、県農産品のブランドイメージ向上につなげていきます。
- 米については、高温下でも高品質な優良品種の早急な導入を推進します。肉用繁殖牛については、放牧や耕畜連携による自給飼料の確保、子牛育成の分業化等、省力・低コスト化による増頭を推進します。さらに、家畜伝染病発生時の迅速な対応に努めるための体制を整備します。
- 林業では、林内路網の整備、高性能林業機械の導入など生産基盤の強化により、原木生産量の拡大と安定供給を図るとともに、高品質で付加価値の高い木材製品の加工により製品競争力を高め、県外の大規模マーケットに向けて積極的に出荷を拡大します。
- 水産業では、漁獲物の高品質化、消費者のライフスタイルの変化に合わせた商品づくり、その土台となる市場統合などの流通改善を推進します。併せて、資源管理やコスト削減等にも一体的に取り組むなど「漁業の構造改革」を進め、漁業経営の体

質強化を図ります。

- 平成 21 年に創設した島根版 G A P（生産工程管理）である「美味しまね認証」制度を、国が定めた G A P ガイドラインに準拠する基準に見直した上で、生産者・産地等に対し制度の導入をさらに推進します。また、消費者に対してもより一層の制度、認証製品の P R を行っていきます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成 2 3 年度		平成 2 7 年度
①有機農業の年間取組面積	270ha	➡	310ha
②県産原木自給率	27%		35%
③漁業年間生産額	200 億円		220 億円
④美味しまね認証件数（累計）	48 件		80 件

- ① 有機 JAS 認定面積、県エコロジー農産物推奨制度における農薬・化学肥料の不使用区分の面積、環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組面積の合計（重複を除く）であり、耕地面積の 0.8%（現況：0.7%）にあたる面積での取組を目指します。なお、現況の有機 JAS 認定面積は耕地面積の 0.5%であり、全国平均は 0.21%です。
- ② 原木自給率は、木材産業の原木需要量に対する県産原木供給量です。県産原木の増産と安定供給により、毎年 2%程度の原木自給率向上を目指します。
- ③ 資源回復や漁業の構造改革などにより、生産額の増加を目指します。
- ④ 「食の安全」への関心が高まる中、消費者に安心して県内産農林水産物を購入してもらうため、高い安全性と優れた品質（美味しさ）を兼ね備えた産品を生産する仕組みを島根県が認証する制度です。今後、年平均 8 件の認証を目標に、認証件数の増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 新農林水産振興がんばる地域 応援総合事業 〔担当課〕 農畜産振興課 林業課 森林整備課 水産課	○ 「新たな農林水産業・農山漁村活性化計画」の戦略プランに位置付ける「地域プロジェクト」の地域主体の取組に対して助成します。また、「県プロジェクト推進」のため、農業においては、米の新品種の拡大や園芸、畜産のコスト低減などの取組みを支援します。林業においては、原木増産と、木材の高次加工や人工乾燥等の高品質な木材加工体制の整備などの取組を支援します。
◇ 島根の水田利活用総合促進対 策事業 〔担当課〕 農畜産振興課	○ 米粉用米や飼料用米などの一層の拡大を図るため、機械・施設整備などの取組を支援します。

事業名	概要
◇ 将来の農林水産業を支える技術開発プロジェクト 〔担当課〕 農林水産総務課	○ 島根の農林水産業の競争力を高め、持続的に発展させるための先導的な研究開発を推進します。
◇ みんなでつくる「しまね有機の郷」事業 〔担当課〕 農畜産振興課	○ 有機農業の先進県としての位置を確立し、しまね農業のブランドイメージの向上を図り、生産から販売に至る支援策を総合的に実施します。
◇ 園芸県推進事業 〔担当課〕 農畜産振興課	○ 園芸産地の安定した収益構造を構築するため、商品価値の高い農産物を計画的かつ安定的に生産・販売する仕組みづくりを行います。
◇ 種雄牛選抜事業 〔担当課〕 農畜産振興課	○ 能力の高い種雄牛の造成に取り組み、市場評価の高いしまね和牛を生産します。
◇ 安全で美味しい島根の県産品認証事業 〔担当課〕 食料安全推進課	○ 「美味しまね認証」制度の推進を通して、県産農林水産物の安全性と消費者との信頼を確保し、産地全体のレベルアップと市場競争力の向上を図ります。
◇ 家畜衛生対策事業 〔担当課〕 食料安全推進課	○ 安全・安心な畜産物の生産を確保するため、畜産農家での衛生検査や飼養衛生管理の改善・向上についての巡回指導等を実施します。
◇ 繁殖雌牛群整備事業 〔担当課〕 農畜産振興課	○ 市場評価の高いしまね和牛を生産するため、繁殖雌牛の能力評価や受精卵移植技術を活用し、繁殖雌牛群の能力向上（改良）を図る取組等を支援します。
◇ 用排水施設等整備事業 〔担当課〕 農地整備課	○ 農業用排水施設の保全・整備を推進することで、農業用水の安定的確保と排水不良の解消を図り、収益性の高い売れる農作物の栽培が可能となる農業基盤を確保します。
◇ 循環型林業に向けた原木生産促進事業 〔担当課〕 林業課	○ 循環型林業の実現に向けて、利用期を迎えたスギ・ヒノキなどの原木の増産を推進するため、原木搬送経費に対して支援します。
◇ 森林の循環整備推進事業 〔担当課〕 林業課 森林整備課	○ 循環型林業の実現に向けて、木を伐って、植える取り組みを推進するため、原木生産のための作業道の開設及び伐採後の植林を支援します。
◇ 森林計画制度 〔担当課〕 森林整備課	○ 適切な森林の経営・管理を推進するため、森林経営計画の作成による木材生産団地化（路網整備と高性能林業機械・オペレーターの集中的投入）を支援します。
◇ 造林事業 〔担当課〕 森林整備課	○ 植林、間伐など適切な森林整備を推進し、経済的価値及び公益的機能が高い資源の造成を支援します。

事業名	概要
◇ 伐れる山林づくり間伐促進事業 〔担当課〕 森林整備課	○ 森林の育成に不可欠な間伐を推進するため、間伐の実施に必要な森林所有者の経費に対して支援します。
◇ 林道事業 〔担当課〕 森林整備課	○ 林産物の輸送の効率化を図るとともに、良質な木材を生産し、地球温暖化防止の効果も発揮する森林整備及び森林管理のための林道網整備を行います。
◇ 森林整備加速化・林業再生事業 〔担当課〕 林業課 森林整備課	○ 原木の増産と安定供給を図るため、作業道の整備、高性能林業機械の導入などを支援します。 また、県内外のマーケットに向けて高品質・高付加価値な木材製品を出荷できるよう、加工施設の整備などを支援します。
◇ 栽培漁業総合推進事業 〔担当課〕 水産課	○ 有用水産資源の中間育成・放流活動、栽培漁業の普及啓発活動及び栽培漁業センターの管理運営委託等を行い、つくり育てる漁業を効率的に推進します。 【栽培漁業事業化総合推進事業及び栽培漁業センター管理運営委託事業を合わせたもの】
◇ しまねの魚消費拡大プロジェクト事業 〔担当課〕 水産課	○ 消費者ニーズに対応した競争力のある商品づくり、販売促進、魚食普及活動を推進し、県産水産物の消費拡大を推進します。
◇ 浜田地域水産業構造改革推進事業 〔担当課〕 水産課	○ 浜田地域の水産業を支える沖合底びき網漁業の構造改革のために、地域協議会が行う漁船の長寿命化修繕や漁獲物の品質改善、販路拡大等の取組を浜田市とともに支援します。
◇ 基幹漁業支援事業 〔担当課〕 水産課	○ 本県水産業の基幹をなす沖合底びき網漁業をはじめとする基幹漁業の構造改革を支援し、漁業経営の安定を図ります。
◇ 宍道湖・中海水産資源維持再生事業 〔担当課〕 水産課	○ 第2期宍道湖・中海水産資源維持再生構想（平成23年度策定）に基づき、必要な調査を実施するとともに、シジミ資源の維持や中海の貝類の資源増大の取組などを推進します。
◇ 水産物衛生・安全対策事業 〔担当課〕 水産課	○ 消費者に高品質で安全な水産物を提供するため、衛生管理研修会を開催するとともに、水産物の貝毒検査、ノロウィルス検査、魚病の診断・防疫、水産用医薬品の残留検査の実施及び指導を行います。
◇ 漁場整備事業 〔担当課〕 漁港漁場整備課	○ 人工魚礁等の整備による水産資源の育成保護を行い、資源の維持・再生・生産力向上を目指します。

施策 I-2-2	県産品の販路開拓・拡大の支援
-------------	----------------

目 的

- 消費者や流通関係者のニーズを商品づくりに活かすとともに、島根の農林水産品・加工品を「価値ある商品」として売り込む力を強化し、多様な流通・販売チャネルの開拓、販路拡大による顧客づくりと消費の拡大を図ります。

現 状 と 課 題

- 島根県は、農林水産品・加工品の生産規模が小さく、少量多品目の生産が主体です。このため、販売にあたっては、市場出荷のみではなく、小売店や飲食店をはじめとする多様な売り先や売り方を開拓するなど、販売チャネルや販売手法の多様化を進め、戦略性のある販売体制を確立していくことが必要です。
- 近年、台湾や中国など東アジアにおいて、安全で安心、高品質な日本の食品への需要が高まっており、島根の農林水産品・加工品の輸出ルートの開拓に向けた取り組み必要となってきました。
- 今後は、販路開拓、情報収集等のための仕組みづくりに向けた支援や新たな商品づくりに取り組む人材の育成が必要です。

取 組 の 方 向

- 県外への流通や消費の拡大のため、大都市圏での販売チャネルの開拓、販売ターゲットの明確化と戦略的展開に向けて支援するとともに、県産品のブランド力の向上を図ります。
- 県内での消費や流通の拡大のため、農林水産品・加工品の流通関係者への PR や生産・製造者と流通業者間のマッチング支援を強化します。
- 韓国・欧州などの新たな国・地域を含む有望市場への輸出の促進に取り組むとともに、輸出に取り組む企業や観光との連携などによる県産品のブランド力の向上を図ります。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
① 県外の県産品取扱い事業者（しまね県産品販売パートナー店）数（累計）	34 事業所	→	38 事業所
② にほんばし島根館の年間販売額	360 百万円		360 百万円
③ 県内企業の貿易実績企業数（累計）	172 事業所		180 事業所
④ しまね故郷料理店認定数（累計）	167 事業所		180 事業所

- ① 島根県と連携して県産品を取り扱う県外の小売店等の数です。毎年1事業所程度の増加を目指します。
- ② 首都圏における県産品の情報発信拠点施設である「にほんばし島根館」での販売額です。 デフ

レ環境下で消費マインドが下がることが今後も見込まれる中で、現在の販売額を維持することを
目指します。

- ③ 県内企業のうち、貿易実績のある企業数です。年間2事業所程度の増加を目指します。
- ④ 県産食材を取り扱う料理店の数です。毎年5事業所の加入増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 県産品販路拡大事業 〔担当課〕 しまねブランド推進課	○ 県産農林水産物及びその加工品などの販路 拡大を図るため、大消費地を対象に事業者が 取り組む販売促進活動を支援します。
◇ 地産地消推進事業 〔担当課〕 しまねブランド推進課	○ 地域内での地元農林水産物が円滑に流通す る仕組みづくりや消費者が地元でとれた農 林水産物を地元で消費する愛用運動を進め ます。
◇ しまね食品等輸出促進対策事 業 〔担当課〕 しまねブランド推進課	○ 台湾、上海をはじめとする東アジア等に対 して、農林水産物及びその加工品の輸出によ る販路の拡大や新たな価値の構築等の取組 を支援します。
◇ 木材生産流通対策事業 〔担当課〕 林業課	○ 県産木材製品の利用を推進するため、高品 質・高付加価値な木材製品の加工技術の導入 を支援します。 また、県内はもとより県外においても、消費 者、工務店・建材店などへ県産材製品のPR 活動をおこないます。
◇ しまねの魚消費拡大プロジェ クト事業 〔担当課〕 水産課	○ 消費者ニーズに対応した競争力のある商品 づくり、販売促進、魚食普及活動を推進し、 県産水産物の消費拡大を推進します。

施策 I - 2 - 3	農林水産業の担い手の育成・確保
-----------------	-----------------

目 的

- 新規就業者を掘り起こし、その研修や経営の支援を行うとともに、担い手となる生産者の経営改善や安定化に向けた支援を行うことで、農林水産業の担い手を育成・確保します。

現 状 と 課 題

- 農林漁業就業者の減少や高齢化の進行が著しい状況にあります。
- 近年、新規就業者や企業の参入、特定農業法人が増加しつつありますが、農林水産業の持続的発展のためには、今後とも担い手の育成・確保を図っていく必要があります。

取 組 の 方 向

- 新規就農者や農業参入企業、認定農業者、集落営農組織（特定農業法人・特定農業団体）は、これからの農業の担い手です。担い手への農地の利用集積、ほ場整備による経営の効率化、地域自ら創意工夫して行う担い手へのフォローアップの取組みを促進することにより、法人化など安定した経営体として発展する担い手を育成します。
- 林業については、国産材の需要が高まりつつあるなか、中心的担い手である森林組合などの林業事業体の経営基盤を強化するとともに、労働力の確保・定着と木材生産に対応できる高度な技術者を育成します。
- 水産業については、資源管理、消費者に好まれる商品づくりや流通改善、コスト削減等を進め、安定した経営体を育成していきます。また、水産高校と水産業界との連携やU・Iターン者への支援を進めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
①農林水産業新規就業者数 (4年間の累計)	940 人 (H20~23)	→	1,000 人
②認定農業法人数	260 法人		350 法人
③特定農業法人・特定農業団体数	174 組織		210 組織

- ① 農業の新規就業者数は、自営就農者、農業法人等の雇用者の合計です。今後の動向を踏まえ、年間170人程度を目指します。

林業の新規就業者は、認定事業体等の雇用者です。就業者数は公共事業等の予算・事業量の推移に大きく左右されることから、今後の事業量や退職者補充を勘案し、年間60人程度を目指します。

漁業の新規就業者数は、自営漁業者と漁業法人等の雇用者の合計です。緊急雇用対策などが終了

することなどを考慮し、年間 20 人程度を目指します。

4 年間で新たに農林水産業の新規就業者 1,000 人を目標とします。

② 法人化を進める観点から、認定農業者のうち、農業法人の数としました。今後の動向を踏まえ、年間 20 法人程度の増加を目指します。

③ 特定農業法人や特定農業団体が増えることにより地域農業の担い手対策が進むことから指標としました。今後の動向を踏まえ、年間 10 組織程度の増加を目指します。

※林業の認定事業体とは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく改善計画の認定を受けた林業事業体です。

※認定農業法人とは、認定農業者（農業所得概ね 400 万円以上を目指す中核農家）のうち、法人となっている経営体（みなし認定農業者を含む）です。

※特定農業法人は、担い手が不足する地域において農地を半分以上集積することを地域の人から認められた法人です。

※特定農業団体は、特定農業法人になることが確実と見込まれる任意組織です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 新規就農者総合対策事業 〔担当課〕 農業経営課	○ 就農阻害要因である技術不足や資金不足、農業経営や生活に係る諸問題の総合的解消、また、新規就農者を地域で育む体制の構築や初期負担の軽減のための支援を行います。
◇ ほ場整備事業 〔担当課〕 農村整備課	○ 競争力があり生産性の高い安定的な農業経営を行うため、ほ場整備を契機として中心的な担い手である認定農業者や農業経営体へ農地を集積します。
◇ 林業担い手育成確保対策事業 〔担当課〕 林業課	○ 林業事業体における雇用管理の改善と事業の合理化を進め、新規就業の円滑化、優秀な技術者の養成を図るため、島根県林業労働力確保支援センターを通じた就業相談、技術者養成研修等を行います。
◇ 新規就業者確保・育成事業 〔担当課〕 水産課	○ 漁業就業者確保育成センターを設置し、漁業就業者の求職、求人情報収集、提供、相談窓口の設置による活動を通して新規漁業就業希望者を確保し、研修等によって漁業就業者を育成します。

施策 I-3-1	地域資源を活用した観光地づくりの推進
-------------	--------------------

目 的

- 県内各地域の観光資源を活用した持続可能な観光地づくりを推進します。

現 状 と 課 題

- 旅行形態は団体型旅行から個人型旅行へと変化し、旅行スタイルも体験・交流・学習などテーマを持った滞在型観光へと変化しています。
- 島根県の地域や観光事業者はこの変化に対応しつつありますが、今後、全国で誘客競争が激化するなか、新たな取り組みへチャレンジしていく、より一層の意識の変革が必要です。
- それとともに、従来型の観光資源のほかに、新たな資源を活用した地域発の旅行商品の創出とそれらの磨き上げが必要です。
- また、旅行商品の創出と定着には様々なりスクが伴うため、既存旅行業者はもとより、商工、NPO など地域を熟知した他分野からの新規参入が進みにくい状況です。

取 組 の 方 向

- 「神々の国しまね」プロジェクトを契機に地域や観光事業者が、新たな地域資源を活用し、新たな分野へ積極的にチャレンジしていく意欲の高揚を促進します。
- 島根県特有の地域資源を活用した地域主導の旅行商品づくりを推進し、滞在型観光を目指していくほか、それらを担う人材・組織への支援を行います。
- 地域主導の旅行商品創出を進める旅行業への支援や新規参入を促進します。
- スマートフォンの活用や看板等によるサイン整備により、国内や海外からの観光客が支障なく周遊できるよう情報提供を推進します。
- 県民との協働による、住む人と訪れる人との心が触れ合うおもてなしを促進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
①観光入込客年間延べ数	28,403 千人 (H22)	→	30,000 千人
②宿泊客年間延べ数	3,348 千人 (H22)		3,700 千人
③年間観光消費額	1,211 億円 (H22)		1,400 億円
④着地型旅行年間商品数	92 件 (H22)		140 件

- ① 「島根県観光動態調査」で調査する観光入込客延べ人数です。今後4年間で約5%の増加を目指します。
- ② 「島根県観光動態調査」で調査する宿泊客延べ数です。今後4年間で約10%の増加を目指します。
- ③ 「島根県観光動態調査」で調査する観光消費額です。今後4年間で約15%の増加を目指します。
- ④ 県内の旅行業者が販売する着地型旅行商品数です。今後4年間で約50%の増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 神々の国しまねプロジェクト 〔担当課〕 観光振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 24 年の「古事記編さん 1300 年」、平成 25 年の「出雲大社平成の大遷宮」を機に、魅力ある「しまね」の歴史・文化、出雲・石見・隠岐それぞれの地域が誇る観光資源を活用し、県・市町村・民間団体等が一体となって、「神話博しまね」や県外巡回展、県内各地域でのイベント開催により、全国からの誘客を図ります。 ○ また、ふるさと学習の推進やおもてなしの向上を図ることで、県民自ら歴史・文化の価値を再認識し、郷土に対する誇りを醸成します。
◇ 「快適観光地しまね」魅力アップ事業 〔担当課〕 観光振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域が主体となった魅力ある観光地づくりを推進し、それらを担う人材・組織への支援を行います。
◇ しまね観光誘客推進事業 〔担当課〕 観光振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観光案内サインなど観光基盤整備のほか、高速道路の活用、閑散期や将来を見据えた地域、事業者等の取り組みに対し支援を行い、観光振興を促進します。

施策 I-3-2	情報発信等誘客宣伝活動の強化
-------------	----------------

目 的

- 「歴史」「自然」「文化」「伝統芸能」など島根県独自の魅力を、様々なメディアを活用し国内外に向け複合的に情報発信し、観光誘客を促進します。

現 状 と 課 題

- 新聞・雑誌、テレビ・ラジオ、インターネットなど、昨今の情報収集媒体は多様化しています。併せて、観光客の旅行スタイルや形態も変化しているため、その行動様式や各媒体の特性に応じた訴求効果の高い情報発信を行うことが必要です。
- 島根県では認知度の高い観光資源が出雲エリアに集中しています。また、出雲エリアにおいても特定の施設等に情報源が集中する傾向にあります。
- 今後は、さらなる観光認知度向上を図るため、県内各地域の観光資源を広域的に連携させるなど、きめ細やかな情報発信を展開する必要があります。
- 島根県には欧米や台湾、韓国、中国など海外からの観光客も訪れています。海外の観光客の志向に訴求できる情報発信を強化する必要があります。

取 組 の 方 向

- 新聞・雑誌、テレビ・ラジオ、インターネットなど様々なメディアを活用し、より効果的な情報発信を地域と密接に進めていくため、社団法人島根県観光連盟との連携を強化します。
- スマートフォンを活用したインターネットによる情報発信のほか、他県と連携した広域での情報発信を強化します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
①観光入込客年間延べ数	28,403 千人 (H22)	→	30,000 千人
②しまね観光ナビゲーション (国内外版) トップページの年間アクセス件数	664,088 アクセス (H22)		1,000,000 アクセス

- ① 「島根県観光動態調査」で調査する観光入込客延べ人数です。今後4年間で約5%の増加を目指します。
- ② しまね観光ナビゲーションのシステム内でカウントするアクセス数です。今後4年間で約50%の増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 観光情報発信事業 〔担当課〕 観光振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域資源を活用した地元発の旅行商品づくりへの支援、それに取り組む人材・組織への支援を行います。 ○ 「しまね」の魅力をネットやマスメディア等を活用し効果的に情報発信し、島根県の認知度を向上させます。
◇ 外国人観光客誘致対策事業 〔担当課〕 観光振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 韓国、台湾、欧米、中国を中心に、県単独や他県との連携により観光情報の発信やセールス活動を行い、外国人観光客の誘致を推進します。
◇ 広域観光圏整備事業 〔担当課〕 観光振興課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鳥取県との連携による情報発信や旅行プランの企画、構成団体への支援など、広域での取り組みにより観光客誘致を推進します。

施策 I - 4 - 1	特色ある技術・材料を活かした取組みの促進
-----------------	----------------------

目 的

- 地域固有の資源を活用した新たな取組や、特色ある技術・製品を持つ企業を支援し、中小企業の活性化を目指します。

現 状 と 課 題

- 経済のグローバル化による地域間競争の激化や消費者ニーズの多様化の中で、中小企業の振興を図る上では、コスト競争力や品質の向上のみならず、他地域と差別化された新たな商品やサービスの創造が必要です。
- 島根は地域固有の資源を豊富に有しており、こうした地域の強みとなり得る資源を活用した商品やサービスを開発し、販売を促進することが必要です。
- 域外市場を狙った新商品の開発・事業化には、ノウハウ・資金・人材等が必要ですが、中小企業にとっては、これらの確保は容易ではなく、事業化に向けた支援が必要です。
- 県内の伝統工芸品産業は、その多くが家内工業的な生産を行っており、製造者の高齢化と後継者不足の状況にあります。
- 手作り商品に対する関心が高まる中で、伝統工芸品産業に対しても消費者の注目が集まっており、新たな用途開発や販路の拡大への取組みと後継者育成による特色ある産業としての継承が求められています。

取 組 の 方 向

- 関係団体と連携し、地域資源を活用した新商品や新サービスの開発・販路開拓への取組みを行う中小企業者・NPO・創業者等に向けた支援や、特色ある技術・製品を持つ中小企業者への支援を行います。
- 経営革新計画の策定支援や承認後の優遇措置等を通じて、新商品や新サービスの開発等新たな取組みを推進します。
- 伝統工芸品の販路拡大のための専門展示商談会への出展等への支援や、後継者育成のための支援を行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
①地域資源を活かした新商品・新サービスの事業化件数（累計）	15 件	30 件
②経営革新計画の年間承認件数	34 件	30 件
③島根県物産協会での伝統工芸品の年間販売額	6,000 万円	6,000 万円

- ① 地域資源産業活性化基金事業を活用し、地域資源を活かした新商品や新サービスを事業化（助成期間終了後2年以内に経常利益を計上）した件数です。平成19年度の助成事業者からの累計での目標値です。
- ② 中小企業新事業活動促進法に基づき、新商品開発等の新たな事業活動によって経営の向上（経常利益の増加等）を目指す計画の承認件数であり、H22年度の実績値を目標としています。

- ③ 島根県物産観光館やにほんばし島根館、島根県物産協会が行う各種イベント等における県内伝統工芸品の年間販売額です。デフレ環境下において消費マインドが下がることが今後見込まれる中で、現在の販売額を維持することを目標とします。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 地域資源産業活性化基金事業 〔担当課〕 中小企業課	○ 県等が県商工会連合会に組成した基金を活用し、中小企業者等が行う地域資源を活用した新商品・新サービスの研究開発・販路開拓の初期段階の取組みに対し、助成や、商工会・商工会議所など経済団体と一緒に事業化に向けた助言等の支援をします。
◇ 経営革新計画の承認 ◇ 経営革新計画支援事業 〔担当課〕 中小企業課	○ 中小企業新事業活動促進法に基づき、新商品や新サービスの開発、新たな製造や販売方式の導入等を内容とする経営革新計画の承認を行い、融資や税制等の優遇制度により新たな取組みを促進します。 ○ この計画の新規承認や承認済計画の見直しをめざす企業に対して、所要経費の一部を助成するとともに、商工団体によるフォローアップを強化し、当計画の実現に向け支援します。
◇ 伝統工芸品育成事業 〔担当課〕 しまねブランド推進課	○ 県外展示会の開催や後継者育成のための就業資金の貸付などを通して、伝統工芸品産業の振興を進めます。

施策 I - 4 - 2	経営安定化の支援
-----------------	----------

目 的

- 中小企業への経営相談や事業資金の融資を行い、安定的な経営を目指します。

現 状 と 課 題

- 県内の中小企業者のうち小規模事業者（従業員の数が20人以下。商業又はサービス業については5人以下。）は、平成22年には83.1%であり、規模の小さな事業所が多数を占めています。
- このため、県内中小企業の多くが財務体質や信用力の弱さから資金調達が厳しい状況にあります。
- また、県内中小企業を取り巻く経済環境は、リーマンショック、東日本大震災からの回復の兆しが見られるものの、急激な円高の進行、世界的な経済不安等、依然として先行き不透明な状況にあります。
- このような状況の中で、中小企業の経営を安定化させるには、県と商工会議所、商工会、中小企業団体中央会などの商工団体が連携して行う経営支援の充実・強化を図るとともに、信用保証制度を利用した融資を活用して資金調達の円滑化を支援することが求められています。

取 組 の 方 向

- 県内中小企業が多様化するニーズに的確に対応できるよう、また、複雑化や広域化する課題に対応できるよう、県と商工団体によるきめ細かな経営支援体制を確保し、中小企業が行う経営安定・改善や新分野進出等の取組みを支援するとともに、起業・創業・事業承継を促進します。
- 経済環境等の変動に対応して、これまでもリーマンショックによる景気後退を受け「資金繰り円滑化支援緊急資金」の創設や東日本大震災を受けた緊急資金等を創設し、県内企業の資金繰りを支援してきました。今後も円高の進行や世界的な経済不安など先行きに不透明感があることから、引き続き県内企業の資金需要を把握し、資金調達の円滑化を支援します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
① 県内中小企業の経営改善や新規事業に取り組む年間事業所数	116 事業所	→	200 事業所
② 商工団体による県内中小企業の年間巡回相談対応件数	34,245 件 (H22)		35,700 件

- ① 県が実施する経営力強化事業により、商工団体が支援する事業所のうち経営改善や新規事業に取り組むための計画を策定した事業所数です。
平成27年度までの目標値は、経営革新計画策定事業所数、地域資源産業活性化事業の申請事業所数、創業計画策定事業所数の合計値としています。経営指導員1人あたりの年間支援事業所数を2事業所としています。毎年200事業所（102人×2事業所）の取組みを支援します。
- ② 商工団体による経営指導等の巡回相談対応件数です。きめ細やかな支援を目指すものです。平成

27年度までの目標値は、経営指導員1人あたりの年間巡回相談件数を350件としています。
毎年35,700件（102人×350件）の巡回相談を実施します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 商工会・商工会議所活動支援事業 〔担当課〕 中小企業課	○ 県内中小企業の経営の安定・改善と新分野進出などの経営革新を進めるために、企業の実態に即したきめ細かな経営指導等を行う経営指導員を配置し、商工会議所・商工会等の活動を支援します。
◇ 中小企業団体中央会活動支援事業 〔担当課〕 中小企業課	○ 経営基盤が脆弱な中小企業が経済的地位の向上を図ることを目的として作る協同組合等に対し、適切な指導を行うため、専門的な能力を有する指導員を配置し、中小企業団体中央会の活動を支援します。
◇ 中小企業に対する支援体制整備事業 〔担当課〕 中小企業課	○ 中小企業の経営力・技術力・競争力の強化又は経営状況が悪化した企業の再生のために専門家を派遣して支援します。
◇ 中小企業に対する間接融資事務（中小企業制度融資） 〔担当課〕 中小企業課	○ 中小企業が施設・設備の近代化、創業や経営革新、経営の合理化等のため資金を必要とする場合に、信用保証協会の保証制度を利用し、長期・低利で融資します。
◇ 小規模事業者等の設備導入を支援する金融事務 〔担当課〕 中小企業課	○ 小規模事業者が設備の近代化や創業・経営革新に必要な設備投資をする場合に、しまね産業振興財団が企業に代わって設備を購入し、割賦により貸与します。

施策 I - 4 - 3	商業の振興
-----------------	-------

目 的

- 地域が主体となって行う商業の活性化や機能確保に向けた取組に対し、必要なアドバイスや商業基盤の整備を支援し、中心市街地での快適な買い物環境づくりや、中山間地域で必要なときに買い物ができる環境づくりを目指します。

現 状 と 課 題

- 平成 19 年県内小売業の従業者数は 45,628 人で平成 16 年に比べて 2,047 人、4.3% と大幅に減少しています。商店数も 8,952 店（同比 9.8%減）、年間販売額は 7,318 億円（同比 7.2%減）と減少し、販売額の減少率は全国最悪であり、特に従業者規模 4 人以下の小規模商店数が大きく減少しています。
- モータリゼーションの進展による郊外立地型商業施設の増加により、中心市街地を形成してきた商店街は空洞化が進み商店街全体としての魅力が減少しています。また、中山間地域では、過疎化・高齢化により店舗の廃業が進んでいます。
- 中心市街地では買い物を快適にできる商店街の再生、中山間地域では日常の生活必需品が購入できる身近な商業機能を確保する必要があります。
- 人口の減少などにより地域の購買力が縮小する中、商業のみならず、地域住民への生活サービス機能の確保に総合的に対応する必要があることから、「まちづくり」や「地域づくり」の視点に加え、買い物弱者支援といった「住民福祉の確保」の視点に立った取組が求められます。

取 組 の 方 向

- 地域コミュニティの形成や魅力発信などの「まちづくり」、「地域づくり」、買い物弱者支援などの「住民福祉の確保」といった視点に立ち、地域の商業振興への取組みを支援します。
- 市町村の商業振興ビジョン等に基づき、市町村や商工団体、商店街振興組合などを主体に、地域が一体となって推進する商店街の活性化や中山間地域の商業機能維持などの取組を支援します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
① 中心市街地で空店舗対策等に取り組む商店等の年間数	68 件	→	42 件
② 中山間地域で移動販売車整備等に取り組む商店等の年間数	28 件		17 件

- ① 中山間地域以外で県が行う地域商業活性化支援事業等を活用するなど、空店舗対策や商業環境整備等に取り組んだ商店等の数です。取組事業者数の維持を目指します。
平成 27 年度までの目標値は、平成 21 年度から平成 23 年度までの実績の平均値としています。
毎年 42 件の取組を支援します。
- ② 中山間地域で県が行う地域商業活性化支援事業等を活用するなど、移動販売車整備や空店舗対策、商業環境整備等に取り組んだ商店等の数です。
平成 27 年度までの目標値は、平成 21 年度から平成 23 年度までの実績の平均値としています。
毎年 17 件の取組を支援します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 中心市街地等商業活性化対策事業 [担当課] 中小企業課	○ 中心市街地において賑わいのある商業活動の場を創るため、空店舗活用などによる商店街の活性化や、アーケードや街路灯の設置による商業環境の整備などの取組を市町村と連携して支援します。
◇ 中山間地域商業活性化対策事業 [担当課] 中小企業課	○ 中山間地域において商業機能の確保を図るため、食料品等を取り扱う店舗の整備や移動販売車の取得などの取組を市町村と連携して支援します。
◇ 大規模小売店舗立地法の適正な運用事務 [担当課] 中小企業課	○ 大型店舗の立地により影響を受ける店舗周辺の生活環境の保持を図るとともに、大型店舗の適正な立地を推進し良好な商業環境の整備を支援するため、大規模小売店舗立地法に基づく届け出等に対し審査、指導を行います。

施策 I - 5 - 1	産業人材の育成
-----------------	---------

目 的

- 新規学卒者、若年者や離転職者、在職者等に対し、多様な職業能力開発の機会を設け、職業能力の向上を支援し、これからの地域産業を担う人材の育成を目指します。

現 状 と 課 題

- 製造業の海外移転や技術の高度化、IT化の進展などから、企業間競争・地域間競争が激化する中、産業の振興を図る上で、技術や技能、サービスの高度化等に対応できる人材が求められています。
- 東日本大震災や急激な円高等により、県外大手製造業においては、生産拠点の見直しなど経営戦略の再構築が進められつつあり、発展的な事業展開に向けて本県製造業も競争力強化に資する人材の確保・育成の取組みが一層重要な課題となっています。
- ものづくり、介護・福祉、医療、情報通信、環境など雇用の増加が期待される成長分野において多様な職業能力の開発が求められています。

取 組 の 方 向

- 県の今後の産業振興施策の中でも重点業種として位置づけている「ものづくり産業」と「IT産業」において必要とされる人材の育成に重点的に取り組みます。
- 企業が求める人材を育成するため、産業界・学校・市町村等が連携し、学校におけるキャリア教育の充実等により、若いうちから将来の目的意識や職業観を醸成し、人材育成の取組みを県内各地域において進めます。
- これからの本県産業を担う新規学卒者や若年者を対象に、競争力向上に資する基礎的技術を身につけ、職業に就くために必要な職業訓練を実施します。
- 離転職者の早期就職を図るために、介護・福祉やITなど多様な職業訓練を実施します。
- 技術や技能、サービスの高度化等に対応できる人材を育成するため、在職者や後継者、ものづくりの中核を担う技術者向けの教育研修を実施します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
①産学官連携組織構築市町村数 (累計)	4市 (H22)	8市
②県の支援による職業訓練を修了した若年者・離転職者の就職率	若年者 90.6% 離転職者 73.9% (H22)	若年者 90.0% 離転職者 73.0%
③ものづくり産業分野における技能検定及び県技能評価認定制度の年間合格者数	253人 (H22)	260人

- ① 地域産業の振興に必要な産業人材の育成や確保に向け産業界と教育機関が連携したキャリア教育等の取組みを行う市町村数です。県内で一定規模の企業集積がある8市において設置することを目指します。
平成23年度の市町村数は、構築時には6市町でしたが、同年度の合併により、現在では4市となっています。
- ② 県立高等技術校が行う若年者及び離転職者職業訓練を修了後6ヶ月以内に就職した人の割合です。現状の就職率の確保を目指します。
- ③ 技能検定及び県技能評価認定制度における年間の合格者の数です。現状の合格者数の確保を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 産業人材育成・確保事業 〔担当課〕 雇用政策課	○ 地域での産業界・教育機関・行政の連携した取組みを支援する産業人材育成コーディネーターを配置し、地域産業の振興に必要な産業人材の育成や確保に向けた取組みを進めます。
◇ 学卒者等の職業訓練事業 〔担当課〕 雇用政策課	○ 新規学卒者や若年者等を対象として、職業に就くために必要な技術や専門的知識を習得するための職業訓練を実施します。
◇ 離転職者等の職業訓練事業 〔担当課〕 雇用政策課	○ 離転職者の早期就職を図るために、職業に必要な技能・知識を習得するための多様な職業訓練を実施します。

施策 I-5-2	雇用・就業の促進
-------------	----------

目 的

- 若年者をはじめ県内で働きたい人に対し、県内企業情報の提供や職業紹介など様々な対策を行い、就業機会の確保を目指します。


現 状 と 課 題

- 島根県の平成 22 年の平均月間有効求人倍率は 0.70 倍と平成 21 年の 0.61 倍と比べ雇用情勢は改善傾向にありますが、1 倍を下回っており、厳しい状況が続いています。
- 平成 22 年の平均月間有効求人倍率を県内地域別にみると、最も高い出雲ハローワーク管内で 0.76 倍、最も低い雲南ハローワーク管内では 0.51 倍と、地域間で格差があります。
- 高校生の県内就職率は、平成 19 年度から平成 21 年度にかけて、60%台でしたが、学校での様々な取組みや、国、県等の支援などにより、平成 23 年 3 月卒業者が 74.1% となりました。しかし、若年者を中心とした県内企業への就職を更に促進するためには、企業、学校、行政が連携した取組を強化する必要があります。
- 企業誘致の成否は人材確保がポイントとなることから、立地企業の新たな採用計画に対応するため、迅速かつ的確な人材確保対策に取り組むことが必要です。

取 組 の 方 向

- 若年者の県内就職を促進するため、若年者、保護者、教育機関が県内企業や島根で働くことへの理解を深めるための取組を行うとともに、県内企業に対しては、早期求人の重要性への理解や積極的な採用への協力を働きかけます。
- 県内企業が若年者の人材を確保するため、企業自身の取組みや企業の魅力情報発信への支援を行います。
- 立地企業をはじめとした県内企業の人材確保に迅速かつ的確に対応するため、県外在住者や大学生などの求職者の掘り起こしを行うとともに、県内企業と求職者の効果的な出会いの場を設けるなどの取組を行います。
- 雇用情勢の悪化により大量解雇などが懸念される場合、国、市町村等と連携し、雇用維持のための支援や離職者に対する再就職支援を行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成 23 年度	→	平成 27 年度
① 県内企業の採用計画人員の充足率	98.7% (H22)		100.0%
② 高校生の県内就職率	74.1% (H22)		80.0%
③ ジョブカフェしまね利用者の年間就職者数	1,165 人 (H22)		1,400 人

- ① 「県内企業の採用計画人員の充足率」は、誘致企業等の採用人員計画数に占める実採用者数の割合です。毎年 100%の充足率を目指します。
- ② 県立高校生の就職者の内、県内企業に就職した生徒の割合です。ここ数年 60%台後半で推移していましたが、22 年度に 74.1%に伸びたことから、80%を目指します。
- ③ ジョブカフェしまねを利用して就職した人数です。年間 50 人程度の増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 産業人材育成・確保事業 〔担当課〕 雇用政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の立地企業などが、県が選定した有料職業紹介事業者に依頼し、県外から専門的・技術的人材の確保を行う場合に支援を行います。 ○ また、県庁内に無料職業紹介所を設置して、求職者と県が支援する立地企業等の求人とのマッチングを行い、県内企業の人材確保を支援します。
◇ 若年者雇用対策事業 〔担当課〕 雇用政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若年者の県内就職を促進するため、就職フェアなど県内企業と学生等の効果的な出会いの場を設置します。 ○ 県内企業に対する若者や保護者、教育機関の理解を深めるため企業見学会などの取組みを行います。 ○ 若年者の雇用関連サービスを一貫して提供する「ジョブカフェしまね」を設置し、きめ細かな就業支援を行います。
◇ 緊急雇用創出事業 〔担当課〕 雇用政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 離職を余儀なくされた失業者に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業を実施します。

施策 I-5-3	就業環境の整備
-------------	---------

目 的

- 県内企業への就業者の定着を図るため、中小企業における労働条件等の改善を目指します。


現 状 と 課 題

- 県内企業のほとんどが中小企業であり、その多くで人材の確保・育成、労働条件の改善、福利厚生などの面で大企業に比べ立ち遅れが見られます。特に、中小企業の福利厚生事業は、組織や資金面などから、企業独自での取組みには限界が見られます。
- 労働者の就業形態の多様化や雇用の流動化が進み、労使関係はより複雑化する傾向にあることから、労使の相互理解と協調がより重要になっています。
- 中小企業には、労働者が安心して働けるよう、福利厚生の充実、退職金共済制度の導入、男女の均等処遇などが求められています。
- 労使双方への情報提供や労使からの相談体制を充実し、労使関係の安定を促進することが求められています。

取 組 の 方 向

- 中小企業勤労者福祉サービスセンターへの加入促進や労働団体等が行う事業を通じて労働者の福利厚生の充実を図ります。
- 男女雇用機会均等法などの法制度の普及啓発を行い、就業環境の改善を促進します。
- 健全で安定した労使関係の形成を図るために、県内の就業環境の実態を把握し、広報誌等により広く情報を提供します。また、労働相談員を配置して労使双方からの様々な労働問題の相談に対応します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
中小企業勤労者福祉サービスセンターの加入率	11.4%		

- 中小企業勤労者福祉サービスセンター（就業環境の改善などを支援する団体）に加入している人の割合です。加入者に対して安定的に事業提供できる加入率を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 福利厚生増進事業 〔担当課〕 雇用政策課	○ 中小企業労働者のための総合的な福祉事業を行う中小企業勤労者福祉サービスセンター事業や中小企業退職金共済制度など国の労働福祉に係る制度の普及啓発、利用促進の支援などにより、労働者の福利厚生の充実に努めます。
◇ 労使関係の改善促進事業 〔担当課〕 雇用政策課	○ 健全で安定した労使関係の形成を促進するために、県内の労働環境の実態を把握し、広報誌等により広く情報を提供します。また、相談員を配置して様々な労働問題の相談に応じ個別に情報の提供を行います。
◇ 雇用環境改善普及啓発事業 〔担当課〕 雇用政策課	○ 男女雇用機会均等法、パートタイム労働法などの法制度の普及啓発により、均等処遇や格差是正、さらには労働時間の短縮が図られるよう促し、多様な働き方への対応など中小企業労働者を取り巻く雇用環境の改善を促進します。

施策 I-5-4	U・Iターンの促進
-------------	-----------

目 的

- U・I ターン希望者に対し、総合的な定住情報を提供するとともに、産業体験や無料職業紹介、半農半Xによる就業支援等により、定住の促進を目指します。

現 状 と 課 題

- 島根は、若年者の県外流出等による人口減少や少子高齢化により、総人口はもとより生産年齢人口の減少による経済的な活力の低下が危惧されています。
- 近年、都市住民の中で団塊の世代はもとより若者においても農業に関心を持つ人が増えるなど田舎暮らしやふるさと回帰志向が高まっています。この機会をとらえて、本県の魅力を情報発信するとともに、農山漁村での生活体験、市街地でのお試し暮らしや二地域居住等を通じて、定住やU・I ターンに結びつけていくことが必要です。一方、全国的にU・I ターンに力を入れる自治体が増え、地域間競争も激化しています。
- 県では、(公財)ふるさと島根定住財団を総合的な窓口として、U・I ターン希望者に対する相談や情報提供、無料職業紹介、農林水産業等の産業体験等を実施し、定住を推進しています。なお、平成 22 年度末の無料職業紹介での就職決定者は 416 人、産業体験での県内定着者は 596 人（累計）となっています。
- 平成 22 年度から、自営就農、雇用就農に加え、新たにU・I ターンして半農半X（いわゆる兼業就農）される人の支援を行っています。平成 22 年度末の半農半X実践者は 6 人となっています。
- 市町村等が行う空き家を活用したU・I ターン者向け住宅整備に対し改修費の助成を行うなど住居の確保ための支援を行っています。
- 県内の市町村では、U・I ターンの取組みが活発化していますが、U・I ターン者の定住を一層推進していくためには、関係団体や企業、地域住民が一体となった取組みが必要です。

取 組 の 方 向

- U・I ターン希望者への総合的な情報提供を実施します。
- U・I ターンに必要な就業や住居の確保を支援します。
- 島根県での暮らし体験や二地域居住等、定住、U・I ターンに結びつける取組みを支援します。
- 市町村や関係団体・企業、地域住民等と連携・協働し、最初の相談から定住後の支援まで、きめ細かく一貫した受入れを行います。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
①U・I ターン希望者の産業体験終了後の年間定着者数	28 人		35 人
②U・I ターン希望者のための無料職業紹介による年間就職決定者数	75 人		75 人
③半農半XによるU・I ターン年間実践者数	3 人		10 人

- ① (公財)ふるさと島根定住財団が行う農林水産業、伝統工芸産業等への産業体験事業修了後、県内で就業、就職した人の数です。これまでの実績を基に、23年度の制度改正(助成額の引上げ)の効果も見込み、年間定着者数35人程度を目指します。
- ② (公財)ふるさと島根定住財団が行う無料職業紹介により就職が決定した人の数です。これまでの実績を基に、年間就職決定者数75人程度を目指します。
- ③ 半農半X支援事業(U・Iターン就農定住定着支援事業)を活用する半農半X実践者の数(市町村認定数)です。これまでの事業実績を基に、年間10人程度を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ ふるさと島根定住推進事業 〔担当課〕しまね暮らし推進課	○ 島根県の持つ豊かな自然、歴史そして生活環境など様々な魅力をU・Iターン総合サイトやしまねU・Iターンフェア、専門情報誌などで幅広く情報発信するとともに、産業体験や田舎暮らし体験、無料職業紹介、住宅相談・住宅情報の提供、農業講座などを実施することにより、市町村や関係団体・企業、地域住民等と連携・協働してU・Iターンを促進します。

施策 I - 6 - 1	高速道路網の整備
-----------------	----------

目 的

- 高速道路や、高速道路へつながるアクセス道路の整備を進め、産業活動を支える高速交通網の形成を目指します。

現 状 と 課 題

- 県内の高速道路の供用は 59%と、全国的にみても大きく遅れており、特に、県の東西をつなぐ山陰道については、平成 24 年度政府予算案において、「湖陵多伎道路」「大田静間道路」「三隅益田道路」が新規事業箇所として盛り込まれましたが、未だ都市計画決定手続きに着手されていない 24 k mの未事業化区間が残っています。
- 東日本大震災において、高速道路の重要性が再認識され、県民の安全・安心の確保や企業立地、地域経済の活性化のため、高速道路ネットワークの未整備地帯（ミッシングリンク）の早期解消が強く望まれています。

取 組 の 方 向

- 未事業化区間について、事業化に向けた手を促進し、県内区間の早期全線事業化を目指します。
- 事業中区間の整備を促進し、山陰道「仁摩温泉津道路」、中国横断道「吉田掛合 IC～三次 JCT 間」などの早期開通を目指します。
- 高速道路 IC へのアクセス道路の整備を重点的に進め、高速道路ネットワークの早期形成を目指します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成 23 年度	➡	平成 27 年度
① 高速道路供用率	59%		70%
② 高速道路 IC への 30 分到達圏 域面積の割合	52%	58%	

- ① 高速道路供用率は、計画延長に対する通行可能となった延長の割合です。山陰道「仁摩温泉津道路」「浜田三隅道路熱田 IC～西村 IC 間」、中国横断道「吉田掛合 IC～三次 JCT 間」の開通を見込んだ目標値です。
- ② 最寄りの IC まで 30 分で到達できる地域の面積の割合です。山陰道「仁摩温泉津道路」「浜田三隅道路熱田 IC～西村 IC 間」、中国横断道「吉田掛合 IC～三次 JCT 間」の開通を見込んだ目標値です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
< 高速道路の建設促進事業 > ◇ 山陰自動車道の建設促進事務 ◇ 松江自動車道の建設促進事務 [担当課] 高速道路推進課	○ 山陰自動車道と松江自動車道の建設促進を図るため、関係機関との連絡調整や要望活動、用地関係業務の受託などを行います。
< 高速道路の利用促進事業 > ◇ 東部高速道路利用促進事務 ◇ 西部高速道路利用促進事務 [担当課] 高速道路推進課	○ 西日本高速道路株式会社と協力し、キャンペーンなどを行って高速道路の利用促進に努めます。
◇ 高速道路インターチェンジへ短時間でアクセスするための道路整備 [担当課] 道路建設課	○ 高速道路の整備に併せ、インターチェンジと一般道を結ぶ県道（アクセス道路）の整備を進めます。

施策 I-6-2	航空路線の維持・充実
-------------	------------

目 的

- 航空路線の維持・充実により、県営3空港の利便性の向上を目指します。

現 状 と 課 題

- 東京、大阪等の大都市圏から遠く離れている本県にとって、航空ネットワークの維持・充実は必要不可欠であり、出雲縁結び空港東京線等の需要が高い路線については、利便性を向上するため増便やダイヤ改善に取り組む一方、平成23年1月から定期便が運航休止となった萩・石見空港大阪線等の競争条件が厳しい路線については、利用促進への一層の取組が求められます。
- 今後、各空港での利用促進に取り組みながら、東京路線の機材大型化・増便や路線開設を図っていくことが必要です。

取 組 の 方 向

- 東京・大阪等の大都市圏と結ぶ航空路線について、増便、ダイヤ改善や利用促進等により、航空路線の維持・充実を図ります。
- 本土と離島を結ぶ航空路線の維持を図ります。
- 中国（上海）へのチャーター便の運航を支援しながら、将来的な路線開設の可能性について検討します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
①出雲縁結び空港の年間乗降客数	63.0 万人	→	70.0 万人
②萩・石見空港の年間乗降客数	6.1 万人		7.0 万人
③隠岐空港の年間乗降客数	4.9 万人		5.1 万人

- ①②③ 各空港の路線ごとの実績や今後の就航機材の見通し等を基に、航空路線を維持するために必要な乗降客数を見込み、目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 出雲縁結び空港路線の維持・充実事業 〔担当課〕 交通対策課	○ 大都市圏と結ぶ航空路線の維持・充実のため、出雲縁結び空港路線の増便・ダイヤ改善等の利便性向上に取り組むとともに、関係団体と利用促進事業を実施します。
◇ 萩・石見空港路線の維持・充実事業 〔担当課〕 交通対策課	○ 大都市圏と結ぶ航空路線の維持・充実のため、萩・石見空港路線の増便・ダイヤ改善等の利便性向上に取り組むとともに、関係団体と利用促進事業を実施します。
◇ 隠岐空港路線の維持・充実事業 〔担当課〕 交通対策課	○ 大都市圏と結ぶ航空路線の維持・充実のため、隠岐空港路線の増便・ダイヤ改善等の利便性向上に取り組むとともに、関係団体と利用促進事業を実施します。また、本土と離島を結ぶ航空路線については、路線維持のため、運航費に対する支援を実施します。
◇ 空港国際化事業 〔担当課〕 交通対策課	○ アジアを中心とした近隣諸国への渡航を容易にし、利便性を向上するため、中国（上海）へのチャーター便の運航支援を継続しながら、将来的な路線開設の可能性について検討します。

施策 I-6-3	空港・港湾の維持・整備
-------------	-------------

目 的

- 物の流れや、人の流れを支える空港・港湾の機能の維持向上が図られるよう適切な管理を行うとともに、計画的な整備を進めます。

現 状 と 課 題

- 広域的な地域間交流や観光産業の振興などにより地域活性を図っていくためには、航空路の充実が重要であり、航空機の運航に支障をきたさないよう計画的な更新・充実を図るなど、その基盤となる空港施設の適切な維持管理は不可欠です。
- 県内企業の国内・海外展開の物流拠点となる港湾については、物流機能の強化のための係留施設・臨港交通施設等の整備や、船舶の安全航行のための外郭施設等の整備が課題となっています。
- 日本海側拠点港に選定された浜田港について、海外貿易航路や国内物流等の拠点港としての機能実現のため、ハード、ソフト面での対応の強化が課題となっています。

取 組 の 方 向

- 空港・港湾の適正な維持管理に努めるため、施設や設備の更新を適切に行います。
- 物流拠点港の充実を図るため、必要な外郭、係留、臨港交通施設等を整備します。
- 日本海側拠点港に選定された浜田港については、海外貿易航路の拡充等のため、高速道路ネットワークと直結する臨港道路等の整備やポートセールス等を強化します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
①物流拠点港の岸壁の整備率	92%		94%
②物流拠点港の防波堤の整備率	48%		79%

- ①② 整備中の物流拠点港（松江港、河下港、江津港、浜田港）の計画総延長に対する実施済み延長の割合です。優先度を考慮して目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 港湾整備事業 〔担当課〕 港湾空港課	○ 物流の拠点になる港について、港内静穏度の改善のための防波堤の整備や利便性向上のための臨港道路の整備、緑地の整備などを行います。
◇ 空港機能保持事業 〔担当課〕 港湾空港課	○ 空港の機能を保持するため、施設や設備の点検・維持・更新を行います。

Ⅱ・安心して暮らせるしまね

施策 Ⅱ－1－1	危機管理体制の充実・強化
-------------	--------------

目 的

- 自然災害や原子力災害以外のテロ事件や新興感染症などのいつ発生するか予測できない危機に対し、迅速・的確に対処できるように体制を充実・強化し、県民の生命、身体及び財産の被害を最小限にします。

現 状 と 課 題

- 米国で発生した同時多発テロ（平成13年）などのテロ・ゲリラ事件や北朝鮮によるミサイル発射（平成21年）、地下核実験（平成21年）、韓国砲撃（平成22年）などの予測できない突発的な重大事件に対する県民の不安が高まっています。
- 県では、様々な事案に迅速かつ的確に対応するため危機管理対策本部を設置し、庁内全体で情報を共有し応急対策を実施することとしています。また、武力攻撃やテロ攻撃などから県民の生命・身体・財産を守るため、平成18年に策定した「島根県国民保護計画」に基づき県民の避難、救援及び武力攻撃災害への対処を行うこととしています。
- 各分野におけるシミュレーション訓練や情報伝達訓練、実動部隊による個別的・実践的な事案対応訓練などにより、危機管理能力、実践的対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化し、危機管理体制を充実・強化していく必要があります。
- 平成21年に、メキシコ及びアメリカで発生した新型インフルエンザは全世界に感染が拡大し、平成23年4月には季節性インフルエンザとなりました。しかし、鳥インフルエンザ（H5N1）のヒトへの散発的な感染が継続していることから、今後も新型インフルエンザの出現が強く懸念されているため、医療体制等の確保や関係機関との連携強化を行う必要があります。

取 組 の 方 向

- 武力攻撃事態などにおける、国民保護措置を迅速かつ的確に実施する対応力を高めるため、「島根県国民保護計画」に定めた関係機関との連携体制の整備や訓練などを着実に実施します。
- 感染症医療提供体制の確保や感染症発生動向調査の拡充を図るとともに、感染症発生時を想定した訓練を実施します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標
危機管理事案発生時に迅速・的確な対応が取れる体制の充実・強化を図る。

- 危機管理事案発生時に迅速・的確な対応が取れるよう、日頃からシミュレーション訓練や情報伝達訓練、実動部隊による個別的・実践的な事案対応訓練などにより、危機管理能力、実践的対応能力の向上を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 危機管理対策事業 〔担当課〕 消防防災課	○ 災害対策基本法に定める災害以外の危機事案に対して、県民の保護を目的として迅速な初動体制の立ち上げ、応急対策の実施を行います。
◇ テロ等突発事案対策事業 〔担当課〕 警察本部警備第一課	○ テロリスト等の侵入を水際で防止するため、広報活動を推進するとともに、関係機関との連携を強化し、沿岸部における不審事案を早期に認知する態勢を確立します。万一、テロ等の突発的な重大事案が発生した場合に備え、実戦的な訓練を反復実施します。
◇ 感染症の医療体制整備事業 〔担当課〕 薬事衛生課	○ 多種多様な感染症に備えるため、医療体制等の確保を図り、また、関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の感染症発生を想定した訓練を実施します。

施策 Ⅱ－1－2	消防防災対策の推進
-------------	-----------

目 的

- 防災関係機関等との連携の強化や防災訓練の実施、緊急連絡体制を整備し、風水害、土砂災害、地震、津波、大規模火災・事故等の災害の発生時やこれらの災害が広域的大規模に発生した場合の県民の生命、身体及び財産への被害を最小限にします。

現 状 と 課 題

- 島根県は、急峻な山地が 80%以上を占めるなど、その自然環境の特性から幾多の風水害に見舞われてきました。また、長い海岸線とその沖合に広大な海面も有しており、過去には津波被害も発生しています。
- 東日本大震災を踏まえ、広域的大規模災害や津波災害に備えた県の防災体制の見直しが課題となっています。
- 県民の防災意識の向上、災害のおそれのある土地の明確化と利用規制、警戒・避難に必要な情報提供、消防団の活性化、自主防災組織や災害ボランティアの育成強化、防災訓練の充実、緊急物資の整備に取り組むことが必要です。
- 災害発生時には、「減災」のために、県、市町村の迅速な初動対応の確立、被害情報収集と警戒・避難体制の確立、緊急輸送路の確保、周辺住民への広報活動を強化するとともに、被災者への物資等の配付など、災害応急対策を迅速、的確に実施することが重要です。
- 土砂災害、浸水害、津波などから人命を守るためには、住民が速やかに避難することが大事であり、災害時要援護者（高齢者、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、乳幼児、児童等）を始め、住民の避難支援対策を進めることが必要です。
- 火災の予防・消火、救急救助など迅速な対応、消防体制の広域化と体制の強化が課題となっています。
- 災害時の医療提供体制を確保するため、災害拠点病院の整備や搬送体制など関係機関の連携強化を進めています。

取 組 の 方 向

- 広域的大規模災害や津波災害に対応できるよう県地域防災計画（震災編）を見直します。
- 県が実施している地震（津波）被害想定調査結果に基づき、想定される被害に対する減災目標を設定して、地震・津波災害の防災・減災対策を実施します。
- 津波浸水想定区域図や津波避難計画策定指針を作成し、市町村による津波ハザードマップ作成や津波避難計画の策定を促進します。
- 県、市町村、住民が協力して、津波からの速やかな避難を目的に、沿岸地域ごとに避難場所や避難経路、災害時要援護者の避難支援などを定めた津波避難計画を作成します。
- 津波に対する防災知識を普及し、住民が迅速な避難行動がとれるよう、市町村と連携し防災訓練や防災研修会を開催します。
- 市町村と連携した自主防災組織や災害ボランティアの育成強化により、地域の防災力の向上を図ります。
- 防災訓練の実施、緊急物資の整備、常備消防の体制強化と広域化、市町村消防団の活性化により、防災関係機関の災害対応能力を充実強化します。
- 自衛隊や海上保安部など防災関係機関との連携を強化するため、連絡会を開催し防災に関する情報共有を図るとともに、共同訓練等を実施します。

- 大規模災害が発生した場合に備え、国や市町村などと連携しながら、食糧などの備蓄・調達・輸送体制を整備します。
- 食糧、生活必需品の調達など災害時の応急対策が的確に実施できるよう、関係団体などとの協定締結を進めます。
- 中国5県及び中国四国9県での災害発生時の広域支援協定等に基づき、広域的大規模災害時の相互支援体制を整備します。
- 災害発生時には、「減災」のために、市町村と連携して迅速な初動対応、被害情報収集と警戒、緊急輸送路の確保、周辺住民への広報活動を強化するとともに、被災者への物資等の配付など、災害応急対策を迅速、的確に実施します。
- 災害発生時に迅速・的確な対応が取れるよう、職員の招集体制を整備するとともに、シミュレーション訓練や情報伝達訓練などを実施します。
- 市町村及び漁業協同組合などととも、防災行政無線や漁業無線を始め多様な情報伝達手段の整備に努め、迅速な情報伝達を実施します。
- 災害時の行政、消防間の確実な通信を確保するため、県防災行政無線移動系のデジタル化や消防救急無線のデジタル化等、消防防災通信基盤整備の充実・強化を進めます。
- 土砂災害、浸水害、津波などから人命を守るため、市町村における災害時要援護者や住民の避難支援対策が進むよう、市町村、社会福祉団体等との協議を進めます。
- 土砂災害警戒区域等の指定を進めるとともに、県民の防災意識の向上のため、土砂災害防止学習会等に取り組みます。
- 住宅・建築物の耐震化を促進するため、市町村や関係団体等と連携し、県民の意識啓発や支援等に取り組みます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
①広域的大規模災害や津波災害に対応できるよう県地域防災計画（震災編）の見直しを行う。			
②公共建築物の耐震化率	81%	➡	95%
③土砂災害警戒区域等の指定箇所数	31,789 箇所		35,000 箇所
④土砂災害防止学習会・研修会の受講者・参加者数	延べ5,300人 (H20～H23)		延べ12,000人

- ① 東日本大震災を踏まえ、広域的大規模災害や津波災害に対応できる防災体制を構築できるよう、県地域防災計画（震災編）の見直しを行います。
- ② 多数の者が利用する公共建築物（県庁、市町村役場、小・中学校、体育館、公営住宅等）の耐震化対策の進捗状況です。「島根県建築物耐震改修促進計画」における公共建築物の耐震化率の目標値（平成27年度末95%）から目標値を設定しました。
- ③ 土砂災害の発生の恐れのある土地の区域を明らかにし、市町村の警戒避難体制の整備を支援するほか、危険な土地に新たな家屋や施設の立地を防止することを目的として指定する区域です。期間中に「地すべり」の土砂災害警戒区域の指定と、開発の可能性の高い土地などについて土砂災害特別警戒区域の指定を促進します。

- ④ 土砂災害防止のため、土砂災害防止学習会や研修会を通して防災意識の啓発を行います。平成24年度～27年度までに延べ受講者数12,000人を目標とします。目標値は東日本大震災の影響から防災学習会の開催依頼が増加した平成23年度の実績を基に設定しました。
- 平成23年度の受講者・参加者数は、第1次実施計画期間（平成20年度～23年度）中の延べ受講者数です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 震災、風水害等災害対策事業 〔担当課〕 消防防災課	○ 地域防災計画（震災編）などの見直しを進めるとともに、地震や風水害などが発生したときに、被害を最小限に防げるよう防災訓練や自主防災組織の育成支援などを実施します。また、被害が発生した場合においても迅速、適切な対応により被害の軽減や被災者への支援を行います。
◇ 防災情報システム整備事業 〔担当課〕 消防防災課	○ 災害の未然防止や被害の拡大防止を目的として、防災関係機関が、的確な情報連絡体制の確立と防災情報の共有化を図れるようシステムを整備します。
◇ 水防活動 〔担当課〕 河川課	○ 市町村や住民に対し、各地の雨量、水位等の河川情報や水防情報を提供し、水災から生命・財産を守る活動を支援します。
◇ 土砂災害防止対策の推進に関する事務 〔担当課〕 砂防課	○ 土砂災害のおそれのある土地の情報、雨量情報、土砂災害危険度情報などを市町村や住民に提供し、土砂災害から県民を守る取組みを支援します。
◇ 建築物等地震対策促進事業 〔担当課〕 建築住宅課	○ 大規模地震から県民の生命と財産を守るため、平成19年2月に作成した島根県建築物耐震改修促進計画に基づき、建築物の耐震診断や耐震改修の促進など建築物の耐震化に向けた施策を総合的に推進します。
◇ 災害警備対策事業 〔担当課〕 警察本部警備第二課	○ あらゆる災害現場を想定した実戦的訓練や自衛隊及び消防等防災関係機関との合同訓練を実施し、救出・救助技能の向上と連携を強化します。

施策 Ⅱ－１－３	原子力安全・防災対策の充実・強化
-------------	------------------

目 的

- 原子力発電所周辺地域の環境放射線の測定監視や発電所の運転状況などの把握と情報公開に努めるとともに、万一の原子力災害に備え、防災体制を充実・強化し、地域住民の安全を確保するとともに安心して暮らせる環境を保全します。

現 状 と 課 題

- 原子力発電所の安全基準や防災指針等の見直しはまだ中途であり、国として、安全・防災対策の方向性について、早急に示す必要があります。
- 福島第一原子力発電所の事故では放射性物質が従来の防災対策で想定されていた区域を越え、広域的かつ大量に放出されたため、島根原子力発電所周辺における環境放射線モニタリング体制を拡大する必要があります。
- 福島第一原子力発電所事故により、原子力発電所や放射能に関する関心が高まっていますが、情報不足からこれらについての不安が拡大しており、従来にも増して環境放射線監視や発電所の運転状況等の把握及び県民に対する原子力発電所や放射線・放射能に関する情報提供が重要になってきています。
- 福島第一原子力発電所の事故は従来の防災対策で想定されていた区域を大幅に超える住民避難や放射能汚染が生じたことから、立地市である松江市のみならず、周辺地域、更には隣県を含めた広域的な防災対策の確立が課題です。
- 現在のオフサイトセンターや県庁は島根原子力発電所から約9 kmの距離にありますが、福島第一原子力発電所事故のように事故の影響が広域化した場合に備えた対策が必要です。

取 組 の 方 向

- 島根原子力発電所の運転が安全に行われているかを監視するため、中国電力と締結している安全協定に基づき、平常時から情報連絡や立入調査等を行います。
- 福島第一原子力発電所事故以降の安全対策については、知事会や立地道県と連携し、事故の原因究明とそれから得られた新たな知見に基づく安全基準の見直しと対策の実施、及びそれに対する厳格な安全評価と説明を国や中国電力に求め、適切な対応が図られるよう努めます。
- 中国電力が実施した対策については、その都度確認を行います。
- 島根原子力発電所周辺の環境放射線については、発電所周辺にモニタリングポスト等を配置し、常時監視を行っていますが、これの増設などにより平常時及び緊急時の環境放射線監視対象エリアを拡大し、監視データをリアルタイムで広く情報提供する環境放射線情報システムの機能強化を図り、監視体制の充実に努めます。
- 原子力発電所の運転状況や放射線・放射能に関する知識などについて、情報収集に努め、関係自治体とも情報共有に努めるとともに、拡大したエリアの周辺住民の方々へも広報誌、インターネットや原子力関連施設見学会・講演会などにより、きめ細かな広報や情報提供を行います。

- 万が一島根原子力発電所で福島第一原子力発電所と同様の事故が発生した場合を想定し、国の防災指針の見直しを待つことなく、地域防災計画の見直しに向けて、広域的な防災体制を確立するため、発電所から 30km 圏内の松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市とともに、原子力防災連絡会議を設置し、初動体制や住民避難体制の整備について、検討を進めてきています。
- 特に、住民避難にあたっては、周辺市の区域や県境を越えた広域避難が必要になってきますが、県内西部地域の市町に加え、山陽各県へも避難受入先確保について予め協力を要請し、緊急時においても円滑に避難が行えるよう、避難体制の事前準備を行っていきます。
- 広域避難する際の交通手段や避難経路等についても事前の検討を行います。
- 避難区域が本土側の寄港地や空港を含むエリアに拡大した場合においても、隠岐・本土間の人や物資の交流に支障が生じないよう対策を検討します。
- 病院入院患者、社会福祉施設入所者、在宅の要介護者等いわゆる災害時要援護者の広域避難など県単独では解決しがたい課題に対しては、国に対して新たな仕組みづくりなどを強く求めていきます。
- 防災対象エリアの拡大に対応し、周辺自治体も含めた緊急時通信網や原子力防災設備・資機材・備蓄品の整備拡充を行います。
- 隣接県とも連携し、防災業務関係者の緊急時対応能力を高めるため、広域的な枠組での原子力防災訓練を実施します。
- 原子力発電所事故の影響が広域化し、オフサイトセンターや県庁での災害対策業務の遂行に影響が生じた場合に備え、オフサイトセンターの緊急時機能強化や機能移転について検討します。
- これらを含めた地域防災計画原子力災害編の見直しを国の防災基本計画や原子力防災指針の見直しに合わせ、行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
① モニタリングポスト等機器の増設、体制の見直しを図り、平常時及び緊急時における環境放射線監視体制を充実する。		
② 広域避難に対応できるよう地域防災計画（原子力編）の見直しを行う。		
③ 原子力防災訓練に参加した防災業務関係者の訓練目的・目標の達成割合	94%	95%以上

- ① 福島第一原子力発電所の事故により、従来の原子力防災対策が大きな見直しを余儀なくされている中、国においても防災指針の見直しが進められ、「防災対策を重点的に充実すべき区域」については、従来の EPZ に代えて、準備する対策の違いにより、「予防的防護措置を準備する区域」(PAZ)、「緊急時防護措置を準備する区域」(UPZ) を設けることとされました。これらの区域においては、モニタリングの結果に基づいた、屋内退避、避難等の措置を実施することとなるため、区域の内外におけるモニタリング体制の強化を図っていきます。
- ② 福島第一原子力発電所事故を踏まえ、広域的避難に対応できる防災体制を構築出来るよう、県地域防災計画（原子力編）の見直しを行います。
- ③ 原子力防災訓練に参加した防災業務関係者へのアンケートで訓練の目標や目的の達成について、「できた」「概ねできた」と回答した人の割合です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 原子力安全対策事業 〔担当課〕 原子力安全対策課	○ 県民の安全確保を期するため、安全協定による安全確認・連絡調整、環境放射線監視機能充実強化、安全対策協議会等の開催、原子力安全対策広報などを行います。
◇ 原子力防災対策事業 〔担当課〕 原子力安全対策課	○ 「防災対策を重点的に充実すべき地域」の広域化に対応し、万が一の原子力災害に備え、初動体制や住民避難を円滑に実施するため、地域防災計画（原子力災害編）の見直し、緊急時連絡網の整備、原子力防災資機材の整備拡充、原子力防災訓練の実施などを行います。
◇ 原子力災害時の医療体制整備 〔担当課〕 医療政策課	○ 事故発生時に迅速・的確に対応するため、住民等を対象とした放射性物質による汚染検査（スクリーニング）や汚染除去などの被ばく医療活動訓練を実施するとともに、被ばく医療活動に必要な資機材を整備します。

施策 Ⅱ－1－4	治安対策の推進
-------------	---------

目 的

- 県民が安全で安心して暮らせる日本一治安の良い地域社会を実現するため、各種犯罪への対策を強化するとともに、県民の自主防犯活動と連携し地域に密着した取組みを推進します。

現 状 と 課 題

- 各種犯罪対策の強化や防犯ボランティア団体の活動の活性化等を通じて、県民の自主防犯意識が向上したことなどにより、県内の犯罪認知件数は平成16年から8年連続で減少しています。
- 殺人・強盗等の凶悪事件、インターネットを悪用したサイバー犯罪、高齢者が被害者となる振り込め詐欺、来日外国人犯罪組織による犯罪の発生など、犯罪は悪質・巧妙・グローバル化しているとともに、子どもや女性が被害者となる事件も後を絶ちません。また、暴力団は活動実態を潜在化し、資金源獲得活動の多様化を一層強めています。
- 街頭活動の強化や治安基盤の整備等により、犯罪の抑止と検挙に向けた活動を一層推進するとともに、防犯ボランティア活動の活性化や定着化に向けた各種支援を行うことなどにより、県民の自主防犯活動の促進を図る必要があります。

取 組 の 方 向

- 日本一治安の良い地域社会を実現するため、官民一体となり「犯罪に強い社会の実現のための島根行動計画」に盛り込まれた各種施策を着実に推進します。
- パトロール態勢の整備を始めとした街頭活動の強化や地域安全情報のタイムリーな発信等を通じて、犯罪抑止に向けた取組みを推進します。
- 凶悪事件等の発生に際しては、初動捜査を迅速・的確に行うとともに、綿密な現場鑑識活動、情報分析システムの効果的活用等、検挙に向けた取組みを徹底します。また、サイバー空間の安全・安心の確保に向け、違法情報に対する取締りを徹底するとともに、情報セキュリティ等の啓発活動を推進します。
- 暴力団犯罪の取締りを一層強化するとともに、「島根県暴力団排除条例」を効果的に活用するなど、官民一体の下に暴力団の排除に向けた取組みを推進します。
- 犯罪の起きにくいまちづくりを推進するため、防犯ボランティアや事業者等による自主防犯活動の活性化を図り、子ども・女性の見まもり運動を展開するとともに、街頭防犯カメラの設置など防犯環境の整備を促進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	▶	平成27年度
犯罪率（暦年）	6.3件／千人		6.1件／千人

- 人口千人当たりの刑法犯認知件数(暦年)です。第一次計画策定時に設定した10年後(平成29年度)の目標値(6.0件／千人)を引き続き目指すこととし、現状値から一定の割合で減少すると仮定して目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 治安基盤強化事業 〔担当課〕 警察本部警務課	○ 治安対策を推進するためには、警察組織の人的、物的及び制度的基盤整備を図ることが必要です。優秀な人材を確保し、教養の充実を図るとともに、装備資機材の整備や業務の見直し・効率化を徹底し、治安基盤の強化を推進します。
◇ 犯罪の起きにくい地域社会づくり推進事業 〔担当課〕 警察本部 生活安全企画課	○ 県民が安心して生活できる地域社会を実現するため、防犯ネットワークを整備拡充するとともに、犯罪の起きにくい防犯環境の整備を促進し、防犯ボランティア等との連携による社会の規範意識の向上と絆の定着化に向けた取組を推進します。
◇ 街頭活動強化事業 〔担当課〕 警察本部地域課	○ 交番の地域警察官等によるパトロールを始めとした街頭活動を一層強化することにより、犯罪の検挙や事件・事故の未然防止活動を推進します。
◇ 子ども安全対策事業 〔担当課〕 警察本部 少年女性対策課	○ 子どもたちを犯罪被害から守るために、自治体や防犯ボランティア等と連携・協働し、パトロールを強化するとともに、犯罪被害防止教室を開催するなど、子ども安全対策を推進します。
◇ 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進 〔担当課〕 環境生活総務課	○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、県民等への自主的な活動の普及啓発、防犯活動団体の育成、地域における学校・団体等の連携強化などの取組を行います。
◇ サイバー犯罪対策事業 〔担当課〕 警察本部生活環境課	○ インターネット上に氾濫する違法・有害情報やサイバー空間を悪用した犯罪から県民を守るため、取締りを推進するとともに、関連事業者・防犯ボランティアと連携し、官民一体となったサイバー犯罪被害防止活動を推進します。
◇ 凶悪犯罪等対策事業 〔担当課〕 警察本部捜査第一課	○ 凶悪犯罪の犯人を早期に検挙するため、凶悪事件発生時には、現場捜査員の集中運用を図るとともに、現場資料採取等の捜査活動を推進します。

<p>◇ 暴力団対策事業 〔担当課〕 警察本部 組織犯罪対策課</p>	<p>○ 県内の各種事業所等を対象とし、暴力団等反社会的勢力による被害を未然に防止するための暴排講習会・講演会等を開催します。また、既存暴排組織等の自主的活動の促進を図るための各種支援活動を推進します。</p>
<p>◇ 犯罪被害者支援事業 〔担当課〕 警察本部広報県民課</p>	<p>○ 関係機関と連携して情報提供、付添い、カウンセリング、一時避難場所の確保、再被害防止のための安全確保及び診断書料の公費負担等の支援活動を実施するとともに、県民に対して犯罪被害者等に対する理解を促進します。</p>
<p>◇ 警察安全相談事業 〔担当課〕 警察本部 生活安全企画課</p>	<p>○ 警察に寄せられる相談の内容に応じ、的確な指導助言を行うとともに、違法行為者に対して警告・検挙などの措置を講じ、犯罪等による被害を未然に防止し、県民の不安を解消します。</p>

施策 Ⅱ－1－5	交通安全対策の推進
-------------	-----------

目 的

- 交通安全県民運動や交通安全教育を推進し、県民の交通安全意識を一層高めるとともに、交通環境の整備や交通指導取締りにより、県民を交通事故から守ります。

現 状 と 課 題

- 県内の交通事故は、近年、発生件数・死傷者数とも減少傾向となっています。特に、平成22年・23年の死者数は30人台前半となり、ピーク時の3割以下となりました。今後この減少傾向を定着させていく必要があります。
- 死亡事故の特徴としては、「高齢者」や「夜間・国道」の割合が高くなっています。特に本県では、運転免許の所有者に対して高齢者が占める割合は、全国一であり、毎年、多くの高齢者が交通事故の犠牲になっています。
- 交通事故の多くは、前方不注視や安全不確認等の基本的ルールの欠如により発生しています。このため、交通事故防止を自動車運転者や自転車利用者を含め、県民一人ひとりが自らの問題として考え、交通ルールとマナーを守り、安全な行動がとれるよう、交通安全意識を高めていくことが大切です。
- 道路利用者すべての安全・安心を確保するため、道路の整備や改良とともに「人優先の道づくり」の視点に立ち、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、歩行空間の整備等、交通環境の整備が求められています。

取 組 の 方 向

- 平成23年8月に策定した「第9次島根県交通安全計画」に基づき、総合的な交通安全対策を推進し、死者数・死傷者数等の減少傾向を更に定着させます。
- 県民の交通安全意識を高めるため、自動車運転者や自転車利用者を含め、県民総ぐるみの交通安全県民運動を推進するとともに、関係機関・団体と協働して交通安全対策を推進します。
- 増加傾向にある高齢者の交通事故を防止するため、戸別訪問指導等効果的な交通安全教育を推進するとともに、シルバーリーダーの養成等により、高齢者の交通安全対策を強化します。
- 夕暮れ時から夜間の事故多発時間帯や国道9号等事故多発路線において、交通事故に直結する悪質・危険性の高い飲酒運転、最高速度違反、信号無視等交差点関連違反の取締りを強化します。
- 安全快適な歩行のために、「ゾーン30」（最高速度規制30km/hの区域規制等の生活道路対策）や「事故危険箇所」を重点として、歩道や自転車道の新設、歩車分離式信号機の導入、見やすく分かりやすい標識・標示の整備等、道路交通環境を整備します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
①交通事故年間死者数	31人	20人
②交通事故年間死傷者数	2,169人	1,600人
③交通事故年間高齢者死者数	19人	10人
④歩道の整備率	79%	86%

- ①②③ 国を挙げて交通事故死者数の減少を目指しており、平成30年までに交通事故死者数2,500人以下とする政府目標に対応し、県内では、平成30年までに死者数15人以下を達成する必要があること及び第9次島根県交通安全計画を基にして、それぞれの目標値を設定しました。数値は暦年（1月～12月）です。
- ④ 県管理道路のうち、優先的に整備が必要な歩道延長1,340kmに対する整備率です。今後の整備見通しを基に目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 交通安全計画策定事業 〔担当課〕 交通対策課	○ 交通安全施策を着実に推進していくために、交通安全対策基本法に基づき、総合的かつ長期的な交通安全計画を定めます。
◇ 交通安全推進事業 〔担当課〕 交通対策課	○ 交通事故防止に向けて県民一人ひとりの交通安全意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進します。
◇ 安全な歩行・走行のための道路整備事業 〔担当課〕 道路維持課 道路建設課	○ 安全に歩行・走行できるように歩道・自転車通行帯の整備、既設歩道の段差解消を実施します。
◇ 交通事故総量抑制事業 〔担当課〕 警察本部交通企画課	○ 交通安全運動や交通事故の実態などについての広報啓発活動、交通安全教育、各種講習、高齢者個別訪問指導及び交通指導取締り等を通じ、県民の交通安全意識の向上を図り、人身交通事故を防止します。
◇ 交通管制システム整備事業 〔担当課〕 警察本部交通規制課	○ 渋滞の軽減等交通の円滑と快適性の向上を図るため、キーインフラである光ビーコンの整備や交通情報提供の充実・高度化など、交通管制システムの整備を促進します。
◇ 交通安全施設整備事業 〔担当課〕 警察本部交通規制課	○ 交通事故の防止と交通の円滑を図り、快適な交通環境を実現するため、交通信号機のバリアフリー対策や機能の高度化、見やすく分かりやすい交通規制標識・標示の整備など、交通安全施設の整備を促進します。

施策 Ⅱ－1－6	消費者対策の推進
-------------	----------

目 的

- 自立した消費者の育成、取引の適正化、苦情処理・紛争解決体制の整備等を推進し、県民の消費生活の安全・安心を確保します。


現 状 と 課 題

- 規制緩和や高度情報化の進展、社会経済のグローバル化などにより、新しい商品やサービスが登場し消費者の利便性は大きく向上しましたが、一方で消費者トラブルは複雑・多様化し、後を絶ちません。
- 島根県消費者センター及び各市町村消費者相談窓口が受け付けた相談件数は、減少傾向にあるものの、依然として年間6千件を超えています。苦情相談が多く寄せられる内容では、有料サイトの不当・架空料金請求などインターネットに関するものや、多重債務の整理方法などの金融に関するもの等があります。
- 相談者では、高齢者の割合が増加しています。悪質商法など高齢者が巻き込まれる消費者トラブルを防ぐため、地域全体で見守っていく必要があります。
- 消費者が一定期間内に一定の商品・サービス契約について無条件解約できる「クーリング・オフ」制度の正しい知識の普及をさらに進めていく必要があります。
- 県民が安全に安心して消費行動ができる環境をつくるため、事業者の法令遵守、取引の適正化の監視・指導を強化し、県民一人ひとりが必要な知識と判断力を備え、「自立した主体」として消費行動ができるよう支援していくことが求められています。

取 組 の 方 向

- 消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動できるよう、消費者の自立を支援します。消費者被害の未然防止、拡大防止のため、情報提供や啓発に努めます。
- 消費者からの苦情・相談に応じ、助言やあっせんによりトラブルの解決と被害の救済にあたるとともに、身近な相談窓口である市町村の相談機能の充実を支援します。
- 事業者が適正に商品やサービスを提供するよう指導・監督を行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
クーリング・オフ制度を知っている人の割合	85%		85%

- 「県政世論調査」において、クーリング・オフ制度について、「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した人の割合です。
75%未満で推移した後、平成23年度に急上昇した第1次実施計画の実績を踏まえ、平成23年度水準の維持を目標とします。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 相談・苦情処理事業 〔担当課〕 環境生活総務課 消費とくらしの安全室	○ 商品の購入やサービスの提供に関してトラブルが生じた場合、消費者の相談に応じ、その解決を支援します。また、市町村の相談体制の充実のため、相談窓口担当者に対する研修会を実施します。
◇ 事業者に対する指導監督事務 〔担当課〕 環境生活総務課 消費とくらしの安全室	○ 景品表示法、特定商取引法、消費生活条例等に基づき、事業者が適正に商品や役務を提供するよう、監視、指導します。
◇ 消費者啓発推進事業 〔担当課〕 環境生活総務課 消費とくらしの安全室	○ 消費者に向けて広報啓発活動を実施し、自立した消費者の育成を目指します。
◇ 学校における消費者教育の推進事業 〔担当課〕 環境生活総務課 消費とくらしの安全室	○ 児童・生徒や保護者への啓発資料の配付や、学校での教育実践研究などを行い、小中高校生に対する消費者教育の推進に努めます。
◇ 消費者団体活動支援事業 〔担当課〕 環境生活総務課 消費とくらしの安全室	○ 地域における消費者問題への取り組みを活発化するため、消費者リーダー育成のための講座の開催や、消費者団体が行う啓発活動の支援を行います。
◇ 身近な経済犯罪対策事業 〔担当課〕 警察本部生活環境課	○ 金融事犯、資産形成事犯、特定商取引等事犯、健康に被害を及ぼす薬事・医事関係事犯、食の安全・安心に係る事犯、偽ブランド事犯等、消費者生活に深刻な影響を与える身近な経済犯罪の検挙対策及び被害防止対策を推進します。

施策 Ⅱ－1－7	災害に強い県土づくり
-------------	------------

目 的

- 道路防災対策、治山治水対策、土砂災害対策、海岸保全対策等により県土を整備し、集中豪雨、台風、地震等の発生時における県民の生命、身体及び財産への被害の発生を未然に防ぎます。

現 状 と 課 題

- 島根県は、県土の80%を急峻な山地が占め、県内一円が特殊土壌地帯に指定され、また河川は急流で洪水が発生しやすく、海岸線の総延長は約1,030kmにわたります。
- このため、集中豪雨や豪雪・冬季波浪・高潮による被害を受けやすく、これまで幾多の自然災害に見舞われ、尊い人命や貴重な財産が失われてきました。
- 災害危険箇所の整備状況は未だに低い水準にあり、洪水や土砂災害等による被害を防止するための対策を着実に推進する必要があります。
- 河川改修の状況は、昭和58年をはじめとした豪雨災害などを契機に整備に取り組んでいますが未だに整備率は低く、治水対策を着実に推進する必要があります。
- 災害発生時における救助、救急、消防活動および救援物資の輸送を円滑に行えるよう、緊急輸送道路の防災対策や橋梁補修を重点的に行う必要があります。

取 組 の 方 向

- 風水害や地震など自然災害に強い県土づくりを計画的に進めるとともに、災害発生時の被害を最小限に抑える体制を充実させます。
- 豪雨等異常気象時においても、県民の生活を支える公共施設、病院へのアクセスを確保するため、重点的に整備する路線について、防災対策を推進します。
- 治水対策は、整備が遅れている箇所を中心に河川改修を進めるとともに、国の直轄事業である斐伊川・神戸川治水事業についても、関係機関と連携を図りながら、事業が促進されるよう取り組みます。
- 土砂災害対策は、事業効果の高い箇所へ重点化・集中化して整備します。
- 落石危険箇所の防災対策と、橋梁の耐震補強を行うことで、防災拠点や避難所を連絡する緊急輸送道路の確保に努め、緊急物資の輸送と救援活動を支援します。
- 各道路管理者・防災関係者・電線管理者等が連携した、新たな除雪体制を構築し、除雪対策の強化を図ります。
- これまでに整備した治山治水対策、地すべり防止対策、がけ崩れ対策、海岸保全対策等の施設の適切な維持管理に努めます。
- 家屋、公共施設、農地、農業用施設などに被害を及ぼさないよう、老朽化したため池や頭首工等の改修を推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
①洪水から保全される人口	212,100 人	311,500 人
②土砂災害から保全される人口	152,400 人	158,300 人
③道路防災危険箇所整備率	31%	35%
うち緊急輸送道路網道路 防災危険箇所整備率	37%	52%
④緊急輸送道路網橋梁耐震対策 実施率	52%	60%

- ① 河川の想定氾濫区域内人口 530,800 人の内、洪水から保全される人口です。国及び県管理河川のこれまでの部分完成を含めた整備実績と今後の事業の実施予定に基づき目標値を設定しました。
- ② 農林および土木部局で対策を行う土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害危険箇所に対し、災害防止対策を講じた箇所の保全される人口です。これまでの整備実績と今後の事業の実施予定に基づき目標値を設定しました。
- ③ 道路防災点検により対策が必要な危険箇所、2,136 箇所の整備進捗率です。下段はそのうち、優先的に整備を行う緊急輸送道路上にある危険箇所、635 箇所の整備進捗率です。
- ④ 地震直後から発生する緊急輸送を確保するため、耐震対策が必要な、平成7年以前に架橋された橋梁数（207 橋）に対して、対策を講じた橋梁の割合です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<土砂災害防止対策事業> ◇ 砂防事業 ◇ 地すべり対策事業 ◇ 急傾斜地崩壊対策事業 [担当課] 砂防課	○ 土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等による土砂災害から県民の生命、人家、耕地、公共施設等を守ることを主目的とし、砂防えん堤や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を行います。
<斐伊川神戸川治水事業の促進> ◇ 斐伊川放水路事業促進事業 ◇ 大橋川改修事業促進事業 [担当課] 斐伊川神戸川対策課	○ 斐伊川神戸川治水事業（国直轄事業）の促進を図るため、生活再建対策、周辺整備事業を実施します。
<「安全で安心して暮らせる県土」を創る川づくり事業> ◇ 中小河川の改修事業 ◇ ダム建設事業 ◇ 河川維持管理事業 [担当課] 河川課	○ 治水対策により、流域住民の洪水や渇水被害の軽減を図るため、中小河川の改修やダム建設などを推進します。

<p><「安全で安心して暮らせる県土」を創る海づくり事業> ◇ 海岸侵食対策事業 ◇ 海岸維持管理事業 〔担当課〕 河川課</p>	<p>○ 砂浜の消失など海岸の侵食が進行し、越波被害も発生していることから、海岸の侵食対策事業を実施し、被害を最小限にとどめます。</p>
<p><道路の事故・災害への対応強化事業> ◇ 防災事業 ◇ 橋梁補修事業 〔担当課〕 道路維持課</p>	<p>○ 道路防災点検により対策が必要な箇所としてリストアップされた危険斜面の整備及び橋梁の耐震補強を推進します。</p>
<p>◇ 地すべり対策事業 ◇ ため池等整備事業 〔担当課〕 農地整備課</p>	<p>○ 地すべり災害や豪雨・地震災害から農地、人命、財産を守るため、優先度の高い箇所から地すべり防止対策及び老朽化したため池、頭首工等の改修を推進します。</p>
<p>◇ 治山事業 〔担当課〕 森林整備課</p>	<p>○ 山地災害や地すべり災害から人命、財産を守るため、危険度、保全対象など優先度の高い箇所から順次、土石流対策、山崩れ対策、地すべり対策、海岸保全対策を実施します。</p>

施策 Ⅱ－1－8	食の安全の確保
-------------	---------

目 的

- 食品の生産から加工、流通の各段階における法定指導、監視、検査を充実強化し、食品の安全性を確保します。

現 状 と 課 題

- 産地や賞味期限などの食品の偽装表示など、食の安全を脅かす様々な案件が発生しており、消費者の食の安全・安心確保に対する要望が高まっています。
- 食品の安全確保に係る第一義的責任者たる事業者の自主管理を促進するため、講習会の開催、食品衛生推進員による助言指導を行うほか、製造工程の危害分析を行うなど科学的根拠に基づく衛生指導を行う必要があります。
- 食品関係施設の監視指導、流通食品の検査等を実施し、不適正食品の流通を防止する必要があります。
- 新たに確認された食中毒の原因となる微生物や寄生虫について、食品関係者や消費者に対して、対応等の周知を徹底していく必要があります。
- 事業者はもとより、消費者が食品に関する知識と理解を深めるために、講習会の開催や情報発信の充実、消費者を含めた関係者の意見交換等を促進する必要があります。
- トレーサビリティシステムについては、周知を図り一定の成果を上げました。さらに本県としては、平成21年度から島根県版GAP（生産工程管理）である「美味しまね認証」を実施しています。

取 組 の 方 向

- 県民が安心して食生活を送られるよう、生産から消費に至る一貫した安全対策に取り組めます。
- 衛生講習会の開催等により、食品関係事業者の自主管理を促進するとともに、適正表示の啓発・相談、食品関係施設の許可・監視・指導と食品の検査を実施し、食品の不適正な取扱いや不適正食品の流通を防止します。
- 消費者講習会等により食品衛生に関する情報提供を行い、衛生知識等の普及啓発を図ります。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	▶	平成27年度
食中毒年間発生件数	10件		7件

- 一般家庭や飲食店等における1年間の食中毒の発生件数です。全国の過去5年間の平均年間発生件数1,290件を基に、島根県の人口に応じて計算した件数を目標値として設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 食品衛生法等による許可・監視・検査・指導事務 〔担当課〕 薬事衛生課	○ 食品関係施設の許可・監視・指導、BSE 検査等のと畜検査や流通食品の検査等を実施し、食品の不適正な取扱いの是正や不適正食品の流通を防止します。
◇ 食品衛生関係指導・育成事業 〔担当課〕 薬事衛生課	○ 衛生講習会の開催、食品衛生推進員による助言指導を行い、食品の安全確保に係る第一義的責任者たる事業者の自主管理を促進します。
◇ 食品流通対策事業 〔担当課〕 食料安全推進課	○ 食品適正表示研修会の開催や食品表示アドバイザーによる相談業務の実施等により、事業者の食品表示の適正化を図ります。
◇ 食品衛生に関する啓発・情報発信事業 〔担当課〕 薬事衛生課	○ 消費者講習会の開催、ホームページ等による情報発信の充実等により、消費者の衛生知識等の普及啓発を図ります。

施策 Ⅱ－２－１	健康づくりの推進
-------------	----------

目 的

- 県民自らが健康づくりに取り組む環境の整備と適切なサービスの提供を進め、県民の生涯にわたる心身の健康の保持増進を図ることにより、健康長寿日本一を目指します。

現 状 と 課 題

- 幼児期からの食生活や生活習慣の乱れ、壮年期における運動不足や食の偏り、過労、ストレス等に伴って、「脳卒中」、「がん」、「心臓病」、「糖尿病」等の生活習慣病が増加しています。
- 壮年期死亡や要介護状態の原因である生活習慣病を予防するため、壮年期の保健対策やたばこ対策、食育、運動推進など、一人ひとりが実践する健康づくりを基本としつつ、それを後押しする環境づくりのために、健康増進事業や医療保険者が行う特定健診・保健指導の円滑な実施や市町村や関係機関・団体等が連携した県民運動の展開を図っていく必要があります。
- エイズ（AIDS）や結核、ウイルス性肝炎などの感染症の予防や、公害等の健康被害者が必要な療養を受けられるよう支援する必要があります。
- 全国上位にある自殺死亡率を減少させるため、うつ病対策、啓発活動、相談・支援体制の整備などの取組を展開してきましたが、今後は、より身近な地域で活動を行う民間団体や市町村の活動を支援し、ゲートキーパー（自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応ができる人）の養成、自死遺族ケアなどの対策を充実させる必要があります。

取 組 の 方 向

- 「健康づくり」「生きがい活動」「要介護状態の予防」を3本柱に、各関係機関・県民と一体となった県民運動「健康長寿しまね」を進めます。
- 本県の死亡原因の第一位であるがんについては、早期発見、早期治療のための有効手段である検診受診者の増加に努めます。
- 子どもや壮年期の健康を支える「食育」については、体験型のイベントの開催や食育推進のリーダー・ボランティアの育成、市町村の取組み支援などを推進します。
- 生活習慣病の予防にあたっては、本県の実態を踏まえた取組みの方向性を明らかにし、県民参加の健康づくりを効果的に推進します。
- 感染症に対する正しい知識の普及を図り、感染者の早期発見と感染拡大の防止に努めます。
- 企業や医師会等の関係機関・団体と連携し、総合的な自殺対策を推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	➡	平成27年度
①がん検診年間受診者数	148,000人		190,000人
②肥満者割合（40～74歳） （年間）	34.7%		30.0%

- ① がん検診受診者数は市町村実施分であり、目標値は、がん対策推進計画で掲げる値の市町村実施部分とした。
- ② 特定健康診査受診者数（国保分）における肥満者（上半身肥満(疑い含) + BMIのみ25以上+腹囲のみ超)割合とし、目標値は、過去4年間の変化率を参考に設定。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 健康長寿しまね推進事業 〔担当課〕 健康推進課	○ 県民自らが主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを進めるため、全県・圏域の健康長寿しまね推進会議の関係機関・団体と行政等が中心となって、健康づくり県民運動を展開します。
◇ 生活習慣病予防対策事業 〔担当課〕 健康推進課	○ 近年増加している生活習慣病を予防するため、働き盛り世代の生活習慣の改善やがん・糖尿病・脳卒中の予防・早期発見、たばこ対策や運動習慣づくりなどを進める取組みを関係機関・団体と連携して総合的に展開します。
◇ 感染症予防体制整備推進事業 〔担当課〕 薬事衛生課	○ 感染症に関する情報提供を行うことにより予防を促進し、患者に対する適切な医療の提供と早期治療により感染症のまん延を防止します。また、感染症に対する正しい知識の普及を図ります。
◇ 食育推進基盤整備事業 〔担当課〕 健康推進課	○ 県民が健全な食生活を実践し、心身の健康増進と豊かな人間形成ができるよう、食育推進母体の「食育・食の安全推進協議会」を中心に県民への啓発活動等を実施し、食環境づくりを進めます。
◇ 80歳20本の歯推進事業 〔担当課〕 健康推進課	○ すべての県民を対象に、歯と口腔の健康づくりの知識の提供や動機づけを行うことにより、県民自らが歯科検診や歯科診療を受け、歯と口腔の健康づくりを実践する県民運動を展開します。
◇ 精神保健推進事業 〔担当課〕 障がい福祉課	○ 速やかな精神医療の導入及び広域かつ専門的な相談体制を確保します。 全国上位にある自殺率低減のため、各圏域において関係機関とのネットワークを構築し、地域における予防対策を検討するとともに、普及啓発を強化します。

施策 Ⅱ－２－２	地域福祉の推進
-------------	---------

目 的

- 福祉サービスの確保と質の向上を図るとともに、公的サービスとボランティアや地域の活動、地域住民の連携により、日常生活を支える地域福祉の仕組みづくりと住民が相互に支え合う社会の構築を目指します。

現 状 と 課 題

- 少子高齢化が進み、生活意識も多様化する中、住民同士のつながりが希薄になり、地域での相互扶助の機能が低下する傾向が見られます。
- すべての県民が住みなれた場所で、尊厳を持ちながら、安心して暮らしていくために、日常的な生活圏域で、必要な時に、必要なサービスや支援を受けながら生活していく仕組みを作っていく必要があります。
- このため、県民のニーズに対応した質の高い福祉サービスを確保することや、生活上の様々な相談に対応し、関係機関等との連携によって総合的な支援を行うことができる体制を整備していく必要があります。
- また、地域住民や自治会、ボランティアなどの地域活動により、お互いに見守り、声かけしながら、自然に支えあう意識を醸成していくことも必要です。
- 東日本大震災を受け、災害時要援護者の避難について、長期化、圏域を超えた避難など新たな課題が生じました。

取 組 の 方 向

- 地域における福祉リーダーや福祉活動をコーディネートする人材の養成を行い、自治会区等住民に身近な地域を単位（小地域）とした支え合いや見守りの体制づくりを推進します。
- 安心して暮らせる地域福祉の仕組みをつくるため、各市町村が定める「地域福祉計画」に基づく住民参加による総合的な地域福祉の実践を支援します。
- 研修の充実を通して、民生児童委員一人ひとりの活動のレベルアップを図るとともに、災害時要援護者の避難支援など新たな課題に対応した民生児童委員協議会の組織的活動の一層の展開を図ります。
- 福祉サービスを提供する基盤となる福祉人材の確保や育成、福祉サービスに関する苦情解決の体制、監査等を通じた社会福祉法人等への指導、福祉活動の場の確保などを行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
小地域福祉活動組織の設置数（累計）	1,800カ所		3,100カ所

- 小地域福祉活動とは、自治会区等住民に最も身近な単位において、住民相互のネットワークを形成し、行政やボランティア等関係組織と連携しながら、地域の要援護者に対する見守り・安否確認、簡易な生活支援、生きがいつくり等を行う活動です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 地域福祉セーフティネット推進事業 〔担当課〕 地域福祉課	○ すべての県民が、住み慣れた地域で生活できるよう、身近な生活区域で必要な福祉サービスを受けたり、お互いの支え合いや見守りなどの支援により、安心して暮らしていける仕組みづくりを進めます。
◇ 民生委員活動推進事業 〔担当課〕 地域福祉課	○ 福祉サービスを必要とする県民が安心して相談ができるよう、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める民生委員・児童委員の活動を推進します。
◇ 福祉人材確保・育成事業 〔担当課〕 地域福祉課	○ ニーズに対応した質の高い福祉サービスが提供できるよう、福祉事業従事者などの福祉人材の確保やその資質向上を目的とする人材の育成など、福祉サービスの提供基盤を強化します。
◇ 福祉サービス利用支援事業 〔担当課〕 地域福祉課	○ 判断能力が十分でない人でも安心して暮らせるよう、サービス利用や手当・年金の手続き、通帳預かり、代金支払いなどの日常生活の支援や、福祉サービスに関する苦情解決などを行います。
◇ 社会福祉法人指導事業 〔担当課〕 地域福祉課	○ 社会福祉法人の指導監査や研修等を通じて、法令等の遵守を徹底し、社会福祉法人・社会福祉施設の運営の適正化を図ります。

施策 Ⅱ－２－３	高齢者福祉の推進
-------------	----------

目 的

- 高齢者が生涯を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、元気な高齢者が地域の担い手となって積極的に活動する仕組み・環境づくりを進めます。

現 状 と 課 題

- 人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合は、29.1%（平成 22 年度）と全国 2 位で、「高齢者単身世帯」「高齢者のみの世帯」が増加しています。
- 75 歳以上の高齢者の増加が見込まれることから、今後、要介護認定者や認知症高齢者のさらなる増加が予想されます。
- 高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが、切れ目なく、有機的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みが求められています。
- 平成 29 年度末まで廃止期限が延長された介護療養病床注) については、引き続き円滑な転換が求められています。
- 高齢者の社会参加を更に推進するため、今後も高齢者自身の意識改革や活動の場づくりなどを支援していく必要があります。

取 組 の 方 向

- 高齢者が元気で安心して生活を送ることができる地域づくりを進めるため、市町村に対して「地域包括ケアシステム」の構築に向けた支援を行います。
- 介護保険制度の安定した運営を進めるため、市町村に対して、適切な制度運営に向けた支援を行います。
- 適切な介護サービスの提供を進めるため、介護サービス事業者への支援や指導を行います。
- 認知症高齢者やその家族を支援するため、相談体制の充実や普及啓発を図るとともに、医療と介護の連携を強化し適正なサービスの提供に努めます。
- 療養病床の円滑な転換を進めるため、引き続き、相談支援に取り組みます。
- 地域活動を支える高齢者の育成を図るなど、高齢者が支える側に立って活動するよう意識改革を促し、元気な高齢者が社会参加活動の中で生きがいを醸成できるような環境づくりを図るとともに、高齢者が地域社会の担い手として活躍する「新たな共助の仕組みづくり」に努めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成 23 年度	→	平成 27 年度
①介護を要しない高齢者の割合（年間）	84.7%		84.7%
②認知症を理解する研修への参加者累計（認知症サポーター養成講座参加者数）	20,000 人		40,000 人

- ① 後期高齢者の増加により、介護を要する高齢者の増加が見込まれる中、介護を要しない高齢者の割合を維持することを目指します。

※介護を要しない高齢者とは、要介護1～5を除く高齢者

- ② 認知症高齢者やその家族を地域で見守るため、認知症を理解する研修への参加者（認知症サポーターの養成講座参加者）を増やします。

H23・・・2万人 H24・・・2万5千人 H25・・・3万人 H26・・・3万5千人 H27・・・4万人

注) 療養病床とは、症状は安定しており、長期の療養が必要とされる患者のための、長期入院用ベッド。医療保険が適用される医療療養病床と、介護保険が適用される介護療養病床がある。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<介護保険制度運営・施行支援事業> ◇ 介護保険制度運営支援事業 ◇ 介護保険制度施行支援事業 [担当課] 高齢者福祉課	○ 保険者に対して、制度の安定した運営を図れるよう支援や助言を行います。 ○ 介護サービス事業者に対して指導・監査を行い、適正なサービスが提供される体制づくりを進めます。 ○ 療養病床の円滑な転換に向けて、相談支援体制を充実します。
◇ 高齢者介護予防推進事業 [担当課] 高齢者福祉課	○ 高齢者が元気で安心した生活を送ることが出来る地域づくりを進めるため、保険者が取り組む介護予防事業や地域包括支援センターの運営に対して、支援や助言を行います。
◇ 認知症対策推進事業 [担当課] 高齢者福祉課	○ 認知症の人や家族の方が、安心して住み慣れた地域で生活できるよう、認知症に関する正しい知識と理解の普及を図り、必要なケアが受けられるよう認知症対策を推進します。
◇ 新たな共助の仕組みづくり支援事業 [担当課] 高齢者福祉課	○ 元気な高齢者が少子高齢社会における地域の担い手として活躍する「新たな共助の仕組みづくり」を進めるため、高齢者の元気づくりや地域活動を担う人材の育成、高齢者グループ活動の活性化を支援します。

施策 Ⅱ－２－４	障がい者の自立支援
-------------	-----------

目 的

- 「ノーマライゼーション」注) の理念のもと、障がい者が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心して、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現します。


現 状 と 課 題

- 障がいを正しく理解し、共に支え合い生活していく環境づくりに取り組んでいくことが求められています。
- 障がい者が地域において自立した社会生活を送ることができるよう、関係機関の連携を進めるとともに、住まいの場や働く場を確保する必要があります。
- 施設で就労の訓練を受けている障がい者の就職件数は徐々に増加していますが、全体の約３％に留まっていることや特別支援学校卒業生が今後も増加すると見込まれることから、今後も就労支援を充実する必要があります。
- 障がい者が自立した生活を営むため、施設で就労の訓練等を行う障がい者の工賃の向上が求められています。
- 離島を含む中山間地域を中心に、サービス提供体制が未整備な地域があり、障がい者の特性に応じた専門的な支援技術をもつ人材の確保・育成が必要です。

取 組 の 方 向

- 障がいや障がい者に対する正しい理解を進め、誤解や偏見から生じる差別をなくし共に支え合う地域社会づくりを進めます。
- 身近な地域で、個々の障がい者の生活課題を踏まえた適切な支援が受けられるように、研修を通じて人材の確保、養成を進めます。
- 福祉施設へ入所している障がい者が地域生活に移行できるよう、グループホームやケアホームなどの住まいの場の整備を進めます。
- 障害者就業・生活支援センター等を中心に、福祉、労働、教育等の関係機関と企業の連携を強化し、障がい者の適性に応じた企業への就労を促進するとともに、施設で就労の訓練等を行う障がい者の工賃水準の向上を進めます。
- 入院中の精神障がい者の地域生活への移行を進めるため、保健所を中心に関係機関とのネットワークを構築し、精神障がい者が地域へ移行するために必要な個別支援計画を作成し、地域生活への移行・定着を進めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
①施設から地域生活への移行者数（累計）	381人		
②入院が1年未満の精神障がい者の平均退院率（年間）	69.7%		76.0%

①施設に入所している障がい者のうち、自宅やグループホーム等で暮らし、日中は自立訓練や就労訓練を行うようになった人数です。（平成17年度を起点とした累計人数）

②急性期の入院期間をさらに短縮化し長期入院を防止するという観点から、入院が1年未満の精神障がい者の平均退院率（新規入院患者のうち、入院後1年までの各月の累計退院者の割合を平均したもの）を高めることを目標とします。

① ②いずれも平成23年度に策定する障害福祉計画の目標値を達成することを目指します。

注) 障がいのある人もない人も、共に社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって活動することが本来のあり方であるという考え方

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 障がい者相談事業 〔担当課〕 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域で暮らす障がい者が抱える様々な課題に対応するための広域的で専門性の高い相談支援機能を充実します。 ○ 精神障がい者について、地域生活中心への移行支援に取り組みます。
◇ 障がい者就労支援事業 〔担当課〕 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各地域の障害者就業・生活支援センターを中心として、ハローワーク等関係機関と連携して職場実習の促進、障がい者雇用の促進に取り組みます。 ○ 福祉施設を利用する障がい者の工賃アップを図るため、就労事業振興センターによる共同受発注の促進や官公需の開拓、就労支援事業所の工賃向上計画の作成支援や施設職員への研修等の経営支援を実施します。また、農業など新たな分野との連携事業に取り組みます。
◇ 子ども発達支援事業 〔担当課〕 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障がい児(者)の専門相談等を行うセンターを設置し、ライフステージに応じた支援を実施します。 ○ 在宅の重症心身障がい児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を実施します。 ○ 事業者において、在宅の重症心身障がい児(者)が身近な地域で短期入所デイサービス等のサービスが受けられるように体制を充実させます。
◇ 障がい者施設等整備事業 〔担当課〕 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労継続支援事業など日中活動の場やグループホームなど生活の場を整備する事業者を支援します。

施策 Ⅱ－２－５	生活衛生の充実
-------------	---------

目 的

- 飲料水、医薬品等の安全性の確保、旅館業や理美容業などの生活衛生営業の衛生環境を確保するための監視・指導を強化し、県民の生活環境衛生を守ります。

現 状 と 課 題

- 病気の治療や、健康維持に直結する医薬品等が適正に製造、販売されることが必要です。
- 高齢者は多種類の医薬品を服用する機会が多いことから、高齢者に対する医薬品の安全使用の啓発が必要です。
- 水道水質検査や水道施設の更新、衛生管理の徹底などを通して安全な水道水を供給する必要があります。
- 公衆浴場、旅館等で全国的に発生しているレジオネラ症を予防する必要があります。
- 理容、美容、クリーニング等生活衛生関係営業の衛生確保が必要です。
- 犬やねこの引取数や動物を原因とする環境侵害を減らすとともに、狂犬病の免疫率低下を防ぐことが必要です。

取 組 の 方 向

- 医薬品等の製造、販売業者等の監視・指導や高齢者への医薬品の安全使用の啓発を実施します。
- 市町村等の水道事業者働きかけて、安全な水を供給し、県民の生命、健康を守ります。
- 営業者の自主管理を徹底し、レジオネラ症の発生を防止します。
- 営業施設の監視・指導を行います。
- 動物愛護管理推進計画に基づき、犬やねこの引取数を減少させるなど動物愛護を推進するとともに、市町村と連携して狂犬病予防注射を徹底します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	➡	平成27年度
①生活衛生に関する健康被害発生件数	0件		0件
②薬事に関する健康被害発生件数	0件		0件

- ①水道、理美容・旅館・クリーニング・温泉等の生活衛生営業に関わる健康被害の発生をなくすことを目指します。
- ②県内の施設に起因する医薬品（麻薬等を含む）、医薬部外品、化粧品、医療機器及び毒劇物による健康被害をなくすことを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 医薬品等の安全確保事業 〔担当課〕 薬事衛生課	○ 医薬品（麻薬等を含む）、医薬部外品、化粧品、医療機器及び毒物劇物が安全かつ適正に供給されるよう監視、指導を行います。
◇ 水道施設、水道水質の維持管理事務 〔担当課〕 薬事衛生課	○ 安全な水道水が供給されるよう、市町村水道施設の更新を促進するとともに、既存施設の監視指導を行います。
◇ 生活衛生団体等の育成事業 〔担当課〕 薬事衛生課	○ 生活衛生団体が実施する事業に対して補助を行うとともに、生活衛生関係営業施設の許認可、監視、指導を行い、衛生水準を確保します。
◇ 動物管理等対策事業 〔担当課〕 薬事衛生課	○ 動物の愛護と適正な飼養について県民の関心と理解を深め、犬やねこの引取数を減少させていくとともに、飼養動物による環境侵害や狂犬病を含めた動物由来感染症の発生を防止します。

施策 Ⅱ－２－６	生活援護の確保
-------------	---------

目 的

- 経済的に困窮した人などが、自立し安定した生活を送れるよう、各種施策により支援します。また、戦没者や戦傷病者等への福祉の増進と中国帰国者等の自立を促進します。

現 状 と 課 題

- 平成20年秋のリーマンショック以降の厳しい雇用情勢の下、県内の生活保護世帯数は急激に増加しており、平成22年度の新規開始件数は、年間830件を超える状況にあります。
- 生活保護受給世帯のうち要援護世帯（高齢者世帯、傷病障がい者世帯、母子世帯）以外の世帯が増加しており、今後も厳しい雇用情勢の中、稼働能力のある受給者が増加するものと考えられます。
- こうしたことから、県民の生活を保障するセーフティネットとして、個々の世帯の状況に応じ、必要な人に必要な生活保護の適用を行うほか、生活福祉資金貸付制度の利用により、世帯の自立と生活の安定が図られるよう、引き続き支援していく必要があります。
- また、戦没者の遺族と戦傷病者など旧軍人軍属等に対する福祉の増進や中国帰国者等の自立を促進していく必要があります。

取 組 の 方 向

- 生活保護が必要な人に、必要な保護、適切な自立支援が実施されるとともに、生活保護の対象とならない場合であっても、他制度による支援等につなげていけるよう、相談・支援体制の充実を支援します。
- 住居・生活に困窮する離職者に対し、生活保護による支援だけでなく、ハローワーク等雇用部門と連携し、生活・就労等についての支援を行います。
- 低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等を対象とする生活福祉資金貸付制度について、制度の一層の周知と相談機関等との連携による円滑な貸付を行います。
- 旧軍人軍属・戦傷病者及び戦没者とその遺族等並びに中国残留邦人・未帰還者等に対して、国家補償的観点から各種の援護施策等を実施します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
就労により自立した世帯の割合 (年間)	10.2%		11.4%

- 生活保護を受給している要援護世帯以外の世帯のうち、就労収入増により自立した世帯の割合です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 生活保護費の給付事業 〔担当課〕 地域福祉課	○ 経済的に困窮している人に対して、生活保護法に基づき、最低限度の生活保障とその自立を支援します。
◇ 生活福祉資金貸付事業 〔担当課〕 地域福祉課	○ 低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにします。
◇ 旧軍人及び未帰還者等援護事業 〔担当課〕 高齢者福祉課	○ 旧軍人軍属・戦傷病者及び戦没者とその遺族等並びに中国残留邦人・未帰還者等に対して、国家補償的観点から各種の援護施策や自立支援施策を実施します。

施策 Ⅱ－3－1	医療機能の確保
-------------	---------

目 的

- 医療機関相互の機能分担と連携により、県民が必要かつ良質な医療を受けられるよう医療機能を確保します。

現 状 と 課 題

- 医療提供体制の整備は、県民がそれぞれの地域で安心して生活していくための基盤となるものです。
- 県西部地域や隠岐地域などでは、従来から関係者による検討組織を設け地域の医療機能確保に取り組んでいるところですが、医療従事者の不足など医療を巡る情勢が変化中、今後とも医療提供体制の維持、確保に努めていく必要があります。
- がんは本県の死亡原因の第一位で、総合的な対策が大きな課題となっています。特に、がん医療水準の向上のため、がん医療の専門的な知識及び技能を有する医師、看護師等の育成対策を「島根県がん対策推進計画」に基づき一層充実強化していく必要があります。
- 医療現場に必要な血液製剤を安定的に供給するため、献血者を確保する必要があります。

取 組 の 方 向

- 医師を始めとする医療従事者の確保と並行して、限られた医療資源（人材、設備等）を効率的、効果的に活用できるよう、医療施設間の機能の分担・連携を強化し、適切な医療を提供できる体制を維持、確保します。
- 二次医療圏での医療機能確保を基本としつつ、専門性の高い医療等については、実情に応じて圏域の枠組みを越えた連携を図っていきます。また、特に救急医療や災害医療については、ドクターヘリの運航やITを活用した医療情報ネットワーク整備などにより、必要に応じ県境を越えた広域にわたる医療機関連携を支援します。
- がんの専門的な診療を担う医療スタッフの研修派遣の支援、がん登録の推進など、がん医療水準の向上を図るほか、緩和ケアの推進、がん患者・家族を支える取組み等を総合的に推進します。
- マスコミ、県や市町村の広報を活用するほか、成人式等のイベントを利用して献血を呼びかけます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
①救急病院数	24 病院	24 病院
②地域医療拠点病院数	21 病院	21 病院
③医療情報ネットワーク接続病院数	—	全病院の8割
④院内がん登録実施病院数	10 病院	12 病院

- ① 救急医療を担当する病院数です。厳しい医療環境の中で、現在の救急病院数で確保されている救急医療体制を維持することを目指します。
- ② 無医地区に対する巡回診療や地域の診療所への代診医の派遣など地域医療支援を行う地域医療拠点病院数です。現在の拠点病院数で確保されている地域医療の水準を維持することを目指します。
- ③ 医療情報ネットワークに接続する病院数です。医療機関連携を促進するため全病院の8割の接続を目指します。
- ④ 標準登録項目による院内がん登録を実施し、県内集計に参加している病院数です。より多くの院内がん登録の結果を全県で集計・分析し、がん対策を推進するために、実施病院の増を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<医療機能確保の推進> ◇ 地域医療の確保を支援する事業 ◇ 地域医療再生計画事業 (計画期間：平成25年度まで) [担当課] 医療政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内各地域で適切な医療が提供できるよう、救急医療体制の整備や医療機関の機能充実を推進します。特に、中山間地域を多く抱える県西部地域や離島の医療を充実させるための取組みを進めます。また、医療資源を可能な限り効率的・効果的に活用するため、医療機関の機能分担と連携の強化を進めます。 ○ ドクターヘリの運航により、広域的な救急医療体制を強化します。また、医療機関間を繋ぐ全県医療情報ネットワークを整備し、医療機関の圏域内及び圏域を越えた連携を促進します。
<がん対策の推進> ◇ しまねがん対策強化事業 ◇ 地域医療再生計画事業 (計画期間：平成25年度まで) [担当課] 健康推進課	<ul style="list-style-type: none"> ○ がん診療拠点病院を中心として地域の中核病院等との連携を図り、がん診療提供体制の向上を図るとともに、がん患者団体等への支援を行います。また、緩和ケアを総合的に推進するための体制を整備します。 ○ がん医療の向上と均てん化を図り、県内各圏域で適切な医療が提供できるよう、がん医療従事者の育成支援等に取り組めます。
◇ 精神医療提供事業 [担当課] 障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神科救急医療体制の整備や適切な精神医療の提供を行います。
◇ 血液対策事業 [担当課] 薬事衛生課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要とされる血液が献血で確保できるよう啓発に努めるとともに、献血推進協議会の場で決定された事業を実行します。

施策 Ⅱ－3－2	県立病院における良質な医療提供
-------------	-----------------

目 的

- 県内全域を対象とする県の基幹的病院として実施すべき救急医療や高度・特殊・専門医療、地域医療支援機能等を充実して、県民に安全安心で良質な医療を提供します。

現 状 と 課 題

- 県内全域をエリアとする県立病院として、救急医療や高度・特殊医療を担い、急性期段階で短期集中医療を提供する「中央病院」と、精神医療を専門とする「こころの医療センター」を運営しています。
- 医療の高度化や医療ニーズが多様化する中、救急医療や高度・特殊・専門医療、児童思春期医療などの専門医療を適正に提供するために、医療従事者の確保や診療体制を充実していく必要があります。
- 医師・看護師不足が深刻化する中、県立病院として良質な医療の提供に必要な医師、看護師等の医療従事者の確保が大きな課題となっているほか、地域医療への支援並びに地域医療機関との適切な役割分担による連携の強化が一層求められています。

取 組 の 方 向

- 中央病院では、急性期病院としての機能特化を進め、救命救急機能の維持・充実、周産期・新生児医療の体制・機能の強化及びがん治療・緩和ケア機能の充実・強化等に取り組めます。
- こころの医療センターでは、児童思春期医療や早期退院支援の充実等による精神医療の充実に取り組めます。
- 関係機関と連携しながら医療機能の充実に必要な医療従事者の確保・育成に取り組めます。
- 地域医療への支援として、研修の充実や代診医の派遣要請に必要な対応が図れるよう取り組めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	➡	平成27年度
①平均在院日数（中央病院） （年間）	15.5日 (H22)		16.0日未満
②退院率（3ヶ月以内）（こころの医療センター） （年間）	70.4% (H22)	70%以上	

- ①県立中央病院は、急性期病院としての役割を果たしており、引き続き必要かつ十分な医療を提供することで、平均在院日数の現行水準維持を目指します。
- ②こころの医療センターは、精神専門の医療機関として患者さんに適切な医療を提供し、できるだけ早く地域社会へ復帰させることを目標としているため、3ヶ月以内の退院を目指します。
- 平成27年度の目標値は、島根県病院事業中期計画2011に掲げている平成26年度の目標数値を継続するものとして設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 中央病院による救命救急医療の実施 〔担当課〕 県立病院課	○ 県下全域を対象とした三次救急機能を担う救命救急センターとして、24 時間体制で適切な救命救急医療を実施します。
◇ 地域がん診療連携拠点病院としての医療の実施（中央病院） 〔担当課〕 県立病院課	○ 専門スタッフの確保・育成や高精度の治療機器の充実などによる専門的医療の実施、緩和ケア体制の強化及び地域医療機関との診療連携などにより、がん治療に対する取組みの充実を図ります。
◇ 総合周産期母子医療センターとしての医療の実施（中央病院） 〔担当課〕 県立病院課	○ 医療体制の強化を図り、ハイリスク妊産婦及びハイリスク新生児への対応などを行います。
◇ 中央病院による地域医療への支援 〔担当課〕 県立病院課	○ 地域医療拠点病院として、代診医派遣制度などによる地域医療支援及び遠隔画像診断・病理診断システムによる診断支援を実施します。また、教育・研修機関としての役割を担います。
◇ こころの医療センターによる児童思春期医療の実施 〔担当課〕 県立病院課	○ 児童思春期における複雑化、多様化する病態に対し、児童思春期病棟や専門外来等を活かし、児童思春期における適切な精神医療及び適切なケアを実施します。
◇ こころの医療センターによる精神科救急医療の実施 〔担当課〕 県立病院課	○ 精神科救急医療の県内における基幹的病院として、精神科救急医療の実施と重篤な患者の受け入れを実施します。また、入院患者への適切な治療及びケアの実施による早期退院支援を行います。

施策 Ⅱ－3－3	医療従事者の養成・確保
-------------	-------------

目 的

- 適切な医療を提供するためには、医師、看護職員をはじめとした医療従事者の確保が最も重要であり、優れた医療従事者の養成・確保に努めます。

現 状 と 課 題

- 医師については、離島や中山間地域において無医地区があるだけでなく、国立大学の法人化や医師の初期臨床研修の必修化などの影響を受け、圏域の医療を支えている地域医療拠点病院などの中核的な病院においてさえ、医師不足が顕在化しています。特に、産科、外科、麻酔科などの専門診療科の医師不足が深刻となっており、地域の医療を継続的、安定的に確保することが困難となっています。
- 県の女性医師の割合は平成 22 年で 17% ですが、新たに医師となる人材のうち約 3 割が女性であるため、今後女性医師の割合が増加していくことが予想されています。そのため、職場内に保育所を設置するなど、看護職員も含め、女性の医療従事者が働きやすい就業環境の整備が重要となっています。
- 看護職員については、診療報酬改定に伴う看護職員配置基準の見直し、休業・休暇制度等の勤務環境改善に対応するための体制整備などの需要の高まりにより、供給は増加しているものの、それを上回る需要があり、その対策が重要となっています。

取 組 の 方 向

- 医師については、無料職業紹介所（通称「赤ひげバンク」）を活用した「現役の医師の確保」、奨学金制度などを中心とした「将来の医師の養成」、「地域で勤務する医師の支援」対策の三つの柱で取組みを行います。とりわけ、奨学金貸与医師や地域枠入学医師などが、確実に県内に定着することが必要であり、県では「しまね地域医療支援センター」を設置し、地域医療を志す医師が県内に軸足を置きながら専門医等の資格が取得できるようキャリアアップを支援していきます。
- また、女性医師の支援のため、代診医制度を活用した子育て支援や再就業支援などの取組みも行います。
- 看護職員については、県内養成機関を卒業した看護職員の県内就業率が近年上昇していますが、引き続き、県内高校生の県内養成機関への進学を促進するとともに、看護学生修学資金などにより県内就業を促進します。また、就業後の定着に向けて、職場環境の改善などにより離職防止を図るとともに、就業支援講習会の開催などにより再就業を支援します。さらに、県外へ向けても、これらの取り組みを積極的に情報発信していきます。
- 医師をはじめとした医療従事者不足は全国的な課題であり、国に対して抜本的な対策を要望していきます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	➡	平成27年度
①しまね地域医療支援センターへの医師登録者数	53人		140人
②県内養成機関を卒業した看護職員の県内就業率	68.1%		70%

- ① しまね地域医療支援センターでは、島根大学医学部地域枠入学者や県の奨学金貸与者など地域医療を志す医師に登録をしてもらい、島根大学や地域の医療機関、場合によっては県外の医療機関も含めてローテーションし、専門医等の資格取得ができるように支援を行います。このような支援により、登録した医師の中から、一人でも多くの医師が地域の医療機関で勤務してもらうようにしていきます。
- ② 県内の養成機関を卒業した看護職員が県内で就業した割合です。県内就業率を上げることを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<医師確保対策の推進> ◇ 地域医療を支える医師確保養成対策事業 ◇ 地域医療再生計画事業 (計画期間：平成25年度まで) [担当課] 医療政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な広報媒体を活用した情報発信・収集を行い、全国各地に足を運び医師と面談し、県内で勤務いただける即戦力となる医師を県外から招へいします。 ○ 奨学金制度を活用し、地域の医療を担う医師を着実に養成します。また、島根大学や臨床研修病院と連携するとともに、「しまね地域医療支援センター」を活用し、医学生・研修医の県内定着を促進します。 ○ 医師の事務作業補助者の雇用経費支援や地域医療を守るための地域の取組みへの支援などを行うとともに、代診医制度なども活用し、勤務医師の業務の負担軽減を図ります。
<看護職員確保対策の推進> ◇ 看護師等確保対策事業 ◇ 地域医療再生計画事業 (計画期間：平成25年度まで) [担当課] 医療政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の養成機関や病院に関する情報発信を行うとともに、看護学生修学資金の貸与等により県内進学・県内就業を促進します。 ○ 看護学生修学資金特別資金等により、県外の看護学生や看護職員のU・Iターンを促進するとともに、助産師を目指す看護学生の県内就業を促進します。 ○ 病院内保育所の設置、メンタルヘルス対策、新人看護職員研修等への支援や再就業支援講習の実施等により、離職防止・再就業を促進します。

施策 Ⅱ－４－１	子育て環境の充実
-------------	----------

目 的

- 子育て支援サービスの充実や仕事と家庭の両立ができる環境の整備などを行い、子どもを安心して生み育てることができるようにします。

現 状 と 課 題

- 核家族化や地域の連帯感の希薄化が進む中で、子育ての負担感、不安感が増しており、子育てを地域全体で応援する環境づくりや子育て家庭への支援サービスの充実が必要です。
- 本県では全国に比べて共働きの割合は高い一方で、仕事と家庭の両立支援の取組みはまだ十分とは言えません。男女とも育児休業が取得しやすく、子育てに対応した柔軟な働き方ができるなど、仕事も家庭も大事にしながら働き続けることができる環境が求められています。
- 市部を中心に保育所待機児童が解消されない状況が続いています。また、延長保育や一時保育など、働き方の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。
- 未婚・晩婚化が年々進んでおり、また理想の子ども数より実際の子ども数が少ないなど、結婚して子どもを生み育てたいと願う人の希望が実現していない状況にあります。

取 組 の 方 向

- 子育てを社会全体で応援する地域づくりに向けた啓発を進めるとともに、行政と、企業・NPO等の民間団体が連携して、子育て・子育てをみんなで支える地域づくりを進めます。
- 事業主に対する啓発や職場の意識改革を進めるとともに、従業員の子育て支援に取り組もうとする企業を支援するなど、働きながら安心して子育てができる職場環境づくりを進めます。
- 子どもの健全な心身の発達が図れるよう、長期的な保育ニーズの見込みに留意しつつ、待機児童の解消や保育サービスの充実などに向けた市町村の取組みを支援するとともに、保育所、子育て支援センター、放課後児童クラブなどの適正な運営の確保に努めます。
- 結婚して子どもを生み育てたいと願う人が、その希望を実現できるよう、応援する環境づくりを進めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
①こころ事業の協賛店舗数 (累計)	1,997 店舗 (H22)	→	2,500 店舗
②従業員の子育て支援に積極的に取り組む企業数 (累計)	169 社 (H22)		250 社
③保育所入所児童数 (累計)	22,018 人 (H22)		23,500 人

- ① しまね子育て応援パスポート（こっころ）事業で、店頭でパスポートを提示するとサービス提供を行なう、こっころ協賛店の登録数です。パスポートを取得する子育て世帯を地域みんなで支える気運を高めるため、市町村・商工会等とも連携し、登録店舗数が増えることを目指します。
- ② しまね子育て応援企業認定制度（こっころカンパニー）の認定企業数です。労働局・市町村・商工会等とも連携して、入札加点のメリットのある建設業以外の業種の企業にも積極的に働きかけ、認定企業 250 社以上の認定を目指します。
- ③ 保育所の入所児童数です。年々増加している保育需要に対応し、保育所入所児童数が増加することを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 乳幼児の育児支援事業 〔担当課〕 青少年家庭課	○ 保育所における多様な保育サービスの提供や、子育て支援センターなどにおける子育て相談、子育てに関する情報提供などを推進し、子育てに対する不安や負担の軽減、仕事と家庭の両立支援を図ります。
◇ 地域児童育成事業 〔担当課〕 青少年家庭課	○ 児童に健全な遊びや生活の場を与えるため、放課後児童クラブで取り組まれている活動を支援することにより、児童の健全な育成、共働き家庭等の子育てを支援します。
◇ みんなで子育て応援事業（こっころ事業） 〔担当課〕 青少年家庭課	○ 県・市町村の共同事業で、子育て家庭に交付したパスポート（こっころ）を協賛店に提示すると、子育て応援サービスが受けられる「しまね子育て応援パスポート事業」やその関連事業を実施し、子育てを社会全体で応援する気運を醸成します。
◇ 仕事と家庭の両立支援事業 〔担当課〕 青少年家庭課	○ 労働者が働きながら安心して子育てできるよう、仕事と家庭の両立についての気運醸成を図るとともに、子育て支援に取り組む企業を「こっころカンパニー」に認定し広く広報するなど、仕事と家庭の両立を支援する企業を育成します。
◇ 縁結び応援事業 〔担当課〕 青少年家庭課	○ 少子化の要因である未婚化・晩婚化に対応するため、独身男女の縁結びを応援するボランティア（はっぴいこーでいねーたー）を登録し、出会いのきっかけづくりを促進します。また、出会いの場を提供する市町村の取り組みを支援します。

施策 Ⅱ－４－２	子育て福祉の充実
-------------	----------

目 的

- 虐待を受けているなど保護が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、子どもたちの権利を守り、社会への自立に向けた支援を進めるとともに、母子家庭等の生活・経済面での自立支援を進めます。

現 状 と 課 題

- 県内の児童虐待の相談件数は、ここ数年減少傾向にありますが、児童虐待防止法が施行になった平成12年当時と比べると倍増しており、依然として高止まりの状態にあるといえます。
- 児童虐待の早期発見・早期対応の充実を図るための対策が進められており、児童相談所及び市町村における相談支援機能の充実と連携の強化が求められています。
- 里親への委託や児童福祉施設へ入所する子どもの中には、被虐待児や発達障がい児など手厚い支援を要する子どもが増加しています。より家庭的な環境の中での養育や専門的ケア、きめ細やかな援助による家庭復帰や自立に向けた支援の充実が必要となっています。
- 本県の離婚件数は、近年増加傾向が続いており、引き続き、就業、住居、養育など様々な面で困難を抱える母子家庭等の自立を支援することが課題となっています。
- 母子家庭等に対しては、子育てと生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援などを含む総合的な対策を国や市町村と連携して展開する必要があります。

取 組 の 方 向

- 児童虐待など複雑・困難なケースに適切に対応できるよう、児童相談所の専門的機能の充実・強化を図るとともに、身近な相談窓口となる市町村の相談支援機能が充実するよう支援します。
- 社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設の小規模化や里親委託などを推進します。
- 母子家庭等の自立を進めるため、就業支援、生活支援、母子相談等のサービスを一体的に提供できるよう市町村に対し働きかけるとともに、関係者、関係機関との連携強化を図り、個々のニーズに応じた自立を支援します。

成 果 参 考 指 標 と 目 標 値

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
①里親登録数（累計）	75 世帯 (H22)	→	90 世帯
②就業支援により就職に結びついた母子世帯等の割合（年間）	78.6% (H22)		80.0%

- ① 里親登録をしている世帯数です。社会的養護に必要な児童を可能な限り家庭的な環境で養育するため、里親登録数の拡大を目指します。
- ② 県、市町村の就業支援制度を利用して、相談から就職に結びついた母子世帯等の割合です。厳しい雇用情勢の中、現状維持を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 子どもと家庭相談体制整備事業 〔担当課〕 青少年家庭課	○ 医師や弁護士との連携等による児童相談所の専門的機能の充実、市町村との連携の強化、児童委員及び電話相談を実施する団体への支援、子育て家庭への啓発等を行い、児童虐待を早期に発見し、対応できる相談支援体制の整備を進めます。
◇ 児童自立支援事業 〔担当課〕 青少年家庭課	○ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設など児童福祉施設に入所した児童及び里親に委託された児童を家庭的な環境で養育するための支援を行い、児童の家庭生活への復帰や社会への自立を促進します。
◇ 母子家庭等自立支援事業 〔担当課〕 青少年家庭課	○ 様々な課題・困難を抱えている母子家庭等の自立や生活の安定・向上を図るため、自立支援プログラム策定など市町村等関係機関と連携し、よりきめ細やかな各種支援を行います。

施策 Ⅱ－４－３	母子保健の推進
-------------	---------

目 的

- 全ての親と子が健やかに暮らせるよう、妊娠、出産期や小児・思春期を通じた親と子の心と体の健康の保持増進を目指します。

現 状 と 課 題

- 母子保健は生まれてくる子どもの生涯を通じた健康の出発点であり、次の世代を健やかに育てるための大切な基盤です。家庭と地域が一体となって親と子の健康と安全の確保に取り組んでいく必要があります。
- 本県の周産期死亡率や乳児死亡率及び幼児死亡率は減少傾向にあります。しかし、低出生体重児の出生割合は増加傾向にあり、喫煙対策及び働く妊婦支援等、妊婦をとりまく環境づくりが重要です。また、産後うつなど母親の心の健康支援も課題であり、関係機関が連携した妊産婦の支援策の充実が必要です。
- 産科・小児科医師の減少及び地域偏在が解消されない状況において、安全・安心なお産ができる環境の維持を図るため、周産期医療機関の効果的な機能分担とネットワークの強化及び助産師の活用による医師との職種間連携が必要です。
- 少子化、核家族化などにより家庭の子育て機能の低下が指摘される一方、子どもの生活環境も大きく変化しており、親の育児不安、児童虐待の増加、発達障がいなど特別な支援が必要な子どもの増加、遅寝・朝食欠食など生活習慣の乱れなどが問題となっています。
- また、心身のアンバランスが発生しやすい思春期にある子どもたちに、心の健康や性と生の教育の実施など思春期保健対策を進めていくことが必要です。

取 組 の 方 向

- 低出生体重児の要因とされている妊娠中の喫煙、偏った食生活、極端な体重増加制限などの改善に向け、思春期からの取り組みを推進します。
- 県内どこに住んでいても安全で安心なお産ができるよう周産期医療ネットワークの充実及び医師と助産師の協働による助産師外来等の開設を推進します。
- 関係機関が連携して、妊娠期や産後早期から母親の心の健康支援や母乳育児の支援など安心して子育てができる環境づくりをすすめます。
- 長期療養を必要とする子どもの在宅療養支援や発達障がい児の早期支援など特に支援の必要な子どもや家庭への対応を推進します。
- 食育を推進し、小児期からの生活習慣病予防の環境づくりをすすめます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
①低出生体重児の出生割合 (年間)	10.7% (H22)	10.7%以下
②出生後4か月児の母乳育児の割合(年間)	63.7% (H22)	68.5%

- ① 低出生体重児とは出生体重が2,500g未満の出生児です。
平成20年度から低出生体重児予防のため超早産予防対策を実施している岩手県の平成22年の数値を参考に本県の目標を設定。
- ② 母乳育児は栄養面のみならず、母子の愛着形成等精神面にも良い影響を及ぼすことから、妊娠中からの啓発や出産直後の支援など関係者が連携して支援を充実します。
目標数値は過去5年間の伸び率を参考に設定。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ お産あんしんネットワーク事業 〔担当課〕健康推進課	○ 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めるため、妊産婦や新生児に対し必要な高度専門的医療が迅速かつ効果的に提供できる周産期医療機関の機能分担と連携の強化を図ります。
◇ 親と子の医療費助成事業 〔担当課〕健康推進課	○ 未熟児や乳幼児、身体障害児、結核児童等が、早期に適切な医療を受けて健全に育つことができるよう、医療費等への助成を行い、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進します。
◇ 母と子の健康支援事業 〔担当課〕健康推進課	○ 未熟児や長期療養児等ハイリスク児の在宅療養を推進するため、地域関係者等とのネットワークを強化します。また、母子保健関係者の資質の向上を目指します。
◇ 女性の健康支援事業 〔担当課〕健康推進課	○ 女性の思春期における性や不妊に関する専門相談や健康教育を行うことにより、健康の自己管理や自己決定を支援する体制づくりを進めます。

施策 Ⅱ－5－1	道路網の整備と維持管理
-------------	-------------

目 的

- 効率的・計画的に道路の整備や維持管理を行い、県民が通勤、通学、買い物、医療、福祉等の日常生活や産業活動を円滑に行えるようにします。

現 状 と 課 題

- 県内の国・県道の2車線改良率は65%で全国から20年遅れの整備水準です。人々の日常の行動圏域が拡大するなか、通勤、通学、買い物、医療、福祉などの日常的な活動を支える道路や緊急車両が迅速に往来できる道路、災害時に住民が安全に避難できる道路の整備を着実に進める必要があります。
- 特に地震災害時において、避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路や県内各地とインターチェンジを連絡する道路、広域市町村圏中心都市へ連絡する道路については、重点的、計画的に整備を進める必要があります。
- 現在、県が管理する国道、県道の総延長は約3,090 km、橋梁は約2,600橋あり、交通荷重の増大や経年劣化により舗装や橋梁の老朽化が進行しています。安全を確保するためには、計画的で、適正な管理が必要です。

取 組 の 方 向

- 県内の一般国道や幹線になる県道等については、重点的に整備します。
- 幹線につながる生活に密着した県道については、優先整備区間を設定し、地域実情に応じて1.5車線的改良を導入するなど、創意工夫とコスト縮減を図りながら効率的に整備します。
- 島根県道づくり調整会議等を活用して、国県道、市町村道、農林道、漁港臨港道路等の計画、事業実施及び利用に関する緊密な連携を図り、計画的、効率的、かつ総合的な道路網の整備を進めます。
- 都市の骨格道路、まちづくりと連携した道路の整備を優先し、効率的、効果的な事業展開を図ります。
- 橋梁については最適な対策を選択することにより、長寿命化と総コストの縮減を図ります。
- 県管理道路の路面状況を適正に保ち、安全で快適な走行を確保します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
①広域市町村圏中心地への30分アクセス圏域（人口比）	80.9%	81.4%
②道路改良率	65%	67%
③緊急輸送道路の改良率	88%	89%
④良好な路面状態の確保率	92%	92%

- ① 広域市町村圏中心地へ30分以内に行ける地域の人口の割合です。平成27年度末までに完成予定の区間を考慮して目標値を設定しました。
- ② 国県道のうち改良済み（車道幅員5.5m以上）延長の総道路延長に対する割合です。平成27年度末までに完成予定の区間を考慮した改良済み延長から目標値を設定しました。
- ③ 県管理の緊急輸送道路（第1次～第3次）の改良済み（車道幅員5.5m以上）延長の割合です。平成27年度末までに完成予定の区間を考慮した改良済み延長から目標値を設定しました。
- ④ 安全な走行を確保できるMCI3.5以上の道路延長の総道路延長に対する割合です。MCIは道路舗装面のひび割れ、わだち掘れ等の状況を表す数値で、3.5を下回ると安全で快適な走行を阻害することになります。3.5以上を満足する道路延長の割合を現行水準程度で維持することを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<幹線道路整備事業> ◇ 地域振興プロジェクト支援のための幹線道路の整備 ◇ 市町村合併支援のための幹線道路の整備 ◇ 渋滞を解消するための幹線道路の整備 ◇ 地域間交流の強化・拡大のための幹線道路の整備 [担当課] 道路建設課	○ 県民の日常生活や産業経済活動を支え、地域間交流を促進するために、地域の中心部と周辺市町村を結ぶ路線や隣接市町村間を結ぶ一般国道や幹線となる県道を整備します。
◇ 街路整備事業 [担当課] 都市計画課	○ 市街地の渋滞緩和を図り、地域間交流の促進や都市環境の改善を図るために、都市の骨格道路を整備します。
◇ 広域営農団地農道整備事業 [担当課] 農地整備課	○ 国道や幹線となる県道との連携が図られた広域農道を整備することにより、農産物輸送等の効率化を図ります。
◇ 広域ネットワークの形成に資する漁港臨港道路整備事業 [担当課] 漁港漁場整備課	○ 漁業活動が安全で効率的に行えるようにするとともに漁村に生活する住民の利便性を高めます。
<身近な生活道路整備事業> ◇ 市町村合併支援のための生活道路の整備 ◇ 地域振興プロジェクト支援のための生活道路の整備 ◇ 地域間交流の強化・拡大のための生活道路の整備 [担当課] 道路建設課	○ 通勤・通学や買い物、通院など日常生活の利便性向上等のために、国道や幹線となる県道につながる身近な県道を整備します。
◇ 道路維持管理充実事業 [担当課] 道路維持課	○ 道路を安全で快適に利用できるように、道路の災害復旧、道路路面や道路付属施設等の維持修繕を行います。

施策 Ⅱ－５－２	地域生活交通の確保
-------------	-----------

目 的

- 県民が通学、通院、買い物等の日常生活を円滑に送ることができるよう、鉄道、バス、離島航路等の公共交通機関の運行を維持するとともに、地域が担う多様な輸送サービスの普及により、地域生活交通を確保します。

現 状 と 課 題

- 鉄道、バス、離島航路等の公共交通機関の利用者は年々減少し、交通事業者の経営状況の悪化と、路線の縮小や減便が続いています。このため、通学、通院、買い物等の日常生活に必要な地域生活交通を確保するため、鉄道・バス路線、離島航路の維持に対する支援が必要です。
- 特に、隠岐諸島については、本土との旅客及び貨物輸送の円滑化、就航率の向上に加え、大規模災害時に避難・救助活動、物資輸送の拠点としての役割を果たすことができるよう、港湾施設の整備が求められています。また、高速船の更新への対応や本土の鉄道等の運賃と比べて割高な航路運賃の引下げが求められています。
- 公共交通がない一部の地域では、自治会等による住民の移送サービスの実施や検討が始まっており、今後、このような地域住民主体の取組みがますます重要となります。

取 組 の 方 向

- 交通事業者が効率的運行を図るための支援を行うことにより、生活路線を維持・確保します。バスについては、複数市町村にまたがる広域的な路線や、通学に利用されている路線を重点的に支援します。一畑電車については、安全性確保やサービス向上に対する設備投資を支援します。離島航路は、次期超高速船のジェットフォイル導入のため地元町村への財政支援を行います。
- 沿線住民の利用促進に一層取り組むことに加え、観光客やビジネス客等外部からの利用を拡大します。
- 交通事業者間の連携による接続の改善や利用者の意見を反映した使いやすいダイヤ編成への働きかけ、離島航路運賃の引下げに向けた国への働きかけ等の取組みにより、利便性を高めます。
- 離島航路に必要な港湾について、岸壁や旅客施設、物揚場等の整備を行います。
- 公共交通がない地域においては、市町村や自治会等による住民移送サービス等の取組みを支援することで、地域の移動手段を確保します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
①生活バスの年間利用者数	443 万人	443 万人
②一畑電車の年間利用者数	140 万人	140 万人
③隠岐航路の年間利用者数	44 万人	44 万人
④離島航路の岸壁整備率	65%	100%

- ①②③ 生活バスは、県が運行費を補助しているバス路線です。現状の利用者数を維持することを
目指して、それぞれの目標値を設定しました。
- ④ 整備中の離島航路寄港地（七類港・西郷港・別府港）の計画延長に対する実施済み延長の割合
です。今後の整備見通しを基に目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ JR 利用促進事業 〔担当課〕 交通対策課	○ 山陰本線及び地方ローカル線の運行水準の維持はもとより、今後の維持、存続が危惧される路線の活性化のため、利用促進団体が行う事業に対して支援を行います。
◇ バス路線運行維持事業 〔担当課〕 交通対策課	○ 生活交通バス路線を維持し、利用しやすいダイヤと便数を確保するため、運行の維持に必要な経費を補助する等の支援を行います。
◇ 一畑電車運行維持事業 〔担当課〕 交通対策課	○ 一畑電車の運行を維持するため、線路・電路・車両の施設整備や維持修繕などの経費を支援するとともに、沿線自治体と利用促進事業に取り組みます。
◇ 隠岐航路運航維持事業 〔担当課〕 交通対策課	○ 隠岐本土間の航路を維持し、利用しやすいダイヤや本数など利便性を確保するため、関係者の協議を行い、運航維持に必要な経費の助成を行います。
◇ 島前内航船運航維持事業 〔担当課〕 交通対策課	○ 島前内航船航路を維持し、利用しやすいダイヤや本数など利便性を確保するため、関係者の協議を行い、運航維持に必要な経費の助成を行います。
◇ 新幹線等の整備促進事業 〔担当課〕 交通対策課	○ 県内と大都市圏を短時間で往来できるようにするため、在来線と新幹線との直通運転が可能なフリーゲージトレインについて関係団体の要望活動、地元気運醸成活動を支援し、導入実現を目指します。
◇ 離島航路整備事業 〔担当課〕 港湾空港課	○ 西郷港、七類港など隠岐航路に係る人や物の流れの拠点になる港について、大規模災害発生時の避難、救助活動、物資輸送に対応できる耐震構造の岸壁の整備、利便性向上のための臨港道路の整備などを行います。

施策 Ⅱ－5－3	地域情報化の推進
-------------	----------

目 的

- 県内ほぼ全域において整った超高速インターネット環境等の利活用を進めることによって、県民生活や産業活動における利便性の向上や、過疎化・高齢化が進んだ地域の医療、福祉、買い物等日常生活を支える機能の維持・確保を図ります。

現 状 と 課 題

- 光ファイバ等による超高速通信環境は、西ノ島町等の計画中の地域を含め県内の94.1%の世帯をカバーし、全国と比較しても、ほぼ遜色ないレベルまで整備が進みました。
- 一方、インターネット利用率は、全国平均の78.2%を下回る72.5%、とりわけ超高速通信サービスの利用率は24.8%（全国平均39.0%）に留まっており、情報通信基盤の整備の進捗状況に比べて、利活用の向上への取組が立ち遅れている状況です。
- 平成23年7月に地上デジタル放送へ完全移行しましたが、大きな混乱は生じませんでした。また、携帯電話の世帯カバー率は99.4%に達しています。これらを活用したサービスの提供も期待されています。

取 組 の 方 向

- 医療分野においては、医療機関連携を強化し、効果的かつ効率的な医療提供を図るため、全県医療ネットワークの整備を進めます。
- 福祉・生活分野においては、市町村によるテレビ電話等を用いた高齢者の見守りや買い物支援に関する取組の拡大を図ります。
- 行政手続、行政情報分野においては、手続の簡素化やインセンティブ付与等を通じて、行政手続の電子化を推進します。また、携帯電話、テレビのデジタル放送、ツイッター等ソーシャルメディアの利用等、行政情報の電子的提供の拡大を図ります。
- 教育分野においては、各学校に共通の校務システムの導入を検討する市町村を支援するなど校務の情報化を推進するとともに、授業におけるICT（情報通信技術）の活用を図ります。
- 産業分野においては、特に中小企業に対するICTの利活用に関するコンサルタント機能の充実を図ります。
- 公民館等の住民に身近な場所で、県民のICT利活用能力の向上を図るほか、情報セキュリティや情報モラルの普及に努めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
超高速通信サービス利用率	24.8% (H22)	→	50%

- 総世帯数のうち、FTTH（光ファイバ）アクセスサービスの契約世帯数の占める割合です。これまでの実績を基に、年5%程度増加することを目指して目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>◇ ICT利活用促進事業 〔担当課〕 情報政策課</p>	<p>○ 県民のICT利活用の促進並びにICT利活用能力の向上を図るため、住民に身近な場所で相談・指導事業を行うICTリーダーや民間企業、NPOなどを支援し、地域において住民主体で自学自習できる仕組みを整備します。</p> <p>○ 県民がICTを安全・安心に利活用することができるよう、学校教育現場や地域における学習活動において、情報セキュリティや情報モラルに関する教育・学習の充実に取り組むとともに、トラブル事例集を集約し、県民向けの周知・意識啓発を強化します。</p>
<p>◇ 電子県庁の推進 〔担当課〕 情報政策課</p>	<p>○ 県民の利便性の向上、行政の簡素効率化・透明性の向上に資するため、インターネット上に県の「電子的な総合的窓口」を開設し、ITを活用した行政運営を行います。</p>
<p>◇ 統合型地理情報システム整備事業 〔担当課〕 用地対策課</p>	<p>○ 地理情報を利用する業務の効率化や施策の企画立案支援に資するとともに、県民・市町村へ積極的な情報発信を行うため、統合型地理情報システム（GIS）の活用を図ります。</p>

施策 Ⅱ－5－4	都市・農山漁村空間の保全・整備
-------------	-----------------

目 的

- 適切な土地利用や計画的な市街地の整備を行うとともに、美しい自然や伝統文化など豊かな地域資源を活かした特色ある農山漁村空間づくりを進めます。

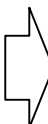
現 状 と 課 題

- 中心市街地の空洞化等に対し、適切な規制や計画的な土地利用のもと、多くの人が安心して暮らせるコンパクトな都市構造を実現するとともに、街路・公園の整備、電線類の地中化などを推進する必要があります。
- 長期未着手の都市計画道路の大部分は、高度成長期に計画され、時代に適合しなくなったものが数多く存在することから、都市計画の見直しが必要となっています。
- 農山漁村では、過疎化・高齢化により農林地をはじめとする資源管理体制が弱体化するとともに、存続が危ぶまれる集落が生じています。
- 国民の価値観が多様化する中で、森林を癒しの空間として考える森林セラピーや二地域居住など新たなニーズもあります。
- 中山間地域では、クマやサル、イノシシなどの野生動物が出没し、農作物だけではなく、人へ被害を加えるなど地域住民の生活を脅かしています。

取 組 の 方 向

- コンパクトな都市構造を実現するため、土地利用規制の適切な運用を図るとともに、長期未着手の都市計画道路の見直しを行い、選択と集中による計画的な市街地整備により、地域の魅力を活かした暮らしやすいまちづくりを促進します。
- 市街地における良好な町並みの景観を形成するとともに、災害時の緊急物資輸送と救助活動のための道路空間を確保するため、電線類の地中化などを推進します。
- 生活空間としての農山漁村の質の向上を進めるとともに、美しい景観や癒しの空間など農山漁村が持つ多面的機能を維持・保全します。
- 都市と農山漁村の交流を推進するために、情報発信力の強化を図るとともに、交流・体験施設等の整備を進めます。
- 農山漁村滞在や二地域居住など都市住民のニーズに応える体制を整備するとともに、必要な施設の整備を進めます。
- 有害鳥獣による被害を防止するため、組織的・広域的な体制の構築と被害防止施設等の整備を推進するとともに有害鳥獣対策への県民理解を促進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
①長期未着手都市計画道路の見直し区域（累計）	7 区域		18 区域
②電線類地中化等整備率	84%		91%
③鳥獣対策集落協議会設置数（累計）	17 組織		30 組織

- ① 長期未着手都市計画道路を見直した都市計画区域数を指標とし、平成 27 年度までに県下 18 都市計画区域のうち全ての区域で見直しを終えるよう目標値を設定しました。
※長期未着手道路とは、計画後 30 年以上未着手の都市計画道路です。
- ② 電線類地中化等について、電線管理者が合意している整備延長に対する整備済み総延長の比率です。これまでの整備実績と、今後の整備予定を考慮して目標値を設定しました。
- ③ 有害鳥獣被害対策のために設置される集落協議会の数です。各地域において、被害を及ぼす鳥獣の生息状況や、その被害状況から目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 国土利用計画策定事業 〔担当課〕 用地対策課	○ 総合的かつ計画的な土地利用を図るため、島根県国土利用計画を活用するとともに、市町村国土利用計画の改定を支援します。
◇ 地籍調査事業 〔担当課〕 用地対策課	○ 市町村が実施する地籍調査事業（まちづくりの基礎資料の作成や土地取引の円滑化等のため、一筆毎の土地について、所有者や面積、地目、境界などの調査を行い、その結果を現地復元が可能な地図やデータとして記録保存します）が円滑に行われるよう支援します。
◇ 都市の一体的な整備・開発及び保全計画の策定事業 〔担当課〕 都市計画課	○ 都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域の指定や各種都市計画の決定、変更を行います。
<市街地整備事業> ◇ 市街地開発事業 〔担当課〕 都市計画課	○ 道路、公園等の公共施設の整備、改善と宅地の利用の増進を総合的・一体的に進めることにより、新たな土地利用に対応した健全な市街地を整備します。
◇ 地域の特性を活かした個性のあるまちづくりの支援 〔担当課〕 都市計画課	○ 地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を推進し地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ります。
◇ 都市公園整備事業 〔担当課〕 都市計画課	○ 県民ニーズに対応したサービス（県民の余暇活動拠点、都市防災拠点、地域振興拠点等）を提供できる都市公園整備を実施し、県民の健康を増進します。
◇ 快適な都市空間創出のための電線類地中化事業 〔担当課〕 道路維持課	○ 良好な町並み景観の形成と安全性、快適性を確保するために、道路管理者と電線管理者が連携して、市街地等において電線類地中化等による無電柱化を推進します。
◇ 農村地域の定住条件の整備事業 〔担当課〕 農村整備課	○ 中山間地域において、生産基盤の整備と併せて、農村地域の生活基盤や地域の特色を活かした都市住民との交流基盤を総合的に整備します。
◇ 野生鳥獣被害対策事業 〔担当課〕 森林整備課	○ 集落ぐるみでの鳥獣被害対策の取組を進めるため、研修会などによる関係者の理解促進、狩猟免許所持者の確保対策、侵入防止柵など被害防止施設の設置促進等を図ります。

施策 Ⅱ－5－5	居住環境づくり
-------------	---------

目 的

- 下水道等の污水处理施設の整備や良質な住宅の整備促進、環境の緑化など居住環境を整備し、県民が快適な生活を送れるようにします。

現 状 と 課 題

- 污水处理施設の整備は、快適な居住環境に不可欠ですが、本県の平成 22 年度末の污水处理人口普及率は 72%と全国の 87%と比べ差があり、県内でも東部地区に比べ、西部地区、隠岐地区で遅れています。
- 低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等に対する賃貸住宅の供給を促進する必要があります。
- 高齢者、障がい者等が、快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化の促進が必要です。
- 安全で安心な飲用水を安定的に供給するために、既存施設の耐震化や改修が必要です。

取 組 の 方 向

- 公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水等の污水处理施設整備を市町村と連携しながら計画的、効率的に進めます。
- 公的賃貸住宅等の供給を通して、住宅セーフティネットの構築に取り組みます。
- 住宅のバリアフリー化の促進に取り組みます。
- 安全、安心な水道水を安定して供給するため、既存施設の耐震化や改修を進めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成 23 年度	平成 27 年度
① 污水处理人口普及率（全県）	72% (H22)	77%
	東部地区 87% (H22)	89%
	西部地区 40% (H22)	46%
	隠岐地区 55% (H22)	64%
② 高齢者の居住するバリアフリー化された住宅の戸数（累計）	13,800 戸	17,000 戸

- ① 污水处理施設による処理区域内人口の合計値が総人口に占める割合です。目標値は平成 30 年までの計画を定めた「島根県生活排水処理ビジョン（第 4 次構想）」の目標普及率「概ね 8 割」から設定しました。
- ② 高齢者（65 歳以上の者）の居住する住宅のうち、2ヶ所以上の手すりの設置・屋内段差の解消・車いすで通行可能な廊下幅の全てを満たす住宅の戸数です。平成 32 年度までの計画を定めた「島根県住生活基本計画」から目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 下水道整備基本構想推進事業 〔担当課〕 下水道推進課	○ 県民だれもが快適に暮らせる環境を創出するため、下水道等の汚水処理施設の整備を促進します。
◇ 宍道湖流域下水道整備事業 〔担当課〕 下水道推進課	○ 宍道湖・中海の水質保全と流域における生活環境の改善を図るため、宍道湖流域下水道の施設整備を計画的に行います。
◇ 市町村下水道整備支援事業 〔担当課〕 下水道推進課	○ 市町村下水道の基本計画の策定支援や公共下水道等の施設整備への支援を行い、地域に適した効率的な汚水処理施設の整備を促進します。
◇ 農業集落排水事業 〔担当課〕 農村整備課	○ 農村地域において、農業用水や公共水域の水質保全、農村生活環境の改善を図るため、し尿及び生活雑排水を処理する農業集落排水施設の整備を促進します。
◇ 漁村環境整備事業 〔担当課〕 漁港漁場整備課	○ 下水道や集落道、広場等の整備により漁村の生活環境を快適かつ安全にします。
◇ 県営住宅整備事業 〔担当課〕 建築住宅課	○ 老朽化した住宅性能水準の低い県営住宅の建替・改善を促進することにより、子育て世帯や高齢者世帯等の多様なニーズに対応すると共に、安全で快適な居住環境を整備します。
◇ 住まい情報提供事業 〔担当課〕 建築住宅課	○ インターネット、紙媒体等による情報発信により県民の住まいに関する意識の向上と啓発を図り、良質な住宅整備を促進します。
◇ 人にやさしい建物づくり推進事業 〔担当課〕 建築住宅課	○ 建築物の建築計画における法令等の基準適合審査または指導・助言により、高齢者、身体障害者など身体機能上の制限を受ける人の行動を妨げることのない建築づくりを推進します。
◇ 県営水道用水供給事業 〔担当課〕 企業局施設課	○ 既存の水道用水供給施設の老朽化・耐震化対策を実施します。

施策 Ⅱ－5－6	地域コミュニティの維持・再生
-------------	----------------

目 的

- 行政や地域住民に加えて、NPO や関係団体等の地域内外からの多様な主体の参画により、地域コミュニティの維持・再生に努めます。

現 状 と 課 題

- 県内の中山間地域では、人口減少や高齢化が進み、地域の担い手不足が深刻化し、冠婚葬祭等の日常生活における相互扶助や、農地の維持管理等の共同活動を個々の集落で維持することが難しくなっています。
- 今後こうした地域で、県民が安心して生活していくためには、集落を超えた公民館等の範囲で地域コミュニティの維持・再生に取り組むことが必要です。
- 地域コミュニティの活動には、地域住民だけでなく、NPO や関係団体等の地域内外からの多様な主体が参画することが重要です。
- 都市住民と中山間地域の意義や価値観を共有しながら交流することにより、地域の再生に取り組むなど、総合的に施策を展開していく必要があります。

取 組 の 方 向

- 中山間地域を中心として、集落を超えた公民館等の範囲で多様な主体が参画し、日常生活における相互扶助や共同活動、高齢者の買い物支援等を行う地域コミュニティの維持・再生に向けた取組を支援します。
- 中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら、農業・農村が有する多面的機能（水源かん養、洪水防止等）を確保する取組を通じて、集落や集落間の連携等による農業生産活動等を支える仕組みづくりを支援します。
- 農業生産や農地維持のみならず生活維持等の機能を有する地域貢献型集落営農組織の新規設立や、担い手不在集落等へのサポート活動、集落内外からの人材育成・確保活動等の集落営農組織の機能強化を促進します。
- 不足する地域運営の担い手を確保するため、地域での人材育成や、地域おこし協力隊（地方自治体が受け入れ、地域協力活動に従事する都市住民）等の地域外からの人材誘致を支援します。
- 都市住民との交流のため、農山漁村民泊や農林業体験等を推進します。
- 農地・水・環境の保全・向上に向けた取組を通じて、都市住民等の協力を得ながら地域を支える仕組みづくりを促進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
①地域コミュニティの再生に取り組む住民自治組織数(累計)	131 組織	→	210 組織
②地域貢献型集落営農組織数(累計)	188 組織		288 組織

- ① 公民館等の範囲で地域課題の解決に取り組み、地域コミュニティの維持・再生を目指す住民自治組織数です。毎年1市町村1組織増加するペースとし、最終的に県内ほぼ全ての中山間地域で取組が行われることを目指して目標値を設定しました。
- ② 地域貢献型集落営農組織とは農業のみならず農村社会維持を目的とした農業外の分野にも取り組む集落営農組織です。これまでの実績や今後の見通しを基に、年間25組織程度増加することを目指して目標値を設定しました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 中山間地域活性化重点施策推進事業 〔担当課〕 しまね暮らし推進課	○ 公民館等の範囲での地域運営の仕組みづくりなど中山間地域活性化計画に掲げる重点施策（重点テーマ）を推進するために市町村が主体的・積極的に実施する事業を支援します。
◇ 中山間地域研究センター事業 〔担当課〕 しまね暮らし推進課	○ 中山間地域専門の総合研究機関である島根県中山間地域研究センターにおいて、中山間地域における現状と課題を把握した上で、今後の施策の発展方向を地域現場での実践を通して研究し、具体的な支援施策の提言や住民への研修、総合的な情報提供を行います。
◇ 農地・水保全管理支払交付金事業 〔担当課〕 農村整備課	○ 農家だけでなく非農家等も含めた地域住民による農地、農業用排水路、農村環境を守っていかこうとする活動を総合的に支援し、地域協働活動の新しい枠組みづくりを促進します。
◇ 中山間地域等直接支払事業 〔担当課〕 農業経営課	○ 農地の適正な管理を通じて、耕作放棄を防止し、多面的機能を確保します。
◇ 地域貢献型集落営農ステップアップ事業 〔担当課〕 農業経営課	○ 農地の維持、経済の維持、生活の維持、人材の維持などに取り組む「地域貢献型集落営農」の新規設立、他集落へのサポート活動、人材育成、広域連携等の機能強化を行い、本県農業の維持・活性化を図ります。

Ⅲ・心豊かなしまね

施策 Ⅲ－1－1	学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実
-------------	-----------------------

目 的

- 基本的な生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもに成長するよう、学校・家庭・地域が連携協力し、一体となった取組を進めます。

現 状 と 課 題

- 学校は、学校へ期待される事柄や業務量の増加により子どもや親と丹念に向き合う十分な時間ができにくい状況です。
- 家庭においては、少子化、核家族化、価値観の多様化、ライフスタイルの変化などから、生活習慣の乱れや規範意識の未熟さが指摘されるなど、教育力の低下が懸念されています。
- 地域は、かつては濃密な人間関係を背景として日常生活の中で地域の子どもの育む力を有していましたが、今やその力が低下しつつあります。
- 学校・家庭・地域が、それぞれの役割と責任を十分自覚しながら連携・協力関係を再構築し、社会総がかりで教育力を充実していく必要があります。

取 組 の 方 向

- ふるさとへの愛着と誇りを持ち、生きる力を養い、心豊かでたくましい子どもを育てるため、自然、歴史、文化、伝統行事、産業など地域の「ひと・もの・こと」から学ぶ「ふるさと教育」を全ての公立小中学校で推進します。
- 地域の大人たちの力を結集して、学校教育を支援する取組を公民館活動と連携しながら推進します。
- 放課後や休日の子どもの居場所づくりを推進し、地域の大人が子どもの教育に積極的に関わる気運を高めるとともに家庭と地域との接点づくりを進めます。
- 社会総がかりで教育力を充実するため、公民館活動に光をあてながら、地域課題の解決に向けて住民自ら主体的に学習や実践活動に取り組む「地域力」の醸成を進めます。
- 学校と家庭、地域との連携を密にしながら、食育の推進や、「早起き、バランスのとれた朝食摂取、適度な運動、十分な睡眠」という健康的な生活リズムの確立に取り組みます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	➡	平成27年度
①ふるさと教育を35時間以上実施している小中学校の割合(年間)	100% (H22)		100%
②朝食を毎日とる児童の割合(年間)	小学生 97.4% (H22)	小学生 100%	

- ① 地域と連携した取組状況を示す指標です。地域の大人たちが学校教育を支援する取組である「ふるさと教育」が、県内全ての公立小中学校において年間35時間以上実施されることを目指します。
- ② 家庭と連携した取組状況を示す指標です。全ての子どもが、まず「朝食を毎日とる」ことで、健康的な生活リズムの確立を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 結集！しまねの子育て協働プロジェクト 〔担当課〕 社会教育課	○ ふるさと教育推進事業 ふるさとに愛着と誇りをもつ心豊かな子どもを育むため、「学社連携・融合」（＝地域の大人たちが学校教育を支援）の理念に基づく「ふるさと教育」を県内全ての公立小中学校で実施します。 ○ 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業 地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援する「学校支援地域本部」の取組や、放課後や休日に、年齢の異なる子どもが群れて遊んだり、体験・交流できる場をしたりするため、「放課後子どもプラン」の策定を市町村に働きかけ、子どもの居場所づくりを推進します。
◇ 実証！「地域力」醸成プログラム 〔担当課〕 社会教育課	○ 人づくり、地域づくりの拠点である公民館において、新たな知恵を具体的な動きで地域課題の解決にあたっていくための地域力が醸成されるよう支援していきます。
◇ 社会教育主事派遣事業 〔担当課〕 社会教育課	○ 県の社会教育主事を市町村へ派遣し、その専門性を活かしながら「学社連携・融合」の理念に基づく実践活動を幅広く推進します。
◇ 食育推進事業 〔担当課〕 保健体育課	○ 食べる知恵を身に付けるため「食の学習ノート」の活用、栄養教諭とのチームティーチングなどに取り組みます。また、学校給食では食品の安全・安心を確保するとともに、関係団体等と連携し地産地消を推進します。
◇ 児童生徒の生活習慣改善事業 〔担当課〕 保健体育課	○ 学校においては健康的な生活リズムを確立するため、教育活動全体を通して、実践力を身に付ける指導の充実を図っていきます。また、シンポジウムの開催等により、地域・家庭はもとより広く県民への啓発活動を行います。

施策 Ⅲ－１－２	発達段階に応じた教育の振興
-------------	---------------

目 的

- 幼保小中高が連携を図りながら、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進することにより、児童生徒が、心身の健康と確かな学力を身につけ、社会の一員として自立して生きていけるよう育みます。

現 状 と 課 題

- 子どもが将来にわたり、主体的な生き方を実現していくためには、学校教育において確かな学力を身に付けることが大切であり、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが必要です。
- 子どもの規範意識や善悪を判断する力、忍耐力や生命を大切に作る心、社会性や他人を思いやる心などが十分に育まれていないと懸念されています。
- 生活の利便性の向上や外遊び・スポーツの機会の減少などから、子どもたちの体力・運動能力には低下傾向が見られます。
- 若者の職業観・勤労観の希薄化や早期離職率の高さ、ニートやフリーターと呼ばれる若者の増加などが社会問題となっています。
- 小中学校において、不登校を理由に30日以上欠席した児童生徒の割合は、全国的に見ても高い状況にあり、安心して過ごせる居場所づくりやスクールカウンセラーによる教育相談体制の充実などを一層進めていく必要があります。
- 特別支援教育の対象となる児童生徒数の増加、特に知的障がい及び自閉症・情緒障がい特別支援学級に在籍する児童生徒数が著しく増加しており、全ての学校等において、発達障がいを含めた障がいの多様化への対応、教育環境の整備、必要な支援の在り方及び校内支援体制の整備等への対応が継続した課題となっています。
- 良好な教育環境を提供していくためには、老朽化した県立学校の校舎等の改修や耐震化に加え、情報化やバリアフリー化等に対応した施設整備を進めていく必要があります。

取 組 の 方 向

- 少人数指導や習熟度別指導等により、一人ひとりの学習上の課題の克服に努めるとともに、家庭での学習習慣の確立や教員の授業力の向上、幼保小中高が連携した学習指導の推進を通して、学力の向上に努めます。
- 子どもの感性や人間性を育むため、県内のすべての小中学校で、学校図書館を有効に活用した読書活動や挨拶、コミュニケーション力、思いやりの心など「ふるまい向上」の視点を取り入れた多様な体験活動の充実を図った「心の教育」を推進します。
- 教科体育の充実、運動部活動の活性化、体力向上プログラムの実践など学校教育全体を通じた体力づくりを推進し、体力・運動能力の向上に努めます。
- 子どもの発達段階に応じて、職業、勤労に関する意識や県内産業、企業への理解を高めます。特に、高等学校においては3年間を通じた体系的なキャリア教育を推進するとともに、県内就職の一層の促進や将来の県内定住も視野に入れ、専門高校においては県内企業が求める知識や技術の習得を、普通高校においては地域課題や県内企業に対する理解促進を進めるなど、産業振興や地域振興を支える人材の育成に

努めます。

- 子ども一人ひとりの心身の状況を把握し、きめ細かな対応が可能となるよう、指導体制や相談体制の充実に努めるとともに、子どもの居場所づくりを進めます。
- 障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、特別支援学校と小・中・高等学校との連携はもとより、医療・福祉・労働などの関係機関や市町村とも十分な連携協力を図りながら、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、きめ細かな教育を行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
①中学校3年生で数学の勉強は好きだとする生徒の割合	55.4%	➡	60.0%
②平日に家や図書館で全く読書をしない児童生徒の割合(年間)	小学生 17.9%(H22) 中学生 30.8%(H22)		小学生 10% 中学生 20%
③子どもの体力値	95.5		97.5
④不登校児童生徒の割合(年間)	1.3%		1.1%

- ① 確かな学力を身につけるためには、教科を好きになることが重要です。島根県学力調査における「中学校3年生で数学の勉強は好きだとする生徒の割合」を指標としました。
- ② 読書は、直接体験できない自然や崇高なものにふれることができ、豊かな心や感性を育みます。「平日に家や図書館で全く読書をしない児童生徒の割合」を指標としました。すべての子どもが読書の習慣を身につけることを目指します。
- ③ 子どもの体力の向上を目指します。本県における体力値のピークであった昭和61年度の中学2年生と現在の中学2年生を比較した値(昭和61年度を100として比較)です。ここ数年間の傾向を考慮し、4年間で2ポイントの向上を目指します。
- ④ 不登校児童生徒の減少を目指します。児童生徒一人ひとりに対して心身の状況を把握し、きめ細やかな対応ができてきているかをみる指標として選びました。不登校児童数は平成18年度をピークに減少傾向にはありますが、依然、全国と比較してその割合は高い状況であるため、全国水準(小・中学校の不登校児童生徒の割合:1.1%)まで減少させることを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 学力向上対策事業 〔担当課〕 義務教育課	○ 学力低下が懸念される本県の教育の実態を把握し、その結果判明した諸課題に対して適切に対応するため、学習プリント配信システム(小学校)の導入や教員の資質向上のための研修事業等を行います。
◇ 学力向上対策事業 〔担当課〕 高校教育課	○ 合宿型学習セミナーの実施、中学校と連携した教材づくり、中堅教員の指導力向上研修を通して、進路希望の実現に必要な学力の向上を図ります。

事業名	概要
◇ 不登校対策推進事業 〔担当課〕 義務教育課	○ 不登校対策としては、学校復帰や社会的自立を促進するために、市町村が運営する教育支援センターを支援し、閉じこもりがちな児童生徒への体験活動の場の提供を推進します。また、不登校が発生しにくい教育環境を整えるため少人数学級やクラスサポート事業などを実施します。
◇ 悩みの相談事業 〔担当課〕 義務教育課	○ 不登校、暴力行為、いじめ等生徒指導上の諸課題に対し、未然防止、早期発見、早期対策のためいじめ相談電話やスクールカウンセラーの配置など、教育相談体制の機能を充実を図ります。
◇ 小学校低学年多人数学級支援事業（30人学級編制・小学校スクールサポート事業） 〔担当課〕 義務教育課	○ 小学校1、2年生の多人数学級において、きめ細かな指導を進めることによって、基礎基本の定着や個性を生かした特色のある教育を実現するため、当該学校の実態や意向を踏まえ、30人学級編制と非常勤講師の配置のいずれかを実施します。
◇ 中学校クラスサポート事業 〔担当課〕 義務教育課	○ 不登校や問題行動などが急増するいわゆる中1ギャップへの対応として、大規模中学校を中心に学習生活指導の両面において、きめ細やかな支援体制を構築するため非常勤講師を配置します。
◇ 特別な支援のための非常勤講師配置事業（にこにこサポート事業） 〔担当課〕 義務教育課	○ 通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等発達障がいのある児童に対して、一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童の持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するために、非常勤講師を配置します。
◇ 学びの場を支える非常勤講師配置事業（学びいきいきサポート事業） 〔担当課〕 義務教育課	○ 不適応、不登校等支援を要する生徒が在籍している学校のうち、自学教室を設置するなどして個別に指導を行っている中学校に非常勤講師を配置します。
◇ 子ども読書活動推進事業 〔担当課〕 義務教育課 社会教育課	○ 読書活動を通じて子どもたちの豊かな心をはぐくむことと、学校図書館活用教育を推進することで子どもたちの確かな学力を育てていくことをねらいとして、人的、物的な面から小中学校の学校図書館の充実と活性化を図ります。 また、絵本を介して親と子どもがふれあい、家族の絆を深める機会となる家庭での読み聞かせや親子読書など、未就学児への読書普及に取り組みます。

事業名	概要
◇ふるまい向上プロジェクト事業 〔担当課〕 義務教育課 保健体育課 社会教育課	○ 規範意識や基本的な生活行動・生活習慣の定着など、乳幼児期からの養育・教育環境を充実し、ふるまい向上に向けた取組を県民運動として実施します。
◇ 「働くことを学ぼう」推進事業 〔担当課〕 高校教育課	○ 専門高校においては産業界や地域と連携した研究事業を実施し、企業が求める専門的な知識や技術等の習得を図ります。さらに、生徒の勤労観や職業観の醸成や企業理解を深めるため、セミナー、企業見学、インターンシップなどの事業を推進します。
◇ 「未来を描こう」推進事業 〔担当課〕 高校教育課	○ 高校卒業後、多くが県外へ進学する普通高校の生徒に対し、産学官が連携し地域の状況や産業の状況・課題について認識できる体験事業、あるいはその課題解決に取り組むなど、本県の将来を支える人材の育成を図る事業を推進します。
◇ 学校体育指導力向上事業 〔担当課〕 保健体育課	○ 体育の授業や運動部活動により、児童生徒の運動に親しむ資質や能力の向上を図ります。 ○ 小・中学生が自由時間等に気軽に楽しみながら運動に取り組める「しまねっ子！元気アップ・プログラム」の活用を推進します。 ○ 体育教員や運動部活動の指導者の指導力を向上するための研修会等を実施します。
◇ 特別支援学校職業教育・就業支援事業 〔担当課〕 特別支援教育課	○ 特別支援学校に在籍する生徒に対し職業教育を実施するとともに、職場開拓を行い、卒業後の進路先の保障に取り組みます。また、進路先の職場や施設等で自立した生活ができるよう、関係機関と連携した卒業後支援も進めます。
◇ 学校再編成関連施設整備事業 〔担当課〕 教育施設課	○ 社会環境の変化や生徒数の減少をふまえた県立学校の再編成に伴い、不足する校舎や実習施設等の整備を行うことにより、生徒の多様な学習ニーズに対応したより良い教育環境を実現します。
◇ 高等学校校舎等整備事業 〔担当課〕 教育施設課	○ 老朽化した高等学校や特別支援学校の校舎、屋内運動場等を計画的に改築・改修して耐震性を確保し、バリアフリー化や新たな機能も取り入れて、児童・生徒にとってより良い教育環境を実現します。
◇ 私立学校経営健全性確保事業 〔担当課〕 総務部総務課	○ 経常費補助金等を交付することにより、私立学校の経営の健全性確保、教育条件の維持向上等を促進します。
◇ 私立学校生徒確保事業 〔担当課〕 総務部総務課	○ 授業料減免補助による生徒負担軽減や、公立高等学校との連絡調整協議会開催等により、私立高等学校の生徒数確保を支援します。

施策 Ⅲ－１－３	青少年の健全な育成の推進
-------------	--------------

目 的

- 青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長するよう、学校・家庭・地域・関係団体と連携して環境整備を進めます。

現 状 と 課 題

- インターネットなど様々なメディアからの有害情報の氾濫や深夜営業店の増加など、青少年を取り巻く環境の変化は、新たな犯罪被害や問題行動に結びつくなど、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼしています。
- 非行少年数は減少傾向にあるものの、万引きや自転車盗などの初発型非行が大半を占めるとともに刑法犯少年の再非行率が高い割合で推移しているなど憂慮すべき状況にあります。
- 学校・家庭・地域・関係団体と連携して、青少年の規範意識や社会性を高めるための地域活動や環境整備を進めていく必要があります。
- 様々な問題を抱える家庭や不登校・ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻化しており、関係機関・団体が一体となった相談・支援が求められています。

取 組 の 方 向

- 青少年にとって好ましくない営業形態や有害情報等の氾濫を防止するための規制、模範となるべき地域社会の大人自身の意識改革など、関係機関・団体、企業、学校、家庭、地域住民等と連携して、青少年が健全に成長できる環境づくりを進めます。
- 地域住民による非行防止のための活動や青少年の社会参加活動を育成・支援します。
- 関係機関や団体等と連携して、様々な問題を抱える家庭や社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する相談や自立支援を行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
①青少年健全育成活動年間参加者数（累計）	36,755 人 (H22)		45,000 人
②刑法犯少年の再非行率（暦年）	26.5%	25.5%	

- ① 県、青少年育成島根県民会議などが行う活動への参加者数の増加を目指します。ここ数年増加を見込み、目標値を設定しました。
- ② 青少年の再非行率の減少を目指します。平成23年の全国都道府県における最小値（25.5%）を目標値としました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 青少年を健やかに育む意識向上事業 [担当課] 青少年家庭課	○ 大人自身のモラル向上や家庭が担う役割の再認識、青少年への影響が懸念される社会環境の改善など、青少年健全育成に対する県民の意識を高めるため、広報啓発や地域での取組の支援を行います。
◇ 青少年を取り巻く地域環境浄化事業 [担当課] 青少年家庭課	○ 島根県青少年の健全な育成に関する条例の規定に基づき、図書類販売業者等に対して、立入調査を実施するなど、青少年を取り巻く環境の整備を推進します。
◇ 少年の健全育成及び非行防止対策事業 [担当課] 警察本部 少年女性対策課	○ 「地域の少年は地域で育てる」ことを基本理念に、関係機関・団体、学校、家庭、地域等と連携して、少年の社会参加活動を推進するほか、少年を非行から守るための非行防止教室を開催し、少年の自立心・社会性を養うとともに、規範意識の醸成を図ります。また、子ども支援センターと連携して、困難を抱える少年に対する立ち直り支援を推進します。

施策 Ⅲ－1－4	高等教育の充実
-------------	---------

目 的

- 自主的・自律的な運営による魅力ある学校づくりを進めながら、地域社会に貢献する優れた人材を育成するよう、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図ります。

現 状 と 課 題

- 県立大学は平成19年度から公立大学法人島根県立大学が運営しています。島根県が平成19年度から平成24年度の中期目標として示した、「学ぶ意欲を大切にし、高めていく大学」、「地域に根ざし、地域に貢献する大学」、「北東アジアにおける知的共同体の拠点として世界と地域をつなぐ大学」を目指して大学運営に取り組んでいます。
- 大学、高等専門学校は、県内で高等教育を受ける機会を提供し、優れた人材を輩出するとともに、公開講座の開催や民間との共同研究などを通じて学術研究の成果を広く県民に還元しており、より一層、連携を強めていく必要があります。
- 少子化の影響により大学間競争が激化しており、魅力のある大学づくりが求められています。
- 自主的・自律的な運営による地域に密着した教育・研究活動が行われ、県民にとっても魅力的な知の拠点であるよう期待されています。

取 組 の 方 向

- 公立大学法人島根県立大学の運営が円滑に行われ、島根県が示す中期目標に掲げる目指すべき大学づくりへの必要な支援を行います。
- 大学や高等専門学校と、行政機関、教育・研究機関、企業等との連携を一層深めます。
- また、県立大学が行う地域をフィールドとした幅広い研究活動の充実に向けた取組、地域が必要としている人材育成の取組に対し、必要な支援を行います。
- 島根大学とは医療、教育、産業など様々な分野で連携を進めてきていますが、地域の特色ある財産、資源を最大限活用していくため、より一層、連携を深めていきます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
①県立大学・短期大学部の入学定員充足率	県立大学 浜田キャンパス：110% 短期大学部 松江キャンパス：109% 出雲キャンパス：100%	→	100%以上
②県立大学・短期大学部の公開講座年間受講者数	5,000人		5,000人以上

- ① 少子化の影響による大学全入学時代の中で、魅力ある大学づくりが行われていることをみる1つの指標として選びました。

② 県民に開かれた大学として地域に貢献していることをみる指標として選びました。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 公立大学法人評価・管理事業 〔担当課〕 総務部総務課	○ 公立大学法人島根県立大学の運営が計画通り適正に行われるよう業績評価を行います。
◇ 公立大学法人島根県立大学運営費交付金 〔担当課〕 総務部総務課	○ 公立大学法人島根県立大学の運営が円滑に行われるよう、運営費交付金を交付します。
◇ 公立大学法人島根県立大学特殊要因経費補助金 〔担当課〕 総務部総務課	○ 公立大学法人島根県立大学の運営が円滑に行われるよう、施設整備等臨時的で多額な経費を要するものに対して補助金を交付します。

施策 Ⅲ－２－１	生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進
-------------	--------------------

目 的

- 県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組むとともに、その学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会を目指します。
- 多くの県民が、地域課題の解決に向けた様々な社会貢献活動に、積極的に参加しやすい環境づくりを目指します。

現 状 と 課 題

- 県民の潜在的な学習ニーズにも対応した情報提供や相談、地域での学習・実践活動の充実を図り、学習の成果を社会生活に生かす取組が求められています。
- 県内の NPO 法人数は年々増加しており、ボランティア活動に参加している人の割合は、県政世論調査では低下傾向にあるものの、全国的には高い水準にあります。（社会生活基本調査〔平成 18 年・総務省〕全国第 2 位・34%）
- 地域の課題に自発的に取り組む自治活動団体や、多様な公共サービスの担い手としての NPO 法人・ボランティア団体等の活動は、県民が生き生きと心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に大きな役割を果たすものと期待されています。

取 組 の 方 向

- 県民が、いつでもどこでも、誰とでも学べ、その成果を生かすことができるように、社会教育施設における学習支援機能を充実するとともに、社会教育実践者の養成、学習情報の提供、図書館サービスの充実、青少年の自然体験に取り組みます。
- 地域に根ざした自治活動（自治会、地区社会福祉協議会、体育協会、自主防犯防災組織など）を振興するとともに、その中核となる公民館の機能強化を支援します。
- NPO やボランティアに関する情報の収集・提供の一層の充実や、先駆的な団体の顕彰などにより、活動の促進・支援を行います。
- NPO やボランティアの組織を支え、活動が継続的、円滑に実施できるよう、組織・人材育成支援を行うとともに、NPO 相互の連携・ネットワークづくりや資金調達など活動基盤の強化に向けた支援を行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成 23 年度	→	平成 27 年度
①社会教育実践者の養成（延べ研修参加者）人数	1,382 人 (H22)	→	1,500 人
②NPO 法人の認証数	245 法人		285 法人
③ボランティア活動に参加している人の割合	24.1%		30%

- ① 社会教育研修センター（東部・西部）が実施する社会教育実践者向け研修に参加する社会教育関係者の延べ人数です。研修内容の充実を図り、研修参加者の増を目指します。
- ② 社会貢献活動の担い手の増加をみる指標です。最近の新規認証と解散件数の動向を踏まえ、年間平均 10 法人の増加を目指します。
- ③ 「県政世論調査」において「ボランティア活動に参加している」と回答した人の割合です。低下傾向にあった第 1 次実施計画の実績を踏まえ、まずは同計画の初年度である 20 年度目標値 30%

を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 社会教育研修センター事業 〔担当課〕 社会教育課	○ 公民館をはじめとする社会教育施設の職員や NPO 関係者、各種コーディネーター、PTA 指導者などを対象に、社会教育や「学社連携・融合」に関する学習支援プログラムなど即戦力を養いかつ専門的スキルを習得するための研修プログラムを開発・実施します。
◇ 青少年の家事業 〔担当課〕 社会教育課	○ 小中学生を中心とした青少年に、宍道湖の湖面活動（サバニ・カッター）など多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修等の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。
◇ 少年自然の家事業 〔担当課〕 社会教育課	○ 小学生を中心とした子どもたちに、江津市の浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修等の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。
◇ 県立図書館事業 〔担当課〕 社会教育課	○ 県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化します。また、子ども読書活動の推進や関係機関のネットワーク化、郷土資料をはじめとする図書資料整備とレファレンスの強化を図ります。
◇ 活動団体の自立促進と活性化事業 〔担当課〕 環境生活総務課 NPO 活動推進室	○ 地域の課題解決に自主的、自発的に取り組む団体の活動がより活発化し、より良い地域づくりが進められるよう、全県的な中間支援機能を有する「しまね県民活動支援センター」を通じて、人材育成支援や普及啓発を行い団体の活動基盤整備を図ります。
◇ しまね社会貢献基金事業 〔担当課〕 環境生活総務課 NPO 活動推進室	○ 県民や企業から募った寄附金で基金を造成し活動団体への助成を行う事業の実施などにより、NPO 法人やその他社会貢献活動を行う市民活動団体の活動を支援し、県内の社会貢献活動のより一層の推進と活性化を図ります。

施策 Ⅲ－２－２	スポーツの振興
-------------	---------

目 的

- 県民一人ひとりの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて多様なスポーツ活動が実践できる環境づくりを目指します。
- 国際大会や国民体育大会などの全国大会において、優秀な成績を収められる選手の育成を目指します。

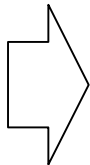
現 状 と 課 題

- 健康で心豊かに暮らしていくため、それぞれの体力や年齢、目的等に応じたスポーツ活動に対する関心が高くなっています。
- 子どもたちに運動頻度の減少が見受けられるとともに、県民の3分の1が1年間全く運動・スポーツを行っていない状況にあり、今後、実施率を高めていく必要があります。
- 国際大会・全国大会等での本県選手の活躍や本県出身者のスポーツ界での活躍は、県民に明るい話題を提供し、夢や感動を与えています。
- 本県選手の競技力を向上させ、国民体育大会をはじめとする全国規模での大会やスポーツ界で活躍する選手が増えることが期待されています。

取 組 の 方 向

- 多くの県民がスポーツ活動を実践できるよう、「しまね広域スポーツセンター」を中心として、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ情報の提供などに努めます。
- 国体等の全国大会で優秀な成績を収める選手を育成するため、学校体育団体や競技団体が実施する強化練習会や指導者研修会などを支援します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
①スポーツに取り組んでいる人の割合	35.0%		40%
②国民体育大会年間入賞種目数	12種目		16種目
③全国中学校体育大会・全国高等学校総合体育大会等の年間入賞種目数	41種目	47種目	

- ① 「県政世論調査」において「運動やスポーツに取り組んでいる」と回答した人の割合です。ここ数年30%台で推移していること、国のスポーツ振興基本計画で「できる限り早期に成人の週1回以上のスポーツ実施率を50%とする」としていることを考慮して目標値を設定しました。
- ② 国民体育大会（成年の部）で本県選手が入賞した種目数です。毎年この水準が維持できることを目指します。
- ③ 全国中学校体育大会、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校選抜大会、国民体育大会（少年の部）による入賞種目数です。過去5年間の最高値（45種目）から、さらに2種目増加することを目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 生涯スポーツ推進事業 〔担当課〕 保健体育課	○ 多くの県民がスポーツ活動を実践できるよう、県立水泳プール内に設置した「しまね広域スポーツセンター」を中心として、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ情報の提供などに努めます。
◇ 国体選手強化事業 〔担当課〕 保健体育課	○ 国体等の全国大会で本県選手が優秀な成績を収めるため、競技団体が実施する強化練習会や指導者研修会などを支援し、競技力向上に努めます。
◇ ゴールデンエイジアスリート育成事業 〔担当課〕 保健体育課	○ 全国高校総体をはじめとする全国大会での上位入賞を目指し、学校体育団体が実施する強化練習会などを支援し、本県競技力の中心となる中学生・高校生の競技力向上に努めます。また、小学生・中学生を対象に長期的な視点にたったスポーツ教室等を実施し、一貫指導体制のもとで選手育成を図ります。

施策 Ⅲ－２－３	文化芸術の振興
-------------	---------

目 的

- 広く県民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境づくりを目指します。


現 状 と 課 題

- 文化芸術は、人々に感動や喜び、安らぎをもたらすとともに、創造力や表現力、豊かな感性を養うものであり、県民一人ひとりが日常の暮らしの中でゆとりや潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものです。
- 平成 23 年 11 月に「島根県文化芸術振興条例」が制定されました。県民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進するためには、鑑賞、参加、創造する機会の確保や担い手の育成に努め、文化芸術活動の裾野の拡大を図ることが重要です。
- 県立美術館、芸術文化センター、県民会館などの文化施設には、美術、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能など、多様な文化芸術に触れる機会の提供をはじめ、教育・普及活動や文化芸術団体の育成・支援などが求められています。
- 県民文化祭や文化芸術団体の活動などを通して、毎年多くの県民が、文学、美術、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能など、様々な文化芸術活動に取り組んでいます。

取 組 の 方 向

- 県民文化祭の開催や「しまね文化ファン」の活用などにより、県民の自主的かつ創造的な文化芸術活動の支援に取り組めます。
- 県立美術館、芸術文化センター、県民会館などの文化施設を活用して、多様な文化芸術の鑑賞・発表機会の充実に取り組めます。
- 地域や文化芸術団体等と連携して、文化芸術活動を担う人材の育成や個性あふれる地域文化の創造に取り組めます。
- 学校・地域・文化芸術団体等と連携して、多様な文化芸術に触れる機会の確保や文化部活動の活性化などを通じて、青少年の文化活動の推進に取り組めます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成 23 年度		平成 27 年度
県民文化祭の年間参加者数	50,000 人		50,000 人

- 県民の自主的な文化活動の発表の場である「県民文化祭」の参加者数（出演者・スタッフ・来場者）です。第 1 次実施計画の実績を踏まえ、年間 50,000 人の維持を目指します。
「県民文化祭」は、舞台芸術公演や総合美術展、文芸作品公募など、県内の文化芸術団体や市町村の文化協会が 1 年を通じて県内各地で展開する文化芸術の祭典です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 創造的な文化活動推進事業 〔担当課〕文化国際課	○ 島根県文化団体連合会が主催する県民文化祭の支援や、文化芸術団体等の文化ファンドの活用を推進します。また、島根県文化振興財団と連携し、県民参加ミュージカル公演や、学校・地域への芸術家等の派遣、文化情報の収集・発信など、県民の創造的な文化芸術活動を推進する事業を実施します。
◇ 芸術文化センター事業 〔担当課〕文化国際課	○ 石見地域における文化芸術の拠点施設として、美術館とホールが一体となった特徴を活かしながら、県民に美術・音楽・演劇などの多様な文化芸術の鑑賞機会を提供するとともに、地域文化を活かした新しい文化芸術を育み、人々の交流の場となる事業を展開します。
◇ 県立美術館事業 〔担当課〕文化国際課	○ 県立美術館において企画展・コレクション展を開催するとともに、文化芸術をより深く理解するための教育・普及活動を行うことにより、県民に優れた美術を鑑賞する機会や、美術分野における活動・発表の機会を提供します。
◇ 青少年文化活動推進事業 〔担当課〕社会教育課	○ 多様な文化芸術に触れることにより児童・生徒の豊かな情操を培うとともに、次代の文化芸術活動の担い手を育成するため、学校だけでなく地域や文化芸術団体とも連携し、活動成果の発表機会の提供、社会人指導者の活用による技術・表現力の向上を図ります。

施策 Ⅲ－３－１	人権施策の推進
-------------	---------

目 的

- 県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、差別や偏見のない住みよい社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

- 人権尊重の意識や理解は、これまでの人権教育や人権啓発を通して高まってきました。しかし、同和問題をはじめ、様々な人権問題において依然として差別意識は根深く存在しており、人権を侵害する行為があとを絶たない状況にあります。
- インターネットを悪用した人権侵害など社会情勢の変化に伴う新たな問題も生じています。
- 家庭・地域・企業その他一般社会における啓発指導者養成などが十分でなく、人権教育や人権啓発がなかなか進まない状況にあります。

取 組 の 方 向

- 女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題等の重要な人権問題の解決に向けて、引き続き人権教育や人権啓発などに取り組みます。
- インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に適切に対応できるように人権教育や人権啓発などを充実します。
- 各地域における啓発指導者の養成や民間での自主的な啓発活動の支援を行い、隣保館や公民館などを活用しながら家庭・地域・企業その他一般社会における人権教育や人権啓発の取組を進めます。
- 市町村をはじめ関係機関、団体、企業等と連携して人権施策を積極的に推進し、一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現を目指します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
① 「人権啓発フェスティバル」・「人権・同和問題を考える県民のつどい」の参加者のうち、人権課題への関心や意識を高める上で役立ったと思う人の割合	97%	→	97%
② 人権啓発推進センターの年間利用者数	4,500人 (H22)		4,700人

- ① 「人権啓発フェスティバル」・「人権・同和問題を考える県民のつどい」の参加者のアンケートにおいて、「役だった」と回答した人の割合で、現状維持を目標にします。
- ② 人権教育・啓発を推進するため、人権啓発推進センターの利用者数について、過去の実績と施設の容量からの年間50人程度の増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 人権啓発事業 〔担当課〕 人権同和対策課	○ 県民の人権・同和問題への関心を高め理解を深めるため、イベントや広報などの啓発活動を行います。
◇ 人権研修事業 〔担当課〕 人権同和対策課	○ 県職員及び市町村職員等の人権意識の高揚を図ることにより、人権に配慮した職務が遂行されるよう、人権・同和問題研修を実施します。 ○ 企業、団体等が行う研修会を推進するため、研修会に講師を派遣します。
◇ 人権啓発指導者養成事業 〔担当課〕 人権同和対策課	○ 各地域における研修の充実と人権意識の高揚を図るため、市町村担当職員及び各種団体の指導者を対象に指導者としての資質と指導力の向上を図る研修会を開催します。
◇ 隣保館運営等事業 〔担当課〕 人権同和対策課	○ 隣保館の運営、改修等に助成を行うとともに、隣保館職員の資質の向上を図るため研修等を実施します。
◇ 人権・同和教育推進事業 〔担当課〕 人権同和教育課	○ 県及び市町村の同和教育推進組織、学校教育・社会教育研究組織等の連携と組織的な取組みを推進し、地域の実態に即した人権・同和教育の充実に努めます。
◇ 進路保障推進事業 〔担当課〕 人権同和教育課	○ 人権・同和教育専任教員や同和教育指導員による市町村及び県立学校の訪問や進路保障に主として関わる教員を対象とした連絡協議会を開催します。さらに、同和地区児童生徒、保護者、教職員の交流活動や教育相談活動を行います。

施策 Ⅲ－3－2	男女共同参画の推進
-------------	-----------

目 的

- 男女共同参画意識の普及啓発等を行うことにより、男女共同参画についての理解を深め、県民一人ひとりが、性別に関わりなく、個性と能力を發揮でき、共に支えあう地域社会の実現を目指します。


現 状 と 課 題

- 男女共同参画を推進するため、様々な取組を進めてきた結果、男女共同参画に対する理解は少しずつ浸透してきましたが、固定的な性別役割分担意識がなくなったわけではなく、男女共同参画社会の実現には至ってはいません。
- 平成23年5月には「第2次島根県男女共同参画計画」を策定し、今後5年間における、本県の男女共同参画推進のための施策の方向性を決めました。
- 男女共同参画社会を実現するためには、県民一人ひとりの理解をさらに深めていくことが不可欠であり、地域の実情にあった啓発活動、男性や若者に向けた理解促進などを図っていく必要があります。
- また、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、政策・方針決定過程への男女の参画の推進など、社会のあらゆる場面において男女がともに参画できる環境づくりに取り組むことが求められています。
- 県の女性相談窓口での相談状況は、近年延べ3,500件を超える件数で推移し、中でもDV（配偶者等からの暴力）を主訴とする相談が最も高い割合を占めており、DV被害者からの相談や一時保護などに適切に対応する必要があります。

取 組 の 方 向

- 県民一人ひとりの男女共同参画に対する理解をさらに深めるため、県民、企業・団体、市町村と連携・協力しながら、継続した広報・啓発事業を行います。
- 家庭、職場、地域における男女共同参画を推進するため、男性や若者に対する理解促進、県民や企業等に対するワーク・ライフ・バランスの普及啓発や仕事と家庭の両立支援などに取り組めます。
- 行政、企業等における政策・方針決定過程への男女の参画を推進するため、県の審議会等への女性の参画の促進や、企業等への働きかけを行います。
- DVの発生を未然に防止するため、県民がDVに対する正しい理解と認識を深めていけるよう啓発活動に取り組めます。
- 県や市町村における相談体制の強化を図るとともに、法律、医療、福祉、民間支援団体等の関係機関との連携によりDV被害者の自立に向けての支援を行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合	66.9%		75.0%

- 「県政世論調査」において、「男は外で働き、女は家庭を守るという考え方に同感しない」「どち

らかといえば同感しない」と回答した人の割合です。「男女共同参画計画」による平成27年度末の目標値です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 男女共同参画の理解促進事業 〔担当課〕 環境生活総務課 男女共同参画室	○ 男女共同参画に対する理解が深まり、地域における慣行の見直しや固定的な性別役割分担意識が解消されるよう、広報・啓発事業を行います。また、市町村における取組を進めるため、事業実施に関する相談や情報提供などの支援を行います。
◇ 関係団体等との連携による男女共同参画推進事業 〔担当課〕 環境生活総務課 男女共同参画室	○ 社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進するため、男女共同参画審議会、男女共同参画社会形成促進会議の開催等、県民、事業者や市町村と連携・協力して取り組みます。
◇ 女性の参画促進・人材育成事業 〔担当課〕 環境生活総務課 男女共同参画室	○ 政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、審議会等への女性の参画の促進や、地域において男女共同参画を推進するリーダーの養成を行います。また、しまね女性ファンドを活用して、女性が中心となって取り組んでいる自主的な地域活動を支援します。
◇ 女性相談事業 〔担当課〕 青少年家庭課	○ 様々な悩みを持つ女性について、女性相談センターなどの女性相談窓口で広く電話や面接による相談に応じ、問題解決のために必要な情報提供、助言、指導などを行います。
◇ DV被害者等保護事業 〔担当課〕 青少年家庭課	○ 配偶者等からの暴力をうけたり、何らかの事情で保護が必要な女性に対して、一時保護所への入所など適切な保護を実施し、問題解決に向けての支援を行います。

施策 Ⅲ－3－3	国際化と多文化共生の推進
-------------	--------------

目 的

- 国籍などの異なる人々が互いの文化や価値観の違いを理解しあい、共に地域社会の一員として安心して暮らすことのできる、多文化が共生する地域づくりを目指します。
- 国際社会での相互理解を深め、国際的な感覚を養い、コミュニケーション能力を高めるなど、国際社会の中で活動できる人材の育成を目指します。

現 状 と 課 題

- 県内に住む外国人は、平成 22 年 12 月末現在で 59 カ国、約 5,700 人となっており、県人口の約 0.8%を占めています。
- 日本人と異なる文化を持つ外国人住民が、地域住民と共に暮らしていくためには、住民一人ひとりが、言語や文化、生活習慣、価値観など、相互理解を深めていくことが必要となっています。
- 外国人を一時的な滞在者としてではなく、地域における生活者としてとらえ、外国人住民の生活全般にかかる支援や災害時要援護者としての配慮の必要性が求められています。
- 県内企業においても輸出入の拡大や海外企業との連携が深まりつつあるなど、様々な分野で国際社会の中で活躍できる人材が求められています。
- 近年のグローバル化の進展に伴い、本県のもつ技術・ノウハウや人材を通して、国際社会の発展に貢献することが求められています。

取 組 の 方 向

- 外国人住民に対して、生活に必要な情報の提供や、外国人住民と地域住民との相互理解の増進を図るとともに、在住外国人の生活支援や災害時における支援を行い多文化が共生する地域づくりを進めます。
- 海外の青年との交流事業等により、島根の将来を担う若者の国際感覚を養い、ネットワークの形成を行い、世界に対する理解と親善を深める人材を育成します。
- 北東アジア地域等の自治体からの技術者の受け入れや技術習得等の支援により、当該国・地域の発展に協力・貢献します。
- 多文化共生社会の実現のためには、地域において多文化に関する意識啓発活動を行うと共に、地域での活動の中心となるボランティアを育成します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	➡	平成27年度
国際交流ボランティア登録者数	500 人		

- しまね国際センターに国際交流・協力ボランティアとして登録している人数です。過去数年の実績から、ボランティア数を維持した上で、年間 5 人程度の増加を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 外国人住民との共生事業 〔担当課〕 文化国際課	○ 日本人と異なる文化・言葉を持つ外国人を地域の生活者として受け入れ、生活、災害対応等の様々な課題について、関係機関とも連携を図り、外国人住民と地域の住民が共に暮らしていく地域づくりを推進します。
◇ 次世代人材育成事業〔担当課〕 文化国際課	○ 北東アジア地域の青年との交流事業や外国青年を国際交流員、外国語指導助手として招致する事業等により、島根県の将来を担う若者の国際感覚の養成とネットワーク形成を行い、世界に対する理解と親善を深める人材を育成します。
◇ 国際協力事業 〔担当課〕 文化国際課	○ 北東アジア地域の交流先自治体職員や本県出身の南米移住者等を受け入れ、技術の伝承や人材の育成を行うほか、JICA 等に協力し、海外の国・地域の発展に貢献します。

施策 Ⅲ－４－１	多様な自然の保全
-------------	----------

目 的

- 県民が将来にわたって豊かな自然の恵みを楽しむことができるよう、生物多様性が確保された多様な自然の保全に取り組みます。

現 状 と 課 題

- 県内に生息生育する野生動植物の中には、開発行為や里地里山の荒廃による生息生育環境の悪化、人為的に持ち込まれた外来種などの影響により、絶滅の危機に瀕しているものもあります。
- 森林・農地の荒廃は、大雨等による自然災害発生の危険性を高めるとともに、下流の河川、湖沼等の水質汚濁につながるものが危惧されています。
- 森林、河川、湖沼、海域などの自然環境の保全、農地等の環境保全機能の維持、回復に努める必要があります。
- 多くの水鳥が飛来し、しじみなどの水産資源の宝庫である宍道湖・中海は、ラムサール条約登録を契機として、「賢明な利用」をキーワードとした自然との共生に向けた取組が広がりつつあります。
- 県民共有の財産である優れた自然環境を維持・保全していくために、県民や事業者、NPO等の団体、行政が一体となった取組を広げていくことが必要となっています。

取 組 の 方 向

- 自然環境保全への普及啓発、県民との協働の推進、自然公園や自然環境保全地域などの適正管理により、優れた自然環境の保全に努めます。
- 野生動植物の生息生育情報の収集を行い、絶滅のおそれのある野生動植物については、島根県希少野生動植物の保護に関する条例に基づき県民や事業者、NPO等の団体、行政が協働して、具体的な保護対策に取り組みます。
- 「水と緑の森づくり税」の活用などにより、県民や事業者、NPO等の団体、行政が一体となった、緑豊かな森の再生、水質浄化機能の維持等の取組を推進します。
- 水源のかん養、洪水の防止、美しい景観など、森林・農地等が有する多面的機能を維持するため、地域ぐるみの取組や県民等との協働を促進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
①希少種条例に基づく「保護巡視員」の認定者数（累計）	5人	→	25人
②県民協働の森づくり活動年間参加者数	69,000人		72,000人

- ① 平成21年度に策定した「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく保護巡視員の認定者数を新たな成果指標として設定します。環境基本計画の平成32年度の目標値（50人）を達成するため、年間5人の認定を目指します。
- ② 県民参加の森づくり活動として、ボランティアで森林整備・保全・管理・資源活用活動を行なった人数です。県人口の約1割の参加者数を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 自然環境保全地域の保全事業 〔担当課〕 自然環境課	○ 県内の優れた自然環境を保全するため、自然環境保全地域を指定し、これらが将来の世代に良好な状態で継承されるよう、地元住民等の協力を得て、適正な保全に努めます。
◇ 希少野生動植物保護推進事業 〔担当課〕 自然環境課	○ ダイコクコガネやオニバスなど、絶滅のおそれのある動植物を保護していくとともに、これらの野生動植物が生息・生育できる自然環境の保全を県民、民間団体、大学や研究機関などと連携して進めていきます。
◇ ラムサール条約湿地の賢明利用推進事業 〔担当課〕 環境政策課	○ ラムサール条約登録湿地である宍道湖・中海の「保全・再生」と「賢明な利用」を図るため、県民、民間団体や関係自治体等と連携し、地域全体で「交流・学習・普及啓発」活動を推進していきます。
◇ 中山間ふるさと水と土基金事業 〔担当課〕 農村整備課	○ 中山間地域等において、農地等の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行い、農地等の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の推進を図ります。
◇ 水と緑の森づくり事業 〔担当課〕 林業課	○ 水を育み緑豊かな森林づくりへの県民理解を促進し、森林の様々な恵みを楽しんでもらうために、「水と緑の森づくり税」を財源として、県と森林所有者等が締結する協定に基づく荒廃森林の再生や、地域住民、NPO、企業などが主体となる県民参加の森づくりを推進します。

施策 Ⅲ－４－２	自然とのふれあいの推進
-------------	-------------

目 的

- 自然公園・森林公園や自然学習施設を自然の観察や環境学習の場として活用し、県民の身近な自然とのふれあいを推進します。

現 状 と 課 題

- 人は、自然から水、空気、食べ物のほか、心の安らぎや生きる力を得たり、多様な生き物が共に生きることの大切さを学んだり、様々な恵みを楽しんでいます。
- 登山やハイキング、自然体験や自然保護ボランティアなど、自然とのふれあいのニーズは高まりつつあります。
- これまでに整備された自然公園や森林公園、三瓶自然館や宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設は、自然とのふれあいや生き物との接し方を体験したり持続可能な利用について学ぶことのできる自然学習の場として積極的に活用することが求められています。

取 組 の 方 向

- 自然公園、自然環境保全地域、中国自然歩道等は、市町村や地域の管理団体と協力しながら適正に維持管理を行い、自然観察会や環境学習、エコツアーなどの場として積極的に活用していきます。
- 隠岐ジオパークについては、地元協議会や町村等と連携を図りながら、世界ジオパーク認定に向けた取組を推進するとともに、保全と活用に努めます。
- 三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館などの施設は、生き物とのふれあい、自然や環境について学ぶための拠点施設として、積極的に活用していきます。
- 河川や海岸などの公共工事の実施にあたっては、野生生物の生息生育環境やふれあいの場づくりに配慮します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	➡	平成27年度
①自然公園等の年間利用者数	840 万人 (H21)		840 万人
②自然学習施設の年間入場者数	660 千人		660 千人

- ① 国立・国定公園、県立自然公園及び中国自然歩道の利用者数です。観光統計結果等を基に公園又は歩道ごとに算出します。現状維持を目指します。
- ② 三瓶自然館、宍道湖自然館、しまね海洋館の3施設の年間入場者数です。現状維持を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 自然公園の整備・管理事業 〔担当課〕 自然環境課	○ 国立・国定公園、県立自然公園の自然を保護しながら、安全で快適に利用してもらうため、公園内の行為に対する許可や公園内の施設の整備・補修等を行って、適正な維持管理に努めます。
◇ 中国自然歩道の整備・管理事業 〔担当課〕 自然環境課	○ 県内の中国自然歩道を安全で快適に利用してもらうため、自然歩道内の施設の整備や補修等を行って、適正な維持管理に努めます。
◇ 隠岐ジオパークの世界認定支援事業 〔担当課〕 自然環境課	○ 隠岐ジオパークの世界ジオパーク認定に向けて、関係機関と連携を図りながら、地元協議会の取組を支援するとともに、自然公園内のジオサイト解説板や展望施設、歩道等の整備を図ります。
◇ 県立しまね海洋館の管理運営 〔担当課〕 地域政策課	○ 日本海を中心とした水生生物を間近で見ることのできる場を創出し、質の高い自然学習の機会を広く県民に提供します。
◇ 県立三瓶自然館の管理運営 〔担当課〕 自然環境課	○ 島根県の自然環境や自然史に関する展示や天体観察の場を創出し、質の高い自然学習の機会を広く県民に提供します。
◇ 県立宍道湖自然館の管理運営 〔担当課〕 水産課	○ 島根県の汽水や淡水に生息する生きものの生態や環境について、楽しみながら学ぶ機会を広く県民に提供します。

施策 Ⅲ－４－３	景観の保全と創造
-------------	----------

目 的

- 自然景観や田園景観、都市景観など地域の優れた景観を守り育て、魅力ある景観づくりを目指します。

現 状 と 課 題

- 地域風土に根ざした景観は、そこに住む人のみならず、訪れる人たちにとってもかけがえのない財産や資源であり、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれます。
- 美しい街並みづくり、築地松景観の保全、自然環境や歴史を活かした景観保全、環境美化活動など様々な景観づくりの活動が、住民団体やNPO、企業等により進められています。
- 地域の特徴を活かした個性的でよりきめ細やかな景観の形成を推進するためには、市町村が主体となり活動することが好ましく、既に一部の市町ではその取組が始まっています。
- 今後、より多くの市町村が主体的に取り組むことが求められています。
- 県土全体の景観づくりについては、市町村間の広域的な調整や連携が必要です。

取 組 の 方 向

- 築地松景観や石州赤瓦の家並みなど地域の優れた景観の保全、住民団体による様々な景観づくりの活動を支援するとともに、景観を損なう行為に対する指導や助言などを行います。
- 市町村に対しては、良好な景観形成のための計画づくりの支援や景観行政団体への移行を促します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	➡	平成27年度
①景観計画策定市町村数(累計)	4市町村		8市町村
②景観重点地区数(累計)	22地区		30地区

- ① 景観行政団体のうち市町村の景観計画策定について、年間1市町村程度の増加を目指します。
- ② 景観行政団体のうち市町村が、景観計画の中で景観形成上特に重要な地区として定める「景観重点地区」の増加を目指します。

※景観行政団体とは、景観法に基づいて良好な景観形成のための施策を実施していく自治体です。
 ※景観計画とは、景観行政団体が景観に関するまちづくりを進める上で基本となる計画です。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 魅力ある景観の保全創造事業 〔担当課〕 都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優れた景観を形成していくために、市町村の景観計画の策定や、市町村や県民などが行う地域性豊かな景観づくりを支援します。また、優れた景観を形成した施設や活動などを表彰します。 ○ 地域を代表する優れた景観である出雲平野の築地松景観を保全するため、築地松景観保全対策推進協議会が行う保全活動を支援します。また、石州赤瓦の家並みなどを保全するため、普及啓発や住民協定の締結を進めます。 ○ 周囲の景観に影響を与える大規模な建築等の行為について届出を求め、景観に配慮した施設となるよう指導や助言を行います。 ○ 屋外広告物の掲出にあたって、良好な景観を形成するために、必要な規制を行います。

施策 Ⅲ－４－４	文化財の保存・継承と活用
-------------	--------------

目 的

- 県民が、全国に誇る島根固有の歴史・文化に理解を深め、次の世代へ保存・継承するとともに、魅力ある地域づくりのために、積極的な活用を目指します。

現 状 と 課 題

- 島根には、荒神谷遺跡や加茂岩倉遺跡の青銅器群、全国で唯一完本として伝わる「出雲国風土記」、出雲大社など全国に誇りうる古代文化を中心とする歴史・文化が豊富に伝承され、国宝6件をはじめ565件の国指定・県指定の文化財が存在します。
- 平成19年開館の「古代出雲歴史博物館」や同年世界遺産登録された「石見銀山遺跡」の情報発信、国宝出雲大社本殿の大規模修理など、島根の歴史・文化に対する関心が高まりつつあります。
- 重要文化財である建造物の老朽化、火災や盗難による滅失、生活環境の変化や過疎化の進展などによる民俗芸能の衰退など、歴史・文化を継承していく上での課題が多くあります。
- 調査研究等により石見銀山遺跡の価値を更に解明するとともに、その価値を広く情報発信していく必要があります。
- 島根の誇るべき固有の歴史・文化を活用し、島根の存在意義を全国にアピールするとともに、郷土への誇りと愛着の醸成、歴史と文化を生かした地域づくりを進めていく必要があります。

取 組 の 方 向

- 島根固有の歴史・文化の調査研究と情報発信を行います。
- 様々な文化財が良好な状態で次世代に継承されるよう、修繕、継承活動などに助成を行います。
- 古代出雲歴史博物館など様々な施設を活用し、小中学生をはじめ県民の歴史・文化や文化財に対する理解を深める事業を行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	→	平成27年度
島根県において、文化財の保存・継承と活用がなされ、地域の歴史・文化が豊かと思う人の割合	72%	→	75%

- 「県政世論調査」において「文化財が保存・継承・活用されていると思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合です。石見銀山遺跡、出雲歴史博物館などの情報発信により平成19年度から数値が伸びています。今後は「神々の国しまね」プロジェクトの成果も考慮して70%台を維持し、少しでも指標が上向くように取り組みます。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>◇ 未来へ引き継ぐ石見銀山保全事業 〔担当課〕文化財課</p>	<p>○ 平成 24 年 7 月に登録 5 周年を迎える世界遺産「石見銀山遺跡」を適切に管理し、未来へ継承していくため、世界遺産としての価値を更に解明する「調査研究」と遺跡を後世に確実に伝えていくための「保存整備」、「情報発信」を施策の柱として、必要な事業を実施します。</p>
<p>◇ 古代文化研究事業 〔担当課〕文化財課</p>	<p>○ 島根の特色ある歴史・文化について、基礎的な研究を継続するとともに、古代出雲歴史博物館の企画展示等でその成果を情報発信するため、特定のテーマについて、集中的に調査研究を行います。</p>
<p>◇ 歴史遺産保存整備事業 〔担当課〕文化財課</p>	<p>○ 県内の歴史遺産(有形、無形、民俗文化財、史跡等の指定文化財)を、県民共通の財産・地域の資源として継承・活用するためには適切な保存修理・管理が必要です。市町村や所有者が行う修理・管理事業に対して、経費の一部を助成し、必要な助言指導を行います。</p>
<p>◇ 古代出雲歴史博物館管理運営事業 〔担当課〕文化財課</p>	<p>○ いにしえの時代から受け継がれてきた島根の歴史・文化を、わかりやすく展示・紹介する古代出雲歴史博物館において、魅力的な企画展示等の運営を行います。</p>

施策 Ⅲ－４－５	環境保全の推進
-------------	---------

目 的

- 県民、事業者、NPO等の団体、行政が一体となって、地域における環境保全や地球温暖化対策に取り組むとともに、環境への負荷の少ない社会の実現を目指します。

現 状 と 課 題

- 大気・水環境は、おおむね良好な状態を保っていますが、大気中の光化学オキシダント濃度が季節的に高濃度になる現象が見られたり、都市部の河川などで水質環境基準を満たしていないところもあります。
- 島根県では、2020年の温室効果ガスの排出量を1990年に比べ23%削減することを目標としていますが、2009年時点では3.9%増加している状況です。
- 日常生活や事業活動において、身近な環境の保全に取り組むとともに、省エネルギーの推進、新エネルギー導入などによる温室効果ガス排出抑制に取り組むことが求められています。
- 一般家庭や事業所等からの廃棄物の排出量については、近年、減少傾向が見られますが、循環型社会を実現するためには、引き続き、廃棄物の発生抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正処理を進めることが必要です。
- 自然循環機能の維持保全を図るため、環境にやさしい農林水産業を推進する必要があります。

取 組 の 方 向

- 大気環境や公共用水域の水質の定期的な監視等を行うとともに、より迅速な情報の提供に努めます。
- 島根県地球温暖化対策協議会のもとに、県民、事業者、行政が各分野で進めている対策の連携を強め、より多くの県民、事業者が具体的な温室効果ガス削減の行動に移されるよう取り組みます。
- 環境への負荷の少ない循環型社会を実現するため、県民、事業者、NPO等の団体、行政のそれぞれが適切な役割を担い、廃棄物等の3R（発生抑制、再使用、再生利用）及び適正処理の取組を進めます。
- 資源の循環利用や減農薬・減化学肥料の取組に合わせ、地球温暖化防止や生物多様性保全に向け、より環境保全効果の高い農林水産業の取組を推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度	平成27年度
①県内総生産（100万円）あたりの年間エネルギー使用量	21.34 GJ (H21)	20.19 GJ
②公共用水域におけるBOD（COD）環境基準達成率	79.4% (H22)	85%
③一般廃棄物の年間排出量	238千t (H21)	229千t

④環境学習に取り組んでいる学校の割合	71.4%	➡	86%
⑤エコファーマー認定数（累計）	1,840人		2,400人

- ① 温室効果ガスの9割以上は、県民や事業者がエネルギーを使用することにより排出されます。エネルギー使用量は経済動向の影響を受けるため、削減の取組成果をあらわすものとして、「県内総生産あたりの使用量」で設定しました。現状から約5%の削減を目指します。

成果指標＝県内エネルギー使用量（GJ ギガジュール）÷県内総生産（百万円）

※1J（ジュール）≒0.24cal（カロリー）

1GJ（ギガジュール）＝10⁹J（ジュール）

- ② 公共用水域におけるBOD(COD)に係る環境基準達成率は、環境基準が達成されている水域数の割合です。34水域中27水域が達成されており、今後2水域の達成を目指します。

※BOD（COD）：生物化学的酸素要求量。好気性細菌が、水中の有機物を酸化分解するのに必要な酸素量で、水質汚濁の指標の1つ。化学的酸素要求量（COD）が海域や湖沼で用いられるのに対し、BODは河川の汚濁指標として用いられます。

- ③ 県民の取組と直接関係する家庭や事業所から排出される一般廃棄物の排出量です。「第2期しまね循環型社会推進計画」の平成27年度の目標値です。
- ④ 電気、ガス、水、紙などの使用量を減らす省エネ・省資源の取組を実践している学校（小・中・高等学校、特別支援学校）の割合です。環境基本計画の平成32年度の目標値（100%）を達成するため、毎年度3%程度の増加を目指します。
- ⑤ エコファーマーとは、堆肥等による土づくりと減農薬・減化学肥料を一体的に行なう知事の認定を受けた農業者です。販売農家の約1割を目指します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 大気環境保全対策事業 〔担当課〕 環境政策課	○ 大気環境の常時監視と情報提供、発生源の監視・指導等を行い、県民の健康被害の未然防止と生活環境の保全を図ります。
◇ 地球温暖化対策事業 〔担当課〕 環境政策課	○ 地域での地球温暖化対策の取組を進めていくために、市町村地球温暖化対策協議会が実施する省エネ等に関する活動を支援します。 ○ 生活での省エネ行動が広がるよう、わかりやすく行動につながる普及啓発を実施します。 ○ 事業者の環境保全と経済活動が両立した地球にやさしいエコ経営の普及を図ります。

事業名	概要
◇ 3R推進事業 [担当課] 環境政策課	○ 県民、事業者、NPO等の団体及び行政が一体となって廃棄物の発生抑制(Reduce:リデュース)、再使用(Reuse:リユース)、再生利用(Recycle:リサイクル)の3Rの取組を促進します。
<環境教育・環境学習の推進> ◇ こども環境学習推進事業 ◇ 環境教育推進事業 [担当課] 環境政策課 義務教育課	○ 「環境」への正しい理解を通して環境に配慮する意識を高めるため、学校等における環境教育を推進します。
◇ 産業廃棄物適正処理対策事業 [担当課] 廃棄物対策課	○ 産業廃棄物処理に対する住民の不安を払拭し、安全で信頼のできる産業廃棄物処理体制の確保を図るため、排出事業者・処理業者等に対する指導や産業廃棄物処理施設に対する監視・指導を行うとともに、不法投棄の発生・再発の防止及び原因者の究明・指導等を行います。
◇ いのち育む島根の『環境農業』推進事業 [担当課] 農畜産振興課	○ 栽培技術の実証・普及やエコロジー農産物に対する県独自の推奨制度のより一層の活用を図り、化学肥料・農薬の大幅な低減に向けた環境にやさしい農業の取組を推進します。
<宍道湖・中海の水質保全> ◇ 宍道湖・中海水質保全事業 ◇ 宍道湖流域下水道高度処理事業 [担当課] 環境政策課 下水道推進課	○ 宍道湖・中海に係る湖沼水質保全計画を推進し、両湖の水環境及び周辺住民の生活環境の保全を図ります。 ○ 宍道湖流域下水道東部浄化センターで窒素・リンを取り除き、宍道湖・中海の水質を保全します。
◇ 汚水処理施設発生汚泥有効利用事業 [担当課] 下水道推進課	○ 県内で発生する下水道等の汚泥を有効な資源として活用します。
◇ 建設副産物対策事業 [担当課] 技術管理課	○ 公共工事の発注者等に建設副産物である建設廃棄物及び建設発生土の発生抑制、適正処理、再利用等に係る情報、責務、役割を周知し、発注者の受注者への適切な指導等により、再資源化、再利用、再生利用を推進します。

事業名	概要
◇ 環境犯罪対策事業 〔担当課〕 警察本部生活環境課	○ 環境犯罪の検挙対策及び抑止対策を推進するため、関係機関と連携し、合同パトロールや早期発見のための情報収集活動を展開します。

施策 Ⅲ－４－６	再生可能エネルギーの利活用の推進
-------------	------------------

目 的

- 県民、事業者、NPO等の団体、行政は、再生可能エネルギーに対する関心を深め、連携・協働して、その利活用に取り組みます。

現 状 と 課 題

- 福島第一原子力発電所の事故やその後の電力不足の発生により、エネルギーに対する国民の関心が高まっており、国において中長期的なエネルギー政策の見直しが進められています。
- こうしたエネルギー問題や従来からの課題である地球温暖化問題を背景として、太陽光等、CO2の排出抑制につながる自然由来の再生可能エネルギーを利活用する動きも活発となっています。
- 再生可能エネルギーは、資源が枯渇せずに利用できるため、石油等の代替エネルギーとして期待される反面、コストが高いことや自然条件に左右されて出力が不安定になるなどの課題があります。今後、国全体のエネルギー政策の動向を注視し、利活用の推進に取り組んでいく必要があります。
- 再生可能エネルギーは、エネルギー源の多様化や分散化によるエネルギー供給の安定化に資するとともに、地域経済の活性化への貢献も期待されています。
- 再生可能エネルギーは、県内に豊富に存在する森林資源等の地域資源を有効に利活用するものであり、それぞれの地域の特性に応じて導入を図っていく必要があります。

取 組 の 方 向

- 県民、事業者、NPO等に対し、太陽光発電、バイオマス利用等の再生可能エネルギーについての情報提供や利活用の相談を行います。
- 再生可能エネルギーの利活用の促進に向けて、調査・研究や普及支援を行います。
- 子どもたちをはじめ多くの県民の再生可能エネルギーに対する理解を深める取組を推進します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
①太陽光による年間発電量	25,440 千 kWh (H22)		28,756 千 kWh
②バイオマスによる年間発電量	17,108 千 kWh (H22)		34,616 千 kWh

- ① 太陽光発電の中国電力契約容量から設備利用率を考慮して算出した推計発電量です。
- ② バイオマス発電の推計出力から設備利用率を考慮して算出した推計発電量です。
- ※ 島根県地域新エネルギー導入促進計画（平成11年策定、平成20年改定）の目標値を基に、上記の目標値を設定しました。これは、一世帯当たりの電力消費量を一月約300kWhとすると、太陽光

による発電量を約 7,100 世帯分相当から約 8,000 世帯分相当に、バイオマスによる発電量を約 4,800 世帯分相当から約 9,600 世帯分相当に増加させることを意味します。

目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
◇ 島根県再生可能エネルギー利活用総合推進事業 [担当課] 地域政策課	○ 県内に豊富に存在する地域資源を再生可能エネルギーとして利活用するため、小水力等の適地調査、産学官連携によるバイオマスボイラー及びマイクロ水力発電システムの研究、住宅用太陽光発電等の導入促進、再生可能エネルギーの導入に係る調査研究への支援等を行います。
◇ 県営電気事業 [担当課] 企業局施設課	○ 自然エネルギーを活用した水力、風力による発電事業の効率的かつ安定的な運転に努めクリーンエネルギーの供給を推進します。

計画の推進に向けた県の基本姿勢

- ◇ 施策1：県民の総力を結集できる行政の推進
- ◇ 施策2：市町村との更なる連携による行政の推進
- ◇ 施策3：財政健全化に向けた改革の推進
- ◇ 施策4：迅速に活動できる組織の運営
- ◇ 施策5：政策推進システムの充実

目 的

- 対話を重視し、双方向の情報共有を進めながら、県民の声がよく県政に反映できる体制を整えるとともに、県民・企業・NPO などとの幅広い協働を進めることにより、県民が主体的に地域づくりに参画する総力結集型の行政を推進します。

現 状 と 課 題

- 県民の意向を県政に反映していく上では、様々な手段、機会を通じ、情報を迅速かつ分かりやすく提供する広報と情報公開、県民との直接対話や間接広聴事業による広聴の充実が重要です。
- 地域が抱える様々な課題を解決し、地域の活性化を図ろうとする地域住民や民間事業者等の取組にとって障害となっている規制の見直しなどが必要です。
- 県民・企業・NPO などと行政がお互いの利点・特性を活かして共通の目的のもとに協働する取組みが進められています。特に、NPO は寄附税制の改正も行われ、今後の公共サービスの新たな担い手として注目されています。NPO の資金調達や情報開示など活動基盤の整備を図りながら、保健・福祉や環境保全、まちづくりなど様々な分野で自発的・主体的な取組を展開することが期待されています。

取 組 の 方 向

- 知事広聴会、県民ホットラインなど広聴事業を通して把握した県民の意見を県施策に活かすとともに、効果的、効率的な広報を展開します。また、引き続き、適切な情報公開に努めます。
- 県民等の自由な発想や提案を広く汲み上げ、地域社会で求められる役割に応じた県民自らの力による地域課題の解決や地域活性化を実現する新たな事業の展開を図ります。
- 県民・企業・NPO など多様な担い手と幅広い協働を進めることにより、それぞれが有する資源を活かし、自立した対等な立場で相互に協力して、地域課題の解決や地域づくりに成果を発揮できるよう取り組みます。
- 県庁内各職場に配置した協働推進員に対し、協働に関する理解を深めるための啓発・研修を引き続き実施するとともに、県民等の実施する地域課題の解決に向けた取組を支援していきます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成23年度		平成27年度
①県の広報に対する満足度	57%	➡	60%
②県と協働した年間団体数	1,324 団体		1,424 団体

- ① 県内に居住する満20歳以上の県民の意見を聴く「県政世論調査」において広報全般について「満足している」と回答した人の割合です。より効果的な広報に努め県の広報に対する満足度を高めます。
- ② 地域課題の解決や地域づくりを目的とした事業に係る共催、委託、補助、事業協力、施策提言などの形態により県と協働したNPO法人、任意団体、企業などの数です。毎年25団体程度の増加を図りながら、協働の内容の充実を図ります。

目 的

- 住民に最も身近な基礎自治体である市町村が、地域における充実した行政サービスを提供できるよう支援するとともに、分権時代にふさわしい県と市町村の役割分担のもとでの、連携・協力を進めます。

現 状 と 課 題

- 地方分権の進展や平成の大合併により本県の市町村数が 59 から 19 に再編され行政体制が総体的に充実したことに伴い、市町村は、地域住民に最も身近な基礎自治体として、多様化した住民ニーズに対応したきめ細かな行政サービスを実践する役割が求められています。
- 県内市町村の財政健全化法に基づく財政指標は、総じて年々低下し改善しつつあるものの、借入金の返済額が財政規模に対してどれくらいの割合であるかを示す実質公債費比率が全国平均をなおも大きく上回っていることや、合併市町村において、平成 20 年代後半から普通交付税の特例措置（合併算定替）が段階的になくなることなどから、将来を見据えた財政健全化の取組が急務となっています。
- 県内の市町村のほとんどが、過疎地域自立促進特別措置法をはじめとした特定地域振興に関する各法律の適用を受ける地域であり、引き続きその振興に向けた取組を行っていく必要があります。
- 地方分権が進展する中で、県と市町村はそれぞれの役割を明確にするとともに、引き続き相互に連携・協力していく必要があります。

取 組 の 方 向

- 県は、市町村に対し、対等なパートナーシップを基本として、市町村において充実した行政サービスが提供できるよう、支援・助言を行っていきます。
- 市町村合併による行政体制の充実や更なる地方分権の進展を踏まえ、基礎的自治体である市町村がさらに行政基盤を充実・強化し、地域住民の意向を反映した主体的なまちづくりができるよう各市町村の意向も尊重しながら、円滑な権限移譲を進めます。
- 市町村の行財政運営に支障が生じないよう、必要な一般財源の総額確保と、地方交付税の持つ財源調整・財源保障機能の堅持について、国に働きかけていきます。
- 財政健全化法に基づく財政指標などに留意しつつ、市町村行財政の健全化に向けた支援・助言を行っていきます。
- 県と市町村が責任ある判断により、地方の実情に即した柔軟な行政運営ができるよう、国に対して提案・提言を積極的に行います。

成果参考指標と目標値

成果参考指標

対等なパートナーシップを基本として、市町村の行財政運営に支障が生じないよう国に働きかけるとともに、必要な支援・助言を行っていきます。

目 的

- 中長期的に持続可能な財政運営の実現に向けて、県民の暮らしや企業活動などへの影響に十分配慮しながら、財政健全化基本方針に基づく改革を推進します。
- 行政内部の歳出削減努力の徹底に加え、あらゆる事業の見直しを進めることによって、将来にわたり安定的な財政運営が行えるようにします。

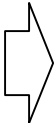
現 状 と 課 題

- 島根県の財政は、平成 19 年時点において、今後 200 億円台後半の収支不足が見込まれる危機的な状況にあったため、平成 19 年 10 月に「財政健全化基本方針」を策定し、この方針に基づいて財政健全化に取り組んでいます。
- この基本方針では、概ね 10 年後において、130 億円程度の基金を確保した上で、給与の特例減額などの特例措置なしに収支均衡の状態にすることを目標に掲げています。
- また、そのための改革の進め方として、平成 20 年度から平成 23 年度までの 4 年間を集中改革期間として位置づけ、抜本的な改革を集中して実行し、200 億円台後半の収支不足のうち 200 億円程度を解消し、集中改革期間後も定員削減の計画的な実施などにより更に収支の改善を図り、概ね 10 年後において収支均衡を達成することとしています。
- これまでの 4 年間は、行政の効率化・スリム化として、平成 15 年から行っている職員定員削減（1000 人）、知事等の特別職や一般職の給与の特例減額（知事：25%、一般職 部次長級：10%、課長級：8%、その他：6%）を継続実施するとともに、庁舎の維持管理費などの内部管理経費の縮減や公の施設の廃止や統合などを行ってきました。
- また、事務事業の見直しとして、一般的な施策経費について平成 23 年度の一般財源総額を平成 19 年度の概ね 50%に削減するとともに、県債の新規借入を出来るだけ抑制し、後年度負担を軽減するよう努めてきました。
- さらに、財源の確保として、県独自で課税を行っている核燃料税の税率引き上げや県有未利用財産の売却、特定目的基金等の活用、執行段階での徹底した節減等に取り組んできました。
- こうした取り組みの結果、200 億円程度の収支改善目標を達成し、財政健全化は概ね基本方針に沿って改善が進んできており、平成 24 年 1 月に公表した財政見通しでは、今後の収支不足は毎年 75～110 億円程度まで縮減することができました。
- このようなことを踏まえ、職員給与については平成 23 年の人事委員会勧告に沿って、これまで特例的にやむを得ざる措置として行ってきた特例減額を平成 24 年度以降は行わず、民間給与水準に均衡させる、いわゆる地域給を導入することとしたところです。
- 県財政を取り巻く情勢は、震災や円高の影響等による社会経済情勢の変化、社会保障と税の一体改革などの国の制度改正の動向、これらを踏まえた国の予算や地方財政対策など不透明な状況が続くと予測されますが、今後も、基本方針の目標である平成 29 年度までの財政収支均衡の達成に向けて、引き続き財政健全化の取組を着実に実施していく必要があります。

取組の方向

- 一定程度の規模の基金を確保しつつ、段階的に収支不足の圧縮を進め、収支均衡の状態にすることを改革の目標とし、中長期的に持続可能な財政運営を実現します。
- 具体的には、平成 29 年度において、130 億円程度の基金を確保した上で、収支均衡の状態にすることを改革の目標とします。
- 県財政を取り巻く情勢は、しばらくの間、不透明な状況が続くことが予測されることから、平成 24 年度から平成 25 年度までの 2 年間は今後の県の財政運営を見極めるための経過監視期間として位置づけ、国の動向等に注視しながら財政健全化に取り組めます。
- 具体的な取り組みとしては、基本方針に掲げる「行政の効率化・スリム化」、「事務事業の見直し」、「財源の確保」の 3 分野について、集中改革期間における取組効果を維持しながら、県民サービスの維持確保に配慮し、更なる見直しや工夫などにより着実に進めていきます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標	平成 23 年度		平成 27 年度
毎年度発生する収支不足額 (収支改善後)	50 億円程度		15 億円程度

- 行政の効率化・スリム化、事務事業の見直し、財源の確保の各取り組みにより収支改善を達成することを目標とします。

目 的

- 時代の変化に迅速に対応できる柔軟で活動的な組織の構築に向け、民間の知恵や経験も取り入れるなど不断の見直しを行うとともに、職員の一層の資質の向上を図ることにより、効率的な行政運営を図ります。

現 状 と 課 題

- 組織体制については、これまでも防災体制の強化や農畜産物の安全確保などの新たな行政課題に対応するため、適宜、課（室）やグループなどを柔軟に組織してきたところです。
- 職員の育成については、職員一人ひとりの資質向上を図り、その能力を最大限に発揮させるため、島根県人材育成基本方針を定め、各種研修の実施や職場環境づくり等に取り組んでいます。
- 今後の課題としては、社会経済情勢の変化や多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応することができる組織体制に常に見直すとともに、職場でいろいろな意見や知恵が出てくるような風通しの良い職場環境の整備に一層取り組み、課題を敏感に感じ取る職員を育てる必要があります。

取 組 の 方 向

- 組織体制については、時代の変化に対応した簡素で効率的な体制となるよう、適宜、柔軟に見直します。
- 職員の育成については、一人ひとりの能力開発を進め「県を取り巻く情勢や県民の声に敏感で」「よく考え、よく議論し、創造し」「何事にもチャレンジ精神を持って取り組む」姿勢を育てます。

成果参考指標と目標値

成果参考指標

- ①組織体制については、時代の変化に対応した簡素で効率的な体制となるよう、適宜、柔軟に見直します。
- ②職員の育成については、一人ひとりの能力開発を進め「県を取り巻く情勢や県民の声に敏感で」「よく考え、よく議論し、創造し」「何事にもチャレンジ精神を持って取り組む」姿勢を育てます。

目 的

- 島根総合発展計画に掲げる将来像と基本目標の達成に向けて、県民満足度の視点から、施策の成果の検証と評価を実施し、以後の施策の改善に結びつけるマネジメントの取組を徹底し、その状況を広く公表します。

現 状 と 課 題

- 徹底した行財政改革の実施に伴い、限られた行政資源を有効に活用し、自らの判断と責任で地域の実情に即応した政策形成や戦略的な施策展開を行うことが要請されています。国と地方の役割の見直しや自治体間の広域連携など、地方分権の進展に応じた取組も進めながら、より成果を重視した政策主導型の県政運営を行っていく必要があります。
- 県では、平成 15 年度から、①県民の視点に立った成果重視の行政を実現すること、②効率的で質の高い行政運営を実現すること、③県民に対する行政の説明責任を果たすことをねらいとして、「行政評価システム」を導入し、毎年、施策の成果を計画に基づいて評価し、その結果について議会へ報告するとともに、県民の皆様に対し、周知を図っています。
- また、行政評価システムの効果的な運用に努め、施策の改善に結びつけるよう見直しを進めてきました。

取 組 の 方 向

- 島根総合発展計画の目標達成に向けて、行政評価システムを効果的に運用し、行政評価結果を施策の改善に役立てるとともに、計画の進捗状況を県民に分かりやすく公表します。

成果参考指標と目標値

成果参考指標

島根総合発展計画の目標達成に向けて、行政評価システムを効果的に運用し、行政評価結果を施策の改善に役立てるとともに、計画の進捗状況を県民に分かりやすく公表します。